

筑波大学博士（言語学）学位請求論文

現代日本語・中国語の受身表現における
使役性に関する研究

陳 琦

2019 年度

目次

目次	i
凡例	v
第1章 序論	1
1.1. 研究背景	1
1.2. 研究の対象と目的	2
1.3. 本研究の構成	5
1.4. 本研究の独創性	7
第2章 先行研究	8
2.1. 日中語のヴォイス論	8
2.2. 日中語の受身文研究	10
2.2.1. 日本語の受身研究	10
2.2.1.1. 日本語受身文の分類	10
2.2.1.2. 日本語受身文の意味	13
2.2.2. 中国語の受身研究	14
2.2.2.1. 中国語受身文の分類	14
2.2.2.2. 中国語受身文の意味	17
2.2.3. 日中対照の視点からの受身研究	18

2.3.	結び	20
第3章	本研究で扱う使役概念	21
3.1.	使役の定義	21
3.2.	典型的な使役構造	22
3.2.1.	日本語の使役	24
3.2.2.	中国語の使役	25
3.2.2.1.	非意志的誘発（原因）の解釈	26
3.2.2.2.	意志的誘発の解釈	27
3.3.	結び	38
第4章	中国語における準使役介詞が受身介詞として用いられる現象	39
4.1.	背景	39
4.2.	“讓”の受身用法の成立	41
4.3.	“給”の受身用法の成立	43
4.4.	“撥”の受身用法の成立	49
4.4.1.	上海語の“撥”	50
4.4.2.	杭州語の“撥”	56
4.5.	“叫”の受身用法の成立	60
4.6.	結び	62
第5章	日本語・中国語における使役表現と受身表現の意味的近接現象	63
5.1.	目的	63
5.2.	本章の議論の理論的前提	64
5.2.1.	Talmyの枠組み	64
5.2.2.	Wolffの枠組み	66

5.3.	日本語の使役・受身近接現象	67
5.3.1.	背景	67
5.3.2.	分析	69
5.3.2.1.	持ち主が主語になる文	69
5.3.2.2.	動作の働きかけの相手が主語になる文	74
5.3.2.3.	動作の働きかけの直接対象が主語になる文	77
5.3.2.4.	第三者が主語となる文	80
5.3.3.	日本語の近接現象：結び	84
5.4.	中国語の使役・受身近接現象	87
5.4.1.	背景	87
5.4.2.	分析	89
5.4.2.1.	持ち主が主語になる文	89
5.4.2.2.	動作の相手が主語になる文	91
5.4.2.3.	動作の直接対象が主語になる文	93
5.4.2.4.	第三者が主語になる文	94
5.4.3.	中国語の近接現象：結び	96
5.5.	結び	97
第6章	日本語・中国語の受身文における受影性のあり方の違い	99
6.1.	目的	99
6.2.	直接受身文	100
6.2.1.	付加成分がある場合	100
6.2.2.	付加成分がない場合	110
6.2.2.1.	使役動詞の場合	110

6.2.2.2. 裸動詞と“了”が共起する場合	111
6.2.3. 日本語との比較	114
6.3. 間接受身文	116
6.4. 結び	120
第7章 結論	121
7.1. 本研究のまとめ	121
7.2. 今後の課題と展望	124
参考文献	126
各章と既発表論文との関係	133

凡例

本研究では、中国語の標準語や方言の近現代の用例を多く使用するため、読みやすさを考慮し、すべての中国語の用例を旧字体（繁体字）で表記する。また、本文での引用は、英語や中国語は二重引用符（“”）、日本語はかぎ括弧（「」）を区別して使用する。

英語と日本語を除き、用例には必要に応じて形態素ごとのグロスおよび文全体の日本語訳をつけた。グロスの書式は The Leipzig Glossing Rules に従った。日本語訳は、元言語のニュアンスを最大限に保つようにし、必ずしも自然な日本語であるとは限らない。

グロスで使用したラベルは、下記のようにになっている。

容認度判断

- * 意味的に許容されない例（統語的には許容される）
- ? 意味的にある程度許容される例（統語的には許容される）
- ^ 統語的に許容されない例
- # 意図される意味では不適切な例（統語的・意味的には許容される）

アスペクト辞

- CRS 発話時関連状況の“了”（currently relevant state *le*）
- EXP 経験相の“過”（experiential *guo*）
- LE 複数役割の“了”（possible multi-role *le*）
- PFV 完結相の“了”（perfective *le*）

意味役割

ACC	対格 (accusative)
AGT	動作主 (agent)
BEN	受益者 (beneficiary)
DAT	与格 (dative)
GEN	属格 (genitive)

その他

ASSOC	関連づけの“的” (associative <i>de</i>)
CL	類別詞 (classifier)
COP	コピュラ (copula)
INT	疑問詞 (interrogative)
MOD	モダリティ辞 (modality)
NOM	名詞化辞 (nominalizer)
PART	助詞 (particle)
STAT	様態の“得” (stative <i>de</i>)

第1章 序論

1.1. 研究背景

中国語の受身や使役表現は、日本語のように特定の動詞接辞や格交替という形態論的・統語論的要素で表されず、介詞や動詞自体の語彙的意味によって表される。したがって、受身や使役などをともにヴォイスという文法カテゴリーの下位概念として扱う日本語研究と異なり、中国語のオーソドックスな研究では、ヴォイスという概念を能動と受身の対立と捉え、使役などの言語現象をその範疇に含めないことが一般的である。そのため、後述する受身と使役で同じ形態素が共用される現象以外、受身と使役の関連性を示す現象を扱う研究がほぼない、という現状がある。

また、上述した両言語の類型論的な違いが原因で、日本語の受身表現に関しては、統語論的には直接的なのか間接的なのか、意味論的には中立的なのか被害的なのかという区別が研究の焦点となってきたが、中国語の受身表現に関しては、統語論的には有標なのか無標なのかという区別や、述語動詞に目的語が後続する現象（“保留賓語被動句”）など、意味論的には介詞“被”、“讓”、“叫”、“給”などの用法の違いなどに関する研究がほとんどで、日本語とは全く異なる視点からの研究がなされてきた。それ以外に、日中対照の視点からの研究が散見されるが、両言語の全体的な比較という立場に立つ、それぞれの受身表現の意味傾向の概説や、個別の言語現象の意味分析に注目するものが多く、統一した枠組みでの分析がまだ少ない。

1.2. 研究の対象と目的

本研究の出発点は、中国語における受身と使役表現が同じ形態素で表される現象である。下記はその一例で、受身文と使役文ではともに“讓”という形態素が用いられている。

- (1) a. 我 讓 他 打-了 那-个 人 一-頓。 (使役)
I ràng he beat-PFV that-CL person one-time
「私は彼にあの人を殴らせた。」
- b. 我 讓 他 打-了 一-頓。 (受身)
I ràng he beat-PFV one-time
「私は彼に殴られた。」

この“讓”と似たように機能する形態素に、他に“叫”、“給”などがある。これらの形態素は、中国語学では用法別に「使役介詞」または「受身介詞」と呼ばれる。

先行研究の多くでは、これらの介詞の基本用法が使役を表すことで、その用法から受身を表す用法が派生されたとされている(太田 1958)。さらに具体的に、蔣紹愚(2003)や洪波・趙茗(2005)では、これらの介詞を用いた受身文は、許容を表す使役文から派生されたと主張されている。

上述の介詞の受身用法が許容使役用法から派生されたという主張は、下記のような歴史的用例の存在に裏付けられるとされる。

- (2) 我的一件梯己，收到如今，
one of my private savings, I have kept for a long time,
沒 給 寶玉 看-見-過。
not gěi Baoyu look-see-EXP
「長年保管していた1個の私物だが、
寶玉に「見せた／見られた」ことがない。」
(『紅樓夢』、蔣紹愚 2003:206 より¹⁾)

¹ 蔣紹愚(2003)の引用では“一件梯己”(1個の私物)とされるが、原文で“梯己两件”(私物2個)とする小説版本が存在する。

この文は、使役と解釈するか受身と解釈するかは明確に判断できない。つまり、使役と受身とが意味的に近接する現象が生じる。蔣紹愚は、この意味的近接現象について、“給”の受身用法が定着する前の過渡的現象とし、許容使役を表す“給”が受身を表す“給”へと派生する動機だと主張している (pp. 204-206)。

さらに、張麗麗 (2006) は、派生の間段階として、許容だけでは十分ではなく、不本意な許容 (“非自願允讓”) でなければならないと述べている。その理由は、典型的な受身文と不本意許容使役文が、(ア) すでに実現した出来事を表すこと、(イ) 不幸な出来事を表すこと、という2つの特徴を共通して有することにあると述べられている (p. 141)。“讓”が受身用法を獲得する前の中間段階にある不本意許容使役文の例として、下記の文が挙げられている。

(3) 世間的一樁好事,

This one good thing in the world,

卻 讓 你 獨占頭功。

but ràng you take.credit.to.oneself

「この世の中の一つのいいことを、

君ごときに功績を独り占めさせた。」

(『蒲松齡集』、張麗麗 2006:149 より)

上述の主張は、“讓”、“叫”、“給”の受身用法が同様な中間段階 (つまり、不本意許容使役) を経由し派生された用法であることを前提としている。この前提について、歴史的な文献資料が比較的豊富である“讓”に関しては成立する可能性が高いものの、先行研究でよく見逃されている下記の事実からすると“叫”と“給”は同様ではない。

(ア) “叫”には許容使役用法が認めにくい。

(イ) “給”には定着した使役用法が認められない。“給”の使役用法には厳しい制限があり、歴史的にも用例が極めて少ない。

これらの事実の詳細は改めて説明するが、ここから分かることは、少なくとも“叫”と“給”に関しては、その受身用法が許容使役用法から派生されたという主張が成り立たないことである。つまり、“叫”、“給”の受身用法の成立動機は別にあると考えられる。本研究の第一の目的は、その成立動機が何なのか、その動機が“讓”のそれとはどう異なるのかを解明することにある。

本研究のもう一つの研究内容は、蔣紹愚(2003)や張麗麗(2006)などで言及されている、使役と受身表現の意味的近接現象である。上述したように、張麗麗は、受身文に近接しうるのが不本意許容使役文に限られると指摘している。この指摘が事実合っているかどうかの検証は、“讓”の受身用法がその不本意許容使役用法に由来するという主張の妥当性の判断に重要である。

また、興味深いことに、早津(1992)による日本語の使役・受身近接現象を扱う研究では、下記のような文が近接のペアとして提示されている。

- (4) (体が弱っている伸子と佃について)
 - a. 彼に手伝われて伸子は外套をぬいだ。
 - b. 彼に手伝わせて伸子は外套をぬいだ。

(p. 213)

この使役文(4b)が表す状況は本意な許容である。それにもかかわらず(4a)と(4b)の間に意味的近接が生じることは、日本語の使役・受身近接現象の成立動機が、中国語のそれと原理上の違いがあることを示唆している。その違いはさらに日本語と中国語の受身文の意味論的本質の違いに繋がる。この2つの違いを解明することは、本研究の第二の目的である。

本研究のこの2つの考察は、日本語と中国語の受身表現の使役性のあり方に関する考察とも捉えられる。

Shibatani(1976a:1-2)では、使役状況を構成するには、「結果事象の実現」(the occurrence of the caused event has been realized)と「原因事象の誘発」(the occurrence of the causing event is wholly dependent on the occurrence of the causing event)という2つの必要条件があると指摘している。このように、使役性(causativity)という概念は、2つの性質、つまり「原因性」(causingness)と「結果性」(causedness)によって構成されると考えられる。

受身文は、典型的には受動者が動作主の動作の働きかけにより、何らかの影響を受けることを述べる構文である (Shibatani 1985:837)。受動者が影響を受けること、つまり受影性は、物理的影響にせよ心理的影響にせよ、一種の変化、つまり「結果事象」と捉えられる²。また、動作の実行だけでなく、その動作がもたらす影響まで言及されることから、その影響はすでに生じたもの、または必然的に生じるものでなければならない。そのため、受身文が表す状況は、広い意味では原因性（動作主が働きかけを行うこと）と結果性（受動者への影響が実現されること）が常に保証される使役的な状況と認められる。

上述の視点から捉え直すと、本研究は下記のことを検証するための考察である。(ア) 中国語の“讓”の許容使役文が、不本意性を動機に受身文に近接し、結果的に“讓”が受身用法を獲得した。一方、“給”は使役以外の表現を経由して受身用法を獲得した。これは、“讓”の受身用法の成立に結果性（不本意性）の関与が大きいことと、“給”の受身文の成立に結果性よりも原因性の関与が大きいことを示唆している。(イ) 中国語の使役・受身近接現象は、不本意性を動機に成立する。それに対し、日本語のそれは、不本意性を成立動機としない。この事実は、中国語と日本語の受身文が、結果性を重視するか原因性を重視するかという点で、異なる本質を有するものであることを示唆している。

1.3. 本研究の構成

本研究の構成は、全7章に分かれる。

第1章では、本研究の背景、研究内容・目的、全体的構成、および本研究の独創性について述べる。

第2章では、先行研究の概観を行う。日本語研究、中国語研究、および日中対照の視点から受身研究を概観し、研究の現状を示す。

第3章では、次章の議論の前提として、本研究で扱う使役概念の理論的定義を精緻化する。特に、一般的に使役構文とされている中国語の“讓”、“叫”、“給”文は、英語や日本語の使役構文と違い、動作や変化の実現を常に表してはいないため、厳密には「準使役構文」とすべきであることを述べる。この点から、これらの介詞の意味的派生には結果性よりも原因性の関与が大きいことを明らかにする。また、“叫”、“給”に定着した許容用法がないという、“讓”との用法上の違いについて説明する。

² 受影性に関しては、Beavers (2011)は“an observable change in an event participant”と定義している。

第4章では、中国語の準使役介詞“讓”、“叫”、“給”などが受身介詞として用いられる現象に対し、歴史的用例を取り上げながら、それぞれの用法の意味特徴を分析することにより、“讓”、“叫”、“給”の受身用法の成立の過程や動機がそれぞれ異なることを主張する。特に、“讓”のそれには結果性（不本意性）の関与が大きいことと、“給”のそれには結果性よりも原因性の関与が大きいことを明らかにする。また、“讓”、“給”、または“給”との比較のために取り上げた呉方言の“撥”の受身用法の成立には、許容性と与益性という2種類の原因性が関わる点で通方言的普遍性があることを明確にする。

第5章では、日本語と中国語で観察される、使役文と受身文が意味的に近接する現象に関して、認知意味論のフォース・ダイナミクス（FD）理論を用い、意味的近接が認められる表現ペアが表す状況のそれぞれの意味特徴を分析することにより、それぞれの近接現象の成立条件を明らかにする。この章の考察により、中国語では不本意な許容が関わる場合に限り近接が生じるのに対し、日本語では、主語の事象への関与度が比較的に高い状況であれば、本意な許容が関わる場合であっても近接が生じるという、両言語の近接現象の成立原理の類型的違いを明らかにする。詳しく言えば、中国語の近接は状況の結果性（不本意性）に基づく近接であるが、日本語のそれは状況の原因性（主語の事象への関与）に基づく近接である。

第6章では、前章の結論に関連する現象として、日本語と中国語の受身文における受影性のあり方の違いを考察する。この章の考察により、直接受身文であっても間接受身文であっても、中国語は基本的に受動者が受ける影響を何らかの付加成分（補語や従属節など）で言語化することを要求するが、日本語はそのような成分の明示を要求しないことを明らかにする。これは、中国語の受身文が受影性に焦点を置くのに対し、日本語のそれが受影性よりも受動者と動作主の間の相互作用関係に焦点を置くことを示唆しており、前章で示した、中国語の近接現象の成立が結果性を動機とし、日本語のそれが原因性を動機とすることはこの点により裏付けられる。

第7章では、前の各章で取り上げた現象から観察される両言語の受身表現における使役性のあり方（原因性と結果性）をまとめた上で、本研究の結論と今後の課題について述べる。

1.4. 本研究の独創性

本研究がこれまでの研究と大きく異なる点は2点ある。

第一に、本研究では、これまでほとんど取り上げられていない日本語と中国語の使役・受身近接現象に関して、認知意味論のフォース・ダイナミクスの視点から両者の成立原理を明確にする点で独創的である。また、その成立原理の違いが両言語の受身表現における受影性のあり方に繋がる点で、両言語の受身表現のさらに精緻な類型論的比較研究が可能になる。

第二に、これまでのヴォイス研究には、中国語であっても日本語であっても、ヴォイスの中核となる使役と受身の意味的関連性を扱うものはとても豊富とは言えない。本研究でとる認知意味論的な視点は、両言語の使役と受身の連続性に対する、統一した枠組みでの通言語的、または通方言的な研究を可能にする。

第2章 先行研究

本章では、日本語と中国語のヴォイス研究および受身研究を概観することを目的とし、それぞれの先行研究の概要を紹介する。まず、日本語と中国語の研究では、ヴォイスという概念がどう扱われるかについて見る。次に、日本語と中国語の受身表現に関する研究を取り上げ、どのような成果が蓄積されてきたかを見る。なお、本研究では主に受身表現の意味特徴に焦点を置くが、日本語と中国語を同じ枠組みで取り扱うために、日中語受身表現の分類にも少し触れたい。

2.1. 日中語のヴォイス論

日本語のヴォイスは、事態参加者の意味役割と格表示の対応関係を変更する統語操作であり、一つの文法カテゴリとして広く認識されている。その概念および範疇のあり方に関してはこれまでに様々な見解が示されている。

寺村（1982）は、ヴォイス（態）を「補語の格と相関関係にある述語の形態の体系」（p. 208）と規定し、格の交替を伴い、規則的、生産的なものとして「文法的な態」と、形態的なものとしての「語彙的な態」とに分類し、文法的な態として「受動態」「可能態」「自発態」「使役態」、語彙的な態として「自動詞・他動詞の対立」を挙げている。さらに、受動態、可能態、自発態および自動詞は結果に主な関心を寄せる（result-oriented）のに対して、使役態および他動詞は原因に主な関心を寄せる（cause-oriented）とする。

益岡・田窪（1989）では、ヴォイスが「述語への接辞の付加に伴って補足語の格が規則的に変更する現象」と捉えられ、受動表現、使役表現、可能表現の3つが挙げられている。一方、自発表現は自発の意味を表す特殊な受動表現として受動の中に含められ、自動詞と他動詞の対立はヴォイスとは捉えられていない。

日本語記述文法研究会（2009）（以下、記述文法 2009）はヴォイスを次のように定義している。

- (1) ヴォイスとは、事態の成立に関わる人や物を表す名詞が、どのような形態的なタイプの動詞とともに、どのような格によって表現されるかに関わる文法カテゴリーである。ヴォイスの中心には、無標の表現としての能動文、有標の表現としての受身文と使役文がある。ヴォイスと関連する表現には、接辞によって表される可能構文と自発構文、複合動詞によって表される相互構文がある。派生や複合といった文法的な手段で表されるわけではないが、再帰構文もヴォイスと関わりをもつ。

(p. 207)

上述の先行研究は、いずれもヴォイスを動詞の形態変化や格交替に関わる文法的な事柄と捉えている。また、各研究の具体的な捉え方には多少相違が見られるが、ヴォイスの中核的な表現として使役表現と受動表現があることは一致している。一方、周辺的な表現としては、主に可能表現、自発表現、自他対応があるとされる。

しかし、通言語的な視点からすると、事態の成立に関わる人やものと動作との関係は、必ずしも動詞形態や格交替の形式で表されるとは限らず、何らかの別の形で反映されることが可能である。柴谷（2000）では下記のような指摘がなされている。

- (2) 日本語では有標のヴォイスが「れる」「られる」という接辞の存在によって動詞の形態的な範疇として捉えることができるが、言語によってはヴォイスの交替が一つの動詞の形態的な範疇に納まりきらず、構文というレベルによって表されるものがある。

(p. 124)

中国語はこのような、構文レベルでヴォイスを表す言語の一つである。中国語研究では、ヴォイスという外来概念の訳語として“語態”（態）があるが、それが何らかの形で交替する複数の言語現象の集合を指す概念であるという捉え方はそれほど一般的に認知されていない。日本語研究で一つのカテゴリに収められる能動文、使役文、受身文などは、中国語研究では“‘把’構文”、“‘讓’構文”、“‘被’構文”などのように、異なる構文と捉えられる。その一つの裏付けとして、朱德熙（1982）は第13章で、“被”、“叫”、“讓”、“給”、“把”な

どの介詞を、“和”（と）や“在”（に、で）などの介詞と同様なものと扱い取り上げているが、ヴォイスというカテゴリに関しては全く言及していない。

ヴォイスの認定やその体系化を中国語研究に導入する試みを行った研究に、木村（2000; 2003）がある。木村は、ヴォイスを「動作者と主語の関係を中心に、名詞表現の意味役割と格表示の対応関係の変更が何らかの形で明示的かつ規則的に反映される現象」（木村 2003:64）と定義し直し、「使役的事態や受身的事態に対応する表現形式がそれぞれ規則的かつ生産的な有標構文のかたちで実現する」ことから、上述の中国語の各構文もヴォイスとして捉えられると指摘している。木村はまた、中国語の有標ヴォイス構文を指示使役文（“叫”構文）、放任使役文（“讓”構文）、誘発使役文（“使”構文）、執行使役文（“把”構文）、受身文（“被”構文）の5種類に分けている。本研究も基本的には木村の観点を共有するものである。

2.2. 日中語の受身文研究

本節では、日本語と中国語の受身研究の成果について記述する。

2.2.1. 日本語の受身研究

2.2.1.1. 日本語受身文の分類

日本語受身表現の分類に関する先行研究は、大まかには被影響か無影響かに注目するものと、まともかはた迷惑かに注目するもの、という2種類の立場からなされた研究に分けられる（川村 2012）。前者を代表する研究には松下（1930）、益岡（1987）などがあり、後者を代表する研究には三上（1953）、鈴木（1972）、寺村（1982）、工藤（1990）、仁田（1992）、記述文法（2009）などがある。これらの研究による分類を、下記の表のように整理する。

表 2.1 各先行研究による日本語受身文の分類

例	松下 1930	三上 1953	鈴木 1972	寺村 1982	益岡 1987	工藤 1990	仁田 1992	記述文法 2009				
法隆寺は聖徳太子によって建てられた。	単純の被動	まともな受身	直接対象のうけみ	直接受身	降格受動文	直接対象受動文	まともな受身	直接受身文				
この雑誌は若者によく読まれている。			あい手のうけみ						昇格受動文	相手受動文		
太郎は次郎に殴られた。	利害の被動	分けての受身	もちぬしのうけみ	間接受身	受影受動文	当事者受動文	持ち主の受身	持ち主の受身文				
太郎は婚約指輪を突き返された。									第三者の受身	関係者受動文		
太郎は次郎に背中をたたかれた。											第三者の受身	関係者受動文
太郎はすりに財布を盗まれた。												
太郎は父親に突然死なれた。											関係者受動文	関係者受動文

この2種類の立場をとる代表研究をそれぞれ一つだけ取り上げる。

益岡(1987)は、日本語の受動文には、能動文の主語を非主語名詞に降格させることを目的とする降格受動文(ニヨッテ受身)と、他動詞の目的語を主語に昇格させることを目的とする昇格受動文(ニ受身)があると主張している。昇格受動文はさらに、受影受動文と属性叙述受動文という2つの下位類に分けられる。受影受動文は、主格名詞がある出来事の結果として物理的または心理的影響を被ったことを表すもので、属性叙述受動文は、主格名詞がある属性を有することを表すものであるとされる。

寺村(1982)は、対応する能動表現の有無により、受身文を直接受身と間接受身に分けている。この捉え方は受身文を「まともな受身」と「はた迷惑の受身」とに分ける三上(1953)とは一致している。直接受身は、「太郎は次郎に殴られた」のように、主格名詞が、述語動詞で表される動作の直接的な影響を受ける、という意味特徴をもつもので、間接受身は、「太郎は父親に死なれた」のように、主格名詞が間接的な影響を受ける、という意味特徴をもつものであるとされる。

なお、表2.1からも分かるように、同じく「まともか/はた迷惑か」の立場をとる研究であっても、「太郎はすりに財布を盗まれた」のような文、いわゆる「所有者の受身」をどう扱うかについては、研究者によって相違が出てくる。寺村は、所有者の受身を「太郎は父親に死なれた」のような第三者の受身と同様に扱い、間接受身の一種と捉えているのに対し、三上、鈴木、記述文法などはこの両者を区別して捉えている。工藤は所有者の受身を間接受身としているが、第三者の受身(「関係者受動文」とは区別して捉えている。一方、仁田は分離不可能な所有物の受身を直接受身、分離可能な所有物の受身を間接受身と捉えている。

しかし、「太郎は先生に息子を褒められた」のような所有者受身文は、被害や迷惑の意味が生じないため、そのような意味が必然的に生じる間接受身文と異なる性質を示すことから、直接受身文も所有者受身文も、その二格名詞は、間接受身文のそれとは違い、必須の要素ではないことから、所有者受身文を直接受身文の一種と捉えるべきである(杉本1991; 2000)。本研究はこの立場を支持するものである。

2.2.1.2. 日本語受身文の意味

日本語受身文の意味研究に関しては、その「利害性」や「受影性」が論考の中心となってきた。本節では、その代表研究として、松下(1930)、橋本(1969)、Kuroda(1979)、久野(1983)を取り上げる。

松下は、一般に受身と呼ばれるもの(可能表現や自発表現を除く)を「利害の被動」と「単純の被動」とに下位分類している。利害の被動は、「子供が犬に噛まれる」のように、「被動の主を一人格として取扱い其れが或るものゝ動作に由つて利害を被る意を表す被動」(p. 157)であるとされる。一方、単純の被動は、「国旗は高く橋上に掲げられた」のように、「利害を被る意味その他特殊の意味の無い被動」(p. 160)で、日本語固有の言い方ではないとされる。また、自動詞にも被動がある現象が日本語や中国語(「漢文」)に存在することを説明し、英語にはない現象だと述べている(p. 159)。

橋本は、受身文の主語は有情のものに限られると言われてきたことに対し、非情のものが主語になる場合もあると指摘し、主語が有情のものである場合は、「受身に於ては利害を蒙るという感じが特に深く、非情のものである場合は、「自らさうなつたという感じの方がつよい」(p. 282)と説明している。

また、Kurodaは、助詞「に」と「によって」が用いられる受身文は、それぞれ異なる意味傾向を表すことを論じ、前者には受影的(affective)含意、つまり受影性(affectivity)があるとし、後者は受影性をもたないと主張している。ただし、Kurodaは個別現象での受影性のあり方を列挙することに留まり、受影性に明確な定義を与えなかったため、二受身文の受影性をどう捉えるべきかについては、明確にされているとは言えない。

これに対し、久野はインヴォルヴメント(involverment)という概念を導入し、主語に立つ参加者が事態に直接的にインヴォルヴしていれば中立の解釈が出やすく、そのインヴォルヴメントの度合いが低ければ被害の解釈が強くと述べている。しかし、インヴォルヴメントは具体的にどういう概念を指すかに関しては、Kurodaのaffectivityと同じように明確にはされていない。

2.2.2. 中国語の受身研究

2.2.2.1. 中国語受身文の分類

前節で述べたように、中国語の受身表現は、動詞の形態的变化を伴わないため、主には構文論的な分類が行われてきた。

王力(1985)は第2章第13節“被動式”で、中国語では2種類の受身文があると論じている。一つは“普通的被動式”(普通の受動文)、つまり“被”、“叫”などの介詞を用いたもので、もう一つは“沒有‘被’字的被動式”(“被”が含まれない受動文)で、形式的には能動文と区別できず、意味的には受身の意味を表すものを指す。この2種類の受身文は、それぞれ下記のような例が該当する。

(3) (普通の受動文)

我們 被 人 欺負 了。

we bèi person bully LE

「我々は人にいじめられた。」

(王力 1985:88)

(4) (“被”が含まれない受動文)

任務 完成 了。

mission complete LE

「任務は完成された。」

(劉月華他 2001:754)

王力はさらに、“被”構文(普通の受動文)と“把”構文(木村がいう執行使役文)の対称的關係や、“挨打”(殴りを被る)、“受騙”(騙しを受ける)などの構造を受動と見なさない理由などについて述べている。

王力の主張のように、中国語の受身文を有標のもの、つまり“被”、“叫”などの介詞を用いたものと、無標のもの、つまり意味上だけ受身と認められるものとの分類するのが主流である。前者は一般的には“‘被’字句”(“被”構文)、“‘叫’字句”(“叫”構文)などと呼ばれ、後者は一般的には“被動句”(受動文)、“受事主語句”(受動者主語文)、“意義被動句”(意味上の受動文)などと呼ばれる。

それに対し、王力とやや意見が異なるが、劉月華他(2001)では下記のような記述がなされている。

- (5) “被”字句の主語通常是謂語動詞の受事，介詞“被”の賓語通常是施事。包含由表示被動意義的介詞“叫”、“讓”、“給”構成的狀語的句子，也屬於“被”字句。

[中略]

如前所述，在漢語裡，大量存在話題——說明句，而話題中有不少表示動作的受事。也就是說，如果語境或上下文要求一個受事者在句中作為話題時，這個受事者就出現於句首，而不一定用表示被動意義的“被”、“叫”、“讓”。[中略] 這些句子如果加上“被”字，反倒是顯得彘扭，不能為說漢語的人接受。

(筆者訳：“被”構文の主語は通常には述語動詞の受動者で、介詞“被”の目的語は通常には動作主である。受身の意味を表す介詞“叫”、“讓”、“給”で構成される連用修飾節を含む文も、“被”構文に属する。

[中略]

前に述べたように、中国語では主題—題述文が多数存在する。主題には動作の受動者を表すものが多い。言い換えると、コンテキストや文脈により受動者が文の主題として求められる場合、その受動者は文頭位置に現れ、受身の意味を表す“被”、“叫”、“讓”は用いられなくなる。[中略] このような文に“被”を加えると、文が逆に不自然になり、母語話者に許容されなくなる。)

(pp. 753-754)

このように、“被”構文は受身文として認められるが、意味上の受動文は受身文と認められず、一般の主題—題述文として捉えられている。劉月華他の立場では、(4)のような文は「任務は完成された」というより、「任務は完成した」と解釈すべきである。本研究ではこの立場を支持する。

一方、上記のような中核的な現象を取り扱う研究以外に、周辺的な現象を取り扱う研究も多数見られる。その中で、いわゆる“保留賓語被動句”(目的語位置に名詞が残存する受身文)を取り扱う研究がある。“保留賓語被動句”とは、下記のような、述語動詞に目的語がつく受身文である。

- (6) 我 被 小偷偷-了 錢包。
 I bèi thief steal-PFV wallet
 「私はすりに財布を盗まれた。」
- (7) 我 在 車-上 被 人 踩-了 腳。
 I at bus-up bèi person step-PFV foot
 「私はバスの中で人に足を踏まれた。」
- (8) 箱子 被 她 捆-上-了 繩子。
 chest bèi she tie-up-PFV rope
 「箱は彼女に紐で縛られた。」 (李臨定 1980:402)
- (9) 肉 被 我 炒-了 青椒肉絲。
 meat bèi I fry-PFV qīngjiāoròusī
 (肉は私に炒められてチンジャオロースにされた。)
- (10) 這-塊 地 被 他們 建-了 房子。
 this-CL land bèi they build-PFV house
 「この土地は彼らに家を建てられた。」
- (11) 花 被 她 澆-了 水。
 flower bèi she water-PFV water
 「花は彼女に水をやられた。」 (熊仁芳 2014:134)

この種の受身文を日本語の所有者受身文に対応する構文と捉える研究が散見されるが、日本語の所有者受身文と中国語の保留賓語被動句とが完全に一致するものではないことに注意されたい。ガ格名詞とニ格名詞の指示対象の意味関係により定義される所有者受身文と異なり、保留賓語被動句は述語動詞の後に目的語がつくという統語的特徴で定義されている。上記の例の中では、主語と動詞の目的語の指示対象との間に所有関係が認められるのは(6)と(7)だけで、(8)、(9)、(10)、(11)はいずれもそのような関係にはなっていない。つまり、(8)、(9)、(10)、(11)は保留賓語被動句ではあるものの、所有者受身文に相当するものではない。このような文は、本研究の立場では一般の直接受身文と捉えている。

2.2.2.2. 中国語受身文の意味

中国語の受身文は、一般的には被害の意味で使われている。王力（1985）では下記のような説明がなされている。

- (12) 被動式所敘述，若對主語而言，是不如意或不企望的事，如受禍，受欺騙，受損害，或引起不利的結果等等。

（筆者訳：受動文が表すのは、主語にとっては、不如意、または望ましくないことで、例えば災いに遭うことや、騙されることや、損をすることや、不利な結果が生じることなどである。）

(p. 88)

王亜新（2016）では、次のようにも述べられている。

- (13) 中国語の被構文も、伝統的に「害を被る」という意味で使われてきた。西洋語の翻訳などの影響で受益または中立的な意味にも使われるようになってきているが、日本語と比べて被構文の使用率がまだ低く、話しことばでは依然として「被害」の意味が主流である。

(p. 43)

ここでいう「西洋語の翻訳などの影響で受益または中立的な意味にも使われる」受身文は、下記のような例を指している。

- (14) 這-位 老兵 曾 被 授予 榮譽勳章。

this-CL veteran once bèi award Medal.of.Honor

「この退役軍人は名誉勳章を授与されたことがある。」

- (15) 這-部 小説 被 翻譯-成 多國語言 出版。

this-CL novel bèi translate-to multiple.languages publish

「この小説は多国語に翻訳されて出版された。」

また、“被”構文の研究以外、受身の意味を表す“讓”、“叫”、“給”などの介詞に関する研究も行われてきた。そこで、“讓”、“叫”、“給”の受身用法はそれ以外の用法にはどのような関係性があるのか、受身用法の獲得の動機は何なのか、共時的分析や通時的分析が展開されてきた。その代表研究に太田（1958）、Yap & Iwasaki（1993）、江藍生（2000）、蔣紹愚（2003）、木村（2005）、佐々木（2006）、張麗麗（2006）、木村・楊（2008）などがあるが、具体的には第4章で取り上げる。

2.2.3. 日中対照の視点からの受身研究

日中対照の視点から行われた受身研究は、大河内（1982）、杉村（2003）などがある。

大河内は、中国語受身文の意味特徴を論じた上で、日中語受身文の対応性について、下記のように指摘している。

- (16) 第一にいえることは、不如意を示す迷惑の受身³は容易に「被字句」になることである。[中略] 日本語の受身も古くは不如意、不本意に限られたというが、現代文ではそのような例が少ない。いわゆる直接の受身、「会議が開かれる」式のもの「被字句」では表せない。自然被動文⁴になるものもあるが、それぞれに工夫がこらされることになる。[中略] 中国人にとって、「被字句」以外の受事⁵主語文は一向に受身という意識がないが、「被字句」を中心に考える限り、日本語の受身は中国語よりはるかに活動的である。[中略] 中国語に日本語の「雨に降られる」式の自動詞の受身は成立しない。 大河内（1982:330-331）

ここで、「雨に降られる」式の受身は中国語では成立しないという主張に関しては、本研究ではまだ検討する余地が残るとし、第6章で改めて取り上げる。

杉村は、中国語の受身文にも日本語のような直接受身文と間接受身文が存在するが、日中語の受身文使用には異なる意味論的動機が働くため、日本語では間接受身文が直接受身文

³ 挙げられた例文から判断すると、これは間接受身ではなく、迷惑の意味を表す受身文を指している。

⁴ 意味上の受動文に相当する。

⁵ 中国語学の用語で、「受動者」に相当する。

より優勢であるのに対し、中国語では直接受身文が優勢であると指摘している。両言語の受身文使用の「意味論的動機」については、下記のような記述がなされている。

- (17) 漢語傾向於以客觀世界的施受關係作為使用被動句的語義動因, 因此直接被動句發達, 間接被動句不發達。而日語則傾向於以說話人的主觀感受作為使用被動句的語義動因, 因此直接被動句不發達, 間接被動句發達。

(筆者訳：中国語では客観的世界の能動－受動關係を受身文使用の意味論的動機とする傾向があるため、直接受身文が発達していて間接受身文が発達していない。それに対し、日本語では話者の主観的感覚を受身文使用の意味論的動機とする傾向があるため、間接受身文が発達していて直接受身文が発達していない。)

(p. 73)

ここで、「客観的世界の能動－受動關係」とは、原因－結果關係に近い概念と捉えられると思われる。中国語の受身文では発話者の主観的感覚よりも、客観的世界の原因－結果關係が重視されることは、中国語では「私」が受身文の動作主になりうること以外、下記のように動作主性 (agentivity)⁶が弱い存在も受身文の動作主になりうることにより裏付けられると述べられている。

- (18) 霍俊峰躺在浴池裡,

Huo Junfeng is lying in the bathtub,

已經 被 一-根 尼龍-繩 勒-死 了。

already bèi one-CL nylon-rope tighten-die CRS

「霍俊峰は浴槽に横たわっていて、

すでに1本のナイロンの紐に絞め殺されていた。」

⁶ 原文では agency とされる。

(19) 下第二場大雨的時候,

When the second heavy rain fell,

大雑院-的 下水道 讓 一隻 死-貓 堵-住-了。

townhouse-GEN sewer ràng one-CL dead-cat block-stop-PFV

「2 回目の大雨が降ったとき、

長屋の下水道は 1 匹の猫の死骸に詰められた。」

(p. 70)

この2つの文は、日本語ではそれぞれ「ナイロンの紐で絞め殺されていた」と「猫の死骸で詰まった」のように、中国語で動作主と捉えられるものを原因として表現しなければならない。このことから、日本語の受身文では、動作主性の強い存在しか動作主と認められないという、話者の主観性が働くと考えられる。

2.3. 結び

ここまで見てきたように、日本語と中国語の研究では、ヴォイスという概念に対する捉え方に大きな相違が見られる。また、受身文に関しては、統語論的にも意味論的にも、全く異なる視点からの研究がなされてきた。それ以外に、両言語の受身文を同一の枠組みで議論しようとする対照研究は散見されるが、両言語の意味傾向の概説や、個別の言語現象の意味分析に注目するものがほとんどで、他のヴォイス現象との関連性を扱う研究も非常に少ない。

第3章 本研究で扱う使役概念

人間の基本認知概念である因果関係 (causal relation) や使役 (causation) を言語化する表現である使役構造 (causative construction / causative) は、個別言語的であっても通言語的であっても、これまで様々な立場からの多くの論考があり、かなりの成果が蓄積されている。しかしその個々の研究において、どのような言語表現を使役と捉えるべきかという前提的な点では、未だ共通認識が確立していないと言える。例えば中国語学では、後述するように、厳密に使役と認められない言語表現が使役として捉えられることがある。そうすると、通言語的視点から使役と受身の関連性または使役と受身の派生関係を取り扱う際に、説明上の一貫性が保証されない。本章では、本研究で扱う使役概念を明確にすることを目的とする。

3.1. 使役の定義

Shibatani (1976a)では、使役の包括的な定義は示されていないが、その機能的側面の特徴については説明がなされている。その説明では、使役が表す状況、つまり使役状況 (causative situation) は、2つの事象によって構成される。その2つの事象は、次の条件を満たさなければならぬ。

- (1) a. The relation between the two events is such that the speaker believes that the occurrence of one event, the “caused event,” has been realized at t_2 , which is after t_1 , the time of the “causing event.”

- b. The relation between the causing and the caused event is such that the speaker believes that the occurrence of the caused event is wholly dependent on the occurrence of the causing event; the dependency of the two events here must be to the extent that it allows the speaker to entertain a counterfactual inference that the caused event would not have taken place at that particular time if the causing event had not taken place, provided that all else had remained the same.

(pp. 1-2)

Song (2001/2014)においても次のように類似の説明がなされている。

- (2) The causative construction generally represents a linguistic expression which denotes a complex macro-situation consisting of two micro-situations or component events: (i) the causing event in which the causer does or initiates something in order to bring about a different event (i.e. the caused event), and (ii) the caused event in which the causee carries out an action or undergoes a change of condition or state as a result of the causer's action.

(p. 257)

上述の説明を踏まえ、使役または使役性の概念に関しては、下記のような記述ができると考えられる。本研究で使役表現を扱う際には、この記述に従う。

- (3) 使役は、原因事象と結果事象によって構成される。したがって、ある表現の使役性は、次の2つの性質、(ア)原因事象による誘発、つまり「原因性」(causingness)、(イ)結果事象の実現、つまり「結果性」(causedness)によって構成されると考えられる。

3.2. 典型的な使役構造

使役状況は様々な言語表現で表すことができる。一般的に使役構造とされるものは、その様々な言語表現の中の、使役を表すためだけに定式化された構文のことを指す。

形態類型論の研究では、使役構造は典型的に下記のような 3 つの下位類に分けられるとされる (Song 2013a; 2013b)。

- (ア) 英語の kill と die や日本語の「切る」と「切れる」のように、使役起動交替 (causative-inchoative alternation) の関係になる動詞ペアを用いたものは、「語彙的使役」と呼ばれる。
- (イ) 英語の civilize (civil-ize) や日本語の「行かせる」(ik-ase-ru) などのような、形態的操作を受けた動詞派生形を用いたもの、またはフランス語の faire manger (make eat) のような、2 つの動詞からなる複合形式を用いたものは、「非迂言的使役」と呼ばれる。前者は「形態的使役」とも呼ばれる。
- (ウ) 英語の make John go のような、複節 (biclausal) 構造をとるものは、「迂言的使役」と呼ばれる。

本研究で取り扱う日本語と中国語の使役構造は、高い生産性を有し、頻用される形式に限られる。日本語に関してはその形態的使役、つまり「(さ) せる文」で、中国語に関してはその迂言的使役、つまり〈介詞＋名詞＋動詞〉のような兼語構造 (pivotal construction)⁷をとる形式である。

一方、意味論的視点からの使役研究もなされている。その中で特に注目されるのは、使役表現の結果性である。

ここでいう結果性は、結果事象が発話前のある時点にすでに成り立った、もしくは発話後のある時点に必然的に成り立つ (と文の発話者が信じる)、という性質を指す。この意味で、英語で I made John go や I sent John to the drugstore のような文は使役状況を表すが、I told John to go や John kicked the ice は使役状況を表さない (Shibatani 1976a:2)。なぜかという、前者の 2 つの文からは、結果的に John went や John went to the drugstore のような事象の必然的な発生が想定されるが、後者の 2 つの文では、John went や the ice broke のような結果事象の発生が保証されていない。これは、次のように、前者はその結果事象の発生を否定する節と共起することができないが、後者は結果事象が発生していないことを表す節と共起しても矛盾にはならないことにより裏付けられる。

⁷ 兼語構造とは、動詞と動詞、または介詞と動詞の間に名詞が現れ、その名詞が前の動詞や介詞の目的語であるとともに、後の動詞の主語にもなる構造を指す。

- (4) a. *I made John go, but he didn't go.
 b. *I sent John to the drugstore, but he didn't go.
- (5) a. I told John to go, but he didn't go.
 b. John kicked the ice but nothing happened to it. (Shibatani 1976a:2)

3.2.1. 日本語の使役

日本語の研究では、上述と同様な手法で、「結果キャンセル文」と呼ばれる次のような構文を用い、ある結果事象が生じないことを表す後半の節と矛盾するか否かにより、その結果事象が前半の節が表す状況に含まれるか否かについての判断がなされてきた。

- (6) *あいつを殺したが、死ななかつた。

ここで、動詞「殺す」の意味構造に「死ぬ」という状態変化が含まれるため、前半の「あいつを殺した」と後半の「死ななかつた」とが矛盾になり不自然である。

(7)で示すように、動詞の「(さ)せる」形を用いた前半の節は、いずれも結果事象が実現した状況を表し、その結果事象の発生を否定する後半の節と共起しにくいいため、「(さ)せ」は使役を表す形態素、動詞の「(さ)せる」形を用いた前半の節は使役表現と捉えられる。この判断は、これらの文が強制的 (coercive) な状況と解釈されても許容的 (permissive) な状況と解釈されても、常に成り立つ。一方、この形態素を用いない(8)と(9)の文では、結果事象の実現が必然的でなくなり、結果キャンセルが可能になる。

- (7) a. *彼に行かせたが、行かなかつた。
 b. *生徒を帰らせたが、帰らなかつた。
 c. *妹に窓を閉めさせたが、閉めなかつた。
 d. *娘に酒を飲ませたが、飲まなかつた。

- (8) a. 彼に行くように言ったが、行かなかった。
 b. 生徒に帰るように言ったが、帰らなかった。
 c. 妹に窓を閉めるように言ったが、閉めなかった。
 d. 娘に酒を飲むように言ったが、飲まなかった。
- (9) a. 彼に行くことを許したが、行かなかった。
 b. 生徒に帰ることを許したが、帰らなかった。
 c. 妹に窓を閉めることを許したが、閉めなかった。
 d. 娘に酒を飲むことを許したが、飲まなかった。

3.2.2. 中国語の使役

中国語の迂言的使役は、〈介詞＋名詞＋動詞〉のような兼語構造をとる。ここの介詞は“使”、“令”、“請”、“讓”、“叫”、“給”などが用いられるが、本研究では使役用法の他に受身用法をもつ“讓”、“叫”、“給”だけを取り扱う。“讓”、“叫”、“給”の使役用法は一言で言えば「誘発」の解釈になるが、具体的にどのような誘発を表すかは場合による。その詳細は後述するが、下記の表でまとめることができる。

表 3.1 介詞“讓”、“叫”、“給”の可能な誘発的解釈

	非意志的	意志的			
	原因	可能化	指示	補助	許容
“讓”	○	○	○	×	○
“叫”	△ ⁸	×	○	×	×
“給”	×	×	×	○	△ ⁹

本節の主の目的は、前節と同じ手法で、中国語の迂言的使役の結果キャンセル可能性を検証することにより、中国語の使役表現と日本語のそれとが異質であることを明らかにすることにある。

⁸ 人の生理・心理状態の誘発のみを表す。

⁹ 授与に基づく補助的許容のみを表す。

3.2.2.1. 非意志的誘発（原因）の解釈

下記のように、介詞に“讓”、“叫”が用いられ、動詞に“喘不上氣”（息苦しい）、“難堪”（恥ずかしく思う）などの、人の生理的・心理的状态を表す動詞が用いられる場合、文の主語はその状態を誘発する原因と解釈される。その主語は、基本的にもの・ことを表す名詞が求められる。このような“讓”と“叫”は互換可能である。

- (10) 濃-煙 讓 人 喘不上氣。

thick-smoke ràng person hard.to.breathe

「濃い煙で人は息苦しくなった。」

- (11) 他-的 行為 叫 大家 難堪。

he-GEN action jiào everyone embarrassed

「彼の行動でみんなは恥ずかしく思った。」

上記の文に対応する結果キャンセル文は下記のようになる。いずれも容認されない文であるため、上記の文は使役状況を表す文と考えられる。

- (10') *濃-煙 讓 人 喘不上氣, 可 没有 人 喘不上氣。

thick-smoke ràng person hard.to.breathe but no person hard.to.breathe

「濃い煙は人を息苦しくさせたが、誰もそうはなっていない。」

- (11') *他-的 行為 叫 大家 難堪, 但 大家 不 難堪。

he-GEN action jiào everyone embarrassed but everyone not embarrassed

「彼の行動はみんなを恥ずかしく思わせたが、みんなはそう思わなかった。」

また、後方の動詞に静的な生理・心理状態ではなく、ものや人の状態変化 ((12)、(13))、または人の動作の完遂 ((14)) のような、ある種の状態変化を伴う事象を表す動詞が用いられる場合、文の主語はその変化を誘発する原因と解釈される。この場合、文の主語は常にものを表す名詞を求める。なお、生理・心理状態の場合と違い、この場合には“叫”が用いられない。

- (12) a. 這條 線索 讓 案情 變得 明朗-起-來。
 this-CL clue ràng case become STAT clear-rise-up
 「この手がかりで事件のいきさつが明らかになってきた。」
- b. *這條 線索 叫 案情 變得 明朗-起-來。
 this-CL clue jiào case become STAT clear-rise-up
 「この手がかりで事件のいきさつが明らかになってきた。」
- (13) a. 這 藥 讓 他 恢復-了 健康。
 this medicine ràng he recover-PFV health
 「この薬で彼は健康に戻った。」
- b. *這 藥 叫 他 恢復-了 健康。
 this medicine jiào he recover-PFV health
 「この薬で彼は健康に戻った。」
- (14) a. 他-的 幫助 讓 我 改正-了 缺點。
 he-GEN help ràng I fix-PFV shortcoming
 「彼の助けで私は欠点を直せた。」
- b. *他-的 幫助 叫 我 改正-了 缺點。
 he-GEN help jiào I fix-PFV shortcoming
 「彼の助けで私は欠点を直せた。」

この類の使役は、主にものがものや人の物理的または心理的状态の変化を引き起こすという、意志が関わらない誘発的状况を表すが、本研究ではこのような使役を表す“讓”、“叫”の用法を原因用法と呼ぶことにする。

3.2.2.2. 意志的誘発の解釈

一方、主語がものではなく、人を表す名詞である場合は、下記のように可能化、指示、補助、許容など、意志が関わる誘発の解釈が成り立つ。なお、“給”は他の介詞に比べて少し異質な存在であるため、単独に取り上げることにする。

(ア) 可能化 (enablement)

“讓”、“叫”、“給”の中で、可能化の解釈になりうるのは“讓”に限られる。可能化というのは、乙が動作を実現するように甲が積極的に仕向けるという誘発の解釈であるが、具体的にどのような手段で誘発するかは言及しない。この種の使役では、後方の動詞句に動作だけでなく、動作完遂の意味を含む動詞句が要求される。

(15) 我 終於 讓 他 意識-到-了 問題 所在。

I finally ràng he realize-arrive-PFV problem whereabouts

「私はようやく彼に問題の所在を意識させた。」

(16) 他 設法 讓 我 完成-了 報告。

he manage.to ràng I finish-PFV report

「彼はなんとかして私にレポートを完成させた。」

また、下記の結果キャンセル文の不自然さは、可能化の解釈では“讓”文が使役状況を表すことを示す。

(15') *我 終於 讓 他 意識-到-了 問題 所在,

I finally ràng he realize-arrive-PFV problem whereabouts

可 他 沒 意識-到。

but he not realize-arrive

「私はようやく彼に問題の所在を意識させたが、

彼は意識していない。」

(16') *他 設法 讓 我 完成-了 報告,

he manage.to ràng I finish-PFV report

可 我 沒 完成。

but I not finish

「彼はなんとかして私にレポートを完成させたが、

私は完成していない。」

(イ) 指示 (directive)

一方、“讓”、“叫”は指示や命令という具体的な手段による誘発を表すことができる。

(17) 主任 讓 小李 去 廣州。

chief ràng Little-Li go Guangzhou

「主任は李君に広州に行くように言った。」

(18) 我 叫 她 早點兒 回 家。

I jiào she early return home

「私は彼女に早く家に帰るように言った。」

(佐々木 2006:179) ¹⁰

“讓”、“叫”のこの用法は、木村 (2000)、Shibatani & Pardeshi (2002)、佐々木 (2006) を含む多数の先行研究では指示使役 (directive causation) の用法と捉えられている。しかし、(17)、(18)にそれぞれ対応する下記の結果キャンセル文が自然であることからすると、(17)、(18)は厳密には使役文とは捉えられない。

(17') 主任 讓 小李 去 廣州, 可 小李 沒 去。

chief ràng Little-Li go Guangzhou but Little-Li not go

「主任は李君に広州に行くように言ったが、李君は行かなかった。」

(18') 我 叫 她 早點兒 回 家, 可 她 半夜 才 回。

I jiào she early return home but she midnight until return

「私は彼女に早く家に帰るように言ったが、彼女は夜中に帰ってきた。」

木村 (2000) ではこのような文の「未然性」、つまり結果実現の不確実性について言及されているが、詳しくは論じられていない。また、近代中国語に関する考察ではあるが、朴郷蘭 (2010) では下記のように、意志的動作を表す動詞を伴う場合、“叫”文が表す状況では結果の実現が保証されないと指摘しているにもかかわらず、使役文と呼んでいる。

¹⁰ (17)、(18)の訳は筆者によるものである。佐々木はそれぞれ「行かせた」と「帰らせた」としているが、後述のように典型的な使役と捉えられないため、「～ように言った」と訳した。

(19) …但行為總是要依靠受使者來完成，主使者缺乏實施性和可控性，因此至於其使令的結果是否得以執行，卻不是發出“使令”的一方能夠任意控制的，其結果也許成功也可能失敗。

(筆者訳：行為は常に被使役者が完成させなければならず、使役者には実施性や制御性に欠けているため、指示が実行されるかどうかは、指示を出す側が思う通りに制御できず、その結果は成功する可能性もあれば失敗する可能性もある。)

(p. 17)

本研究では、指示や命令を表す場合、“讓”、“叫”文に結果実現の意味をもたせるには、一定の統語的条件が必要であると考えている。その条件の一つは、アスペクト辞の出現である。

(20)、(21)では、完結 (perfective) を表す“了”または経験 (experiential) を表す“過”が動詞と共起しない限り、前半の節は使役の解釈にならない。(20a)、(21a)ではアスペクト辞が現れないため、使役の解釈が成り立たない。また、(20b)、(20c)、(21b)では“了”や“過”が現れるが、動詞に続いて文末(節末)に現れるため、いずれも広いスコープをとる解釈と狭いスコープをとる解釈の両方が可能で曖昧である。介詞がアスペクト辞のスコープに入る場合(広いスコープ)、動詞句で表す事象が実現していない事象と解釈され、前半の節が非使役の解釈になる。それに対し、介詞がアスペクト辞のスコープに入らない場合(狭いスコープ)、動詞句で表す事象が実現した事象と解釈され、前半の節が使役の解釈になる。一方、(21d)、(21e)では、動詞につくアスペクト辞の後にさらに動詞の目的語名詞がきて、アスペクト辞が義務的に狭いスコープをとり、前半の節が使役の解釈になる。

(20) a. 我 叫 他 去, 但 他 沒 去。

I jiào he go but he not go

「私は彼に行くように言ったが、彼は行かなかった。」

b. ?我 叫 他 去 了, 但 他 沒 去。¹¹

I jiào he go LE¹² but he not go

{ 「私は彼に行くように言っているが、彼は行かなかった。」 (“叫了”)
{ 「私は彼に行かせたが、彼は行かなかった。」 (“去了”)

c. ?我 叫 他 去-過, 但 他 沒 去。

I jiào he go-EXP but he not go

{ 「私は彼に行くように言ったことがあるが、彼は行かなかった。」 (“叫過”)
{ 「私は彼に行かせたことがあるが、彼は行かなかった。」 (“去過”)

(21) a. 我 叫 他 去 北京, 但 他 沒 去。

I jiào he go Beijing but he not go

「私は彼に北京に行くように言ったが、彼は行かなかった。」

b. ?我 叫 他 去 北京 了, 但 他 沒 去。

I jiào he go Beijing CRS but he not go

{ 「私は彼に北京に行くように言っているが、彼は行かなかった。」 (“叫了”)
{ 「私は彼に北京に行かせているが、彼は行かなかった。」 (“去了”)

c. ^我 叫 他 去 北京-過, 但 他 沒 去。

I jiào he go Beijing-EXP but he not go

d. *我 叫 他 去-了 北京, 但 他 沒 去。

I jiào he go-PFV Beijing but he not go

「私は彼に北京に行かせたが、彼は行かなかった。」

¹¹ これらの文の容認度を?とするのは、前半の節が意味的に曖昧であるためである。それぞれの上の中国語訳（広いスコープの解釈）では、文全体は許容されるが、下の訳（狭いスコープの解釈）の場合、文全体は不自然になる。

¹² 中国語の“了”は、完結を表すアスペクト辞の“了”（PFVと記す）と発話時関連状況（currently relevant state）を表すモダリティ辞の“了”（CRSと記す）に分けられる。前者は動詞接辞で、後者は文末助詞である。(20b)、(21b)のように動詞に続いて文末に現れるとき、それが動詞接辞の“了”なのか文末助詞の“了”なのかははっきり区別できないことがある。その場合、その“了”は一般的に両者が融合したものとされる（Li & Thompson 1989, Xiao & McEnery 2004）。本研究では、その判断がつくような文脈がある場合を除き、それを両者が融合した“了”と捉え、LEと記す。

e. *我 叫 他 去-過 北京, 但 他 沒 去。

I jiào he go-EXP Beijing but he not go

「私は彼に北京に行かせたことがあるが、彼は行かなかった。」

さらに、上記の例ではいずれも動作完遂の意味を含まない動詞が用いられているが、下記のように動作完遂の意味を含む動詞が用いられる場合にも、アスペクト辞が共起しないと使役とは捉えられない。

(22) a. 我 讓 他 完成 報告, 但 他 沒 完成。

I ràng he finish report but he not finish

「私は彼にレポートを完成するように言ったが、彼は完成していない。」

b. ?我 讓 他 完成 報告 了, 但 他 沒 完成。

I ràng he finish report CRS but he not finish

{ 「私は彼にレポートを完成するように言っているが、彼は完成していない。」 (“讓了”)
{ 「私は彼にレポートを完成させているが、彼は完成していない。」 (“完成了”)

c. *我 讓 他 完成-了 報告, 但 他 沒 完成。

I ràng he finish-PFV report but he not finish

「私は彼にレポートを完成させたが、彼は完成していない。」

以上から分かるように、“讓”、“叫”文は、指示を通して相手に動作を行うように仕向けること、つまり指示的な誘発を表すが、常にその動作の実現を表すわけではない。“讓”、“叫”文が動作の実現を伴う状況、つまり使役状況を表すかどうかは、後方の動詞句のアスペクト性によって影響される。そうすると、“讓”、“叫”文が使役状況を表す場合であっても、“讓”、“叫”で表すのはその状況の原因性（誘発）だけで、結果性（動作の実現）はアスペクト辞を含む動詞句で表されるため、介詞自体とは無関係である。この点で考えると、指示を表す“讓”、“叫”は、厳密には使役介詞とは認められず、この場合の“讓”、“叫”文が表す状況も、使役と捉えないか、一種の弱い使役と捉えるべきである (Newman 1996:171)。本研究では、このような“讓”、“叫”の用法を、準使役 (pseudo-causative) 用法と呼ぶことにする。

(ウ) 許容 (permissive)

“讓”、“叫”にはさらに許容の解釈が可能であるとされる。

藤堂・相原(1985:96-97)が使役用法の共通化が進んでいると指摘しているように、“讓”、“叫”の介詞用法には大きな違いがないとされてきた。呂叔湘(1999:463)や朱德熙(1982:179)などでは、“讓”と“叫”を一括して扱い、許容や放任の用法が共通してあるという記述が見られる。

前で触れたように、指示の意味を表す場合、“讓”、“叫”は確かに似たようなものと捉えてよい。しかし、本研究の観察では、許容の意味の場合、“叫”は“讓”と同じように捉えることができない。下記の例で示すように、許容を表す“讓”を“叫”に置き換えると文が不自然になりがちである。(23)では、“不讓”は「許容しない」の解釈になるが、“不叫”は「指示することをしない」の解釈になるため、両者の置き換えはできない。一方、(24)では、“故意”(故意に)と共起する“讓”は放任の解釈になるが、“叫”は必然的に指示や命令の解釈になる。

(23) a. 我 想 去, 他 偏 不 讓。

I want go he insistently not ràng

「私は行きたいが、彼はどうしてもさせない。」

b. *我 想 去, 他 偏 不 叫。

I want go he insistently not jiào

「私は行きたいが、彼はどうしてもさせない。」

(24) a. 我 故意 讓 他 踢-了 我 一-脚。

I purposely ràng he kick-PFV I one-kick

「私は故意に彼に私を蹴らせた。」

b. #我 故意 叫 他 踢-了 我 一-脚。

I purposely jiào he kick-PFV I one-kick

「私は故意に彼に私を蹴らせた。」

“叫”の許容用法を認める辞書や研究、例えば『現代漢語詞典』(以下、『現漢』)や朱德熙(1982)などでは、下記の例が提示されているが、筆者の内省では、いずれも指示の解釈に

なりがちな例で、許容の解釈では方言的色彩が強く、標準語から大きく逸脱した表現と考えられる。

(25) 他 不 叫 去, 我 偏 要 去。

he not jiào go I insistently want go

「彼は行かせようとしませんが、私はどうしても行こうとしている。」

(『現漢』 p. 657)

(26) 你 不 叫 他 説話 可 不行

you not jiào he speak should not.okay

「彼に話させようとしなくてはいけない」

(朱德熙 1982:179)

筆者の判断を裏付けられる研究に、今村 (2011) がある。今村はそれぞれ中国北方と南方出身の作家それぞれ一名の作品を対象に、その中の“讓”、“叫”の使用状況を調査した。調査の結果、両者の作品では、指示、放任 (本研究でいう「許容」)、誘発 (本研究でいう「原因」) の意味を表す“讓”のうち、放任を表すものは、北方出身の作家の作品では全体 313 例のうち 90 例となり、南方出身の作家の作品では 107 例のうち 54 例となる。一方、“叫”の場合、その割合はそれぞれ全体 3 例のうち 0 例と、40 例のうち 1 例となる¹³。この結果から、“叫”が放任の意味で用いられにくいことが明らかになる。

一方、“讓”には定着した許容用法がある。指示を表す場合と同じように、許容を表す“讓”文も、常に使役状況を表すわけではない。下記の例で示すように、許容を表す“讓”文は、アスペクト辞が共起する場合に限って使役の解釈になり、指示を表す“讓”文と同様な傾向を示している。

(27) a. 她 讓 孩子 玩, 可 孩子 沒 玩。

she ràng child play but child not play

「彼女は子供に遊ぶことを許可したが、子供は遊ばなかった。」

¹³ 南方出身の作家による作品における放任を表す“叫”について、原文では 40 例のうち 3 例とされているが、その 3 例のうち、誤分析だと思われる 2 例があり、それぞれ指示の意味を表す 1 例と、指示か放任か曖昧である 1 例である。今村 (2011:62) 例 33)、34)、35)を参照。

b. ?她 讓 孩子 玩 了, 可 孩子 沒 玩。

she ràng child play LE but child not play

{ 「彼女は子供に遊ぶことを許可しているが、子供は遊ばなかった。」 (“讓了”)
{ 「彼女は子供に遊ばせているが、子供は遊ばなかった。」 (“玩了”)

c. ?她 讓 孩子 玩-過, 可 孩子 沒 玩。

she ràng child play-EXP but child not play

{ 「彼女は子供に遊ぶことを許可したことがあるが、子供は遊ばなかった。」 (“讓過”)
{ 「彼女は子供に遊ばせたことがあるが、子供は遊ばなかった。」 (“玩過”)

(28) a. 她 讓 孩子 玩 玩具, 可 孩子 沒 玩。

she ràng child play toy but child not play

「彼女は子供におもちゃで遊ぶことを許可したが、子供は遊ばなかった。」

b. ?她 讓 孩子 玩 玩具 了, 可 孩子 沒 玩。

she ràng child play toy CRS but child not play

{ 「彼女は子供におもちゃで遊ぶことを許可しているが、子供は遊ばなかった。」 (“讓了”)
{ 「彼女は子供におもちゃで遊ばせているが、子供は遊ばなかった。」 (“玩了”)

c. ^她 讓 孩子 玩 玩具-過, 可 孩子 沒 玩。

she ràng child play toy-EXP but child not play

d. *她 讓 孩子 玩-了 玩具, 可 孩子 沒 玩。

she ràng child play-PFV toy but child not play

「彼女は子供におもちゃで遊ばせたが、子供は遊ばなかった。」

e. *她 讓 孩子 玩-過 玩具, 可 孩子 沒 玩。

she ràng child play-EXP toy but child not play

「彼女は子供におもちゃで遊ばせたことがあるが、子供は遊ばなかった。」

ただし、指示を表す場合と違い、許容を表す“讓”文は、後方に動作の完遂の意味を含む動詞が用いられる場合、アスペクト辞を伴わなくても使役の解釈になる ((29a))。

(29) a. *我 讓 他 完成 報告 了, 但 他 沒 完成。

I ràng he finish report CRS but he not finish

「私は彼にレポートを完成させているが、彼は完成していない。」

b. *我 讓 他 完成-了 報告, 但 他 沒 完成。

I ràng he finish-PFV report but he not finish

「私は彼にレポートを完成させているが、彼は完成していない。」

以上から分かるように、許容を表す“讓”文は、指示を表す“讓”、“叫”文と同じように、常に使役状況を表してはいない。つまり、許容を表す“讓”も準使役介詞としか捉えられない。

(エ) 補助 (assistive)

一方、先行研究では“給”を用いた一部の兼語文を使役文と捉えるものがある。例えば、佐々木 (2006) では次のような文が使役文として提示され、一種の「誘発的な使役状況」(p. 181) を表すとされている。

(30) 他 給 我 看 照片。

he gěi I look photo

「彼は私に写真を見せようとした。」

(佐々木 2006:180)

この文の日本語訳について、佐々木では「彼は僕に写真を見せてくれた」とされているが、これは筆者の内省とは一致していない。下記の例から分かるように、この“給”文は上述の“讓”、“叫”文と同じく、アスペクト辞を伴わないと使役の解釈にはならない。つまり、“給”も準使役介詞の一つである。

(31) a. 他 給 我 看 照片, 可 我 沒 看。

he gěi I look photo but I not look

「彼は私に写真を見せようとしたが、私は見なかった。」

b. ?他 給 我 看 照片 了, 可 我 沒 看。

he gěi I look photo CRS but I not look

{ 「彼は私に写真を見せようとしているが、私は見なかった。」 (“給了”)
{ 「彼は私に写真を見せているが、私は見なかった。」 (“看了”)

c. ^他 給 我 看 照片-過, 可 我 沒 看。

he gěi I look photo-EXP but I not look

d. *他 給 我 看-了 照片, 可 我 沒 看。

he gěi I look-PFV photo but I not look

「彼は私に写真を見せたが、私は見なかった。」

e. *他 給 我 看-過 照片, 可 我 沒 看。

he gěi I look-EXP photo but I not look

「彼は私に写真を見せたことがあるが、私は見なかった。」

また、上述の文で“給”は許容の解釈になる可能性もあるが、下記の例のように、否定形の場合や、動作の完遂の意味を含む動詞と共起する場合、許容の解釈がより出やすい。ただ、統語上の制限で否定形の場合にアスペクト辞が現れないため、使役の解釈になるのは動作完遂の意味を含む動詞を伴う場合に限られるが、使役の解釈になるかどうかは後方動詞句のアスペクト性に影響される事実は“讓”、“叫”文と同様である。

(32) a. 他 不 給 我 看 照片。

he not gěi I look photo

「彼は私に写真を見ることを許さなかった。」 (佐々木 2006:182)

b. 他 不 給 我 看 照片, 可 我 還 是 偷 偷 看 了。

he not gěi I look photo but I still secretly look PFV

「彼は私に写真を見ることを許さなかったが、私はひそかに見た。」

(33) a. 我 是 故 意 給 他 看-見 的。

I COP deliberately gěi he look-see NOM

「私はわざと彼が見るようにさせてやったのだ。」

b. *我 是 故 意 給 他 看-見 的, 可 他 沒 看-見。

I COP deliberately gěi he look-see NOM but he not look-see

「私はわざと彼が見るようにさせてやったのだが、彼は見えなかった。」

一方、“給”の介詞用法の意味特徴について、佐々木は下記のようにも指摘している。

(34) [前略] “給”の使役文は文法化が進んだ“叫”や“讓”のそれに比べ、“給”の原義である「与える」という意味から強い制約を受ける。そのため、使役者が被使役者に対してモノを授与するか、少なくとも直接的な作用を及ぼすことによって、必然的に被使役者の動作・行為を引き起こすような状況しか表すことができない。[中略] 授与行為を仲立ちとして成立するこのような誘発的な使役状況を、以下では授与使役と呼ぶことにする。(pp. 181-182)

(31)の言語現象からすると、「必然的に…引き起こす」という主張には同意できないが、“給”の介詞用法には、授与行為を前提とする誘発的状况しか表さないという制限があることは否定できない。その詳細の説明は次章に譲るが、本研究では、このような“給”の用法を、補助的 (assistive) 誘発と呼ぶことにする。

3.3. 結び

この章の考察により、中国語のいわゆる使役文が典型的な使役を表さないことが分かる。日本語の形態的使役のような、「(さ)せ」という単一の形態素で「事象の誘発」と「事象の実現」の両方を表す使役文とは異なり、中国語のいわゆる使役文では、“讓”、“叫”、“給”で表されるのは「状況の誘発」だけで、「結果の実現」は後方の動詞句のアスペクト性により表される。したがって本研究ではこのような文を準使役文と呼ぶことにする。

上述の準使役文の特徴は、“讓”、“叫”、“給”が指示や許容など、事象参加者の両方が人である場合に特に目立つ。一方、原因や可能化の解釈になる場合、“讓”、“叫”文には常に使役の解釈が成り立つが、その理由は、このような解釈では、誘発者が事象の進展を意志的に操れるような存在ではないため、被誘発者の状態変化や動作の完遂の進展の中間段階が問題にされていないことにあると考えられる。

結果の実現が介詞以外の要素で表されることは、介詞自体が原因性に関わる意味しかもたないことを示している。そのため、これらの介詞の意味的派生には、結果性よりも原因性の関与が大きいと考えられる。この点は、次章の考察の前提となる。

第4章 中国語における準使役介詞が受身介詞 として用いられる現象

本章では、中国語の準使役介詞“讓”、“叫”、“給”などが受身介詞として用いられる現象を取り扱う。先行研究の多くでは“讓”、“叫”、“給”の受身用法がいずれもその許容使役用法に由来すると述べられるが、本章では歴史的用例を取り上げ、“讓”、“叫”、“給”の受身用法の成立の過程や動機がそれぞれ異なることを明らかにする。また、先行研究で標準語の“給”との比較として取り上げられる呉方言の“撥”について、その受身用法の成立動機を明確にすることにより、準使役介詞の受身用法の成立動機の通方言的普遍性を示す。

4.1. 背景

使役と受身の対立は世界諸言語に多様な形で見られる。そのうち、Haspelmath (1990)や Washio (1993)、Yap & Iwasaki (2003)などを含む多数の類型論的研究では、同一の言語形式で使役と受身のいずれも表すことができる言語現象について、ツングース諸語、中国語、マレー語、アカン語などのような多言語資料に基づいて論じられてきた。使役と受身は、働きかけの方向性が全く正反対だという認識が一般的であるが、同じ形態素または同じ構造で表されるのは、非常に興味深い現象である。

中国語では、下記のような受身表現と使役表現が同じ形態素で表される現象がある。

- (1) a. 我 讓 他 打-了 那-个 人 一-頓。 (使役)
I ràng he beat-PFV that-CL person one-time
「私は彼にあの人を殴らせた。」

b. 我 讓 他 打-了 一-頓。 (受身)

I ràng he beat-PFV one-time

「私は彼に殴られた。」

この“讓”と似たように機能する形態素に、他に“叫”、“給”などがある。これらの形態素は、中国語学では用法別に「使役介詞」¹⁴または「受身介詞」と呼ばれる。

先行研究の多くでは、これらの介詞の基本用法が使役を表すことで、その用法から受身を表す用法が派生されたとされている。例えば太田 (1958:247) は、「あくまで使役がもとで、被動はそこから轉じたものである」と述べている。さらに、蔣紹愚 (2003) や洪波・趙茗 (2005) では、これらの介詞を用いた受身文は、許容を表す使役文から派生されたと主張されている。Yap & Iwasaki (2003) では、これらの介詞が受身用法を獲得した過程について、下記のように提案している。

(2) *gěi*: lexical > permissive > causative reflexive > passive reflexive > passive

ràng: lexical > permissive > causative reflexive > passive reflexive > passive

jiào: lexical > permissive > causative-reflexive > (not available) > passive

(p. 439、*jiào* は原文ママ)

上述の先行研究では、“讓”、“叫”、“給”の受身用法の成立には、許容使役用法を経由しなければならないという主張がなされている¹⁵。

この主張は、“讓”、“叫”、“給”の受身用法が同様な中間段階を経由し自発的に派生された用法であることを前提としている。この前提について、歴史的な文献資料が比較的豊富である“讓”に関しては成立する可能性が高いものの、先行研究でよく見逃されている下記の事実からすると“叫”と“給”は同様ではない。

¹⁴ 「使役動詞」と捉える研究もある。

¹⁵ Yap & Iwasaki (2003)は許容と再帰的使役の段階を別に立てているが、再帰的使役の場合は許容や放任の解釈になるため、許容使役としても捉えられる。

- (ア) “叫”には許容使役用法が認めにくい。
- (イ) “給”には定着した使役用法が認められない。“給”の使役用法には厳しい制限があり、歴史的にも用例が極めて少ない。

これらの事実の詳細は改めて説明するが、ここから分かることは、少なくとも“叫”と“給”に関しては、その受身用法が許容使役用法から派生されたという主張が成り立たないことである。つまり、“叫”、“給”の受身用法の成立動機は別にあると考えられる。本章の目的は、その成立動機が何なのか、その動機が“讓”のそれとはどう異なるのかを解明することにある。説明の順序は、まず“讓”、その次に“給”（また、それに相当する方言表現“撥”との比較を含む）、最後に“叫”のようにする。

なお、前章の考察により、これらの介詞には、誘発という原因性だけに関わる意味を表す準使役用法しかないことが分かる。以降の説明では、先行研究で述べられる「使役用法」を「準使役用法」とし、「許容用法」を準使役用法の下位概念とする。

4.2. “讓”の受身用法の成立

“讓”は、古代であっても現代であっても頻繁に使用される表現で、歴史的な文献資料が比較的豊富であるため、その意味拡張についてはすでに多くの論考があり、その受身用法の成立が段階的な拡張の結果であることと、受身用法までの具体的な拡張過程は、ほぼ解明されたと言える。ここでは、その代表的な研究、張麗麗（2006）を取り上げる。

張麗麗は、各歴史的時期の“讓”の用例を取り上げ、それぞれの意味特徴の関連性を分析することにより、“讓”の受身用法がその不本意許容用法からの派生だと主張している。張麗麗によると、歴史的用例の分布から分かるように、“讓”の介詞用法が定着した明（14-17世紀）から清（17-20世紀初）の中期まで、その本意な許容の解釈が優勢だったという。その後、不本意な許容の解釈の例が現れ始めたのは清の後期で、受身用法の定着は20世紀中期だったとされる。上述の3段階の時期の代表的な“讓”文の例を、次に1例ずつ挙げる。

(3) (本意な許容)

俺 婆婆 讓 老張 先 喫。

my mother-in-law ràng Old-Zhang first eat

「私の義母は老張に先に食べさせようとした。」

(『關漢卿戯曲集・感天動地竇娥冤』、張麗麗 2006:148 より)

(4) (不本意な許容)

世間的一樁好事,

This one good thing in the world,

卻 讓 你 獨占頭功。

but ràng you take.credit.to.oneself

「この世の中の一つのいいことを、

君ごときに功績を独り占めさせた。」

(『蒲松齡集』、張麗麗 2006:149 より)

(5) (受身)

整個 北平 都 讓 人家 給 占 了。

whole Peking all ràng they PART seize LE

「ペキン丸ごと人に占領された。」

(『四世同堂・飢荒』、張麗麗 2006:150 より)

また、張麗麗は派生の間段階として、許容だけでは十分ではなく、不本意な許容（“非自願允讓”）でないといけない理由を説明している。それは、典型的な受身文と不本意許容使役文にのみ、(ア)すでに実現した出来事を表すこと、(イ)不幸な出来事を表すこと、という2つの特徴が見られることにあると述べられている (p. 141)。上述した時間的前後関係とあわせて考えると、“讓”の受身用法は、確かに不本意許容用法から派生された可能性が高い。

上記の結論を原因性と結果性の観点から捉え直すと次のようになる。

“讓”の受身用法の成立には、許容性と不本意性の両方が関与している。許容が許容者と被許容者の間の相互作用になるため、許容性は原因性に関連する概念と捉えられる。一方、不本意性に関しては、影響がすでに実現した、あるいは必然的に実現すると信じるという前提がなければ、受影者はその影響が本意かどうかを認識できない。したがって、不本意性は、

影響の実現を前提とする属性であり、結果性に関連する概念と捉えられる。つまり、“讓”の受身用法の成立には、許容性という原因性と不本意性という結果性の両方が関与している。ただし、不本意でないといけないことから、原因性より結果性の関与が大きいことが考えられる。

以上を踏まえて、“讓”の受身用法の成立に関しては、下記のような過程が考えられる。

- (6) 讓： 語彙的意味 > 本意許容 > 不本意許容 > 受身
ràng: lexical > permissive > reluctant permissive > passive

4.3. “給”の受身用法の成立

“給”は授与動詞由来の介詞である。前章で示した準使役用法（補助的誘発・許容）の他、授与、与益、受身などがその主な用法である。以下は各用法の例である。

- (7) (授与)

我 給 他 寄 信 / 我 寄 信 給 他。
I gěi.DAT he send letter I send letter gěi.DAT he
「私は彼に手紙を送る。」

- (8) (与益)

媽媽 給 我 收拾 房間。
Mom gěi.BEN I tidy room
「母親は私に部屋を片付けてくれた。」

- (9) (誘発・許容)

他 給 我 看 照片。
he gěi I look photo
「彼は私に写真を見せようとした／彼は私に写真を見ることを許可した。」

- (10) (受身)

他 給 人 打-傷 了。
he gěi.AGT person beat-injured LE
「彼は人に殴られてけがをした。」

“給”の各用法の中で、最も興味深いのはその受身用法である。“給”は本来授与を表す動詞で、その動詞の主語（授与者）が果たす意味役割は典型的な動作主（agent）である。また、文法化して介詞になると、授与、与益、誘発、許可を表す文では、その主語は、典型的であれ非典型的であれ、ある種の動作主と認められる。しかし、受身を表す文では、その主語の意味役割は典型的な受動者（undergoer）になる。この意味役割の変化を解釈するには、“給”の各用法の間にどのような意味的共通点が存在するかを明らかにしなければならない。

この視点から“給”の受身用法の成立を解釈する論考は、主に（ア）受身が使役に由来する説、（イ）受身が与益に由来する説、という 2 種類の仮説がある。次に詳しく説明する。

（ア） 使役に由来する説

この主張を支持する研究は、蔣紹愚（2003）、Yap & Iwasaki（2003）、張麗麗（2006）などがある。細かい点においては研究者によって相違が見られるが、基本的には“給”の使役用法から許容用法が派生され、さらに受身用法に転じた、という主張である。この主張は、下記のような歴史的用例の存在に裏付けられるとされる。

（11） 我的一件梯己，收到如今，

one of my private savings, I have kept for a long time,

沒 給 寶玉 看-見-過。

not gěi Baoyu look-see-EXP

「長年保管していた 1 個の私物だが、

寶玉に [見せた／見られた] ことがない。」

（『紅樓夢』、蔣紹愚 2003:206 より）

この文は、使役と解釈するか受身と解釈するかは明確に判断できない。つまり、使役と受身とが意味的に近接する現象が生じる。蔣紹愚は、この意味的近接現象について、“給”の受身用法が定着する前の過渡的現象とし、許容使役を表す“給”が受身を表す“給”へと派生する動機だと主張している（pp. 204-206）。

しかし、この主張には下記のように 2 つの問題点がある。

一つの問題点は、前章の議論で明らかにしたように、“給”は使役介詞ではなく、準使役介詞であることである。“給”だけでは使役状況を表せない。蔣紹愚の主張では、“給”の受身用法が定着する前に許容使役用法という中間段階があるが、それは実際には許容の解釈になる準使役用法である。

上述の問題点は理論的立場と用語の違いに過ぎないかもしれないが、もう一つの問題点はより本質的である。“給”の準使役用法は、誘発の解釈であれ許容の解釈であれ、歴史的にも現代的にも、それほど頻繁に用いられる用法ではない。山田（1998）と李煒（2002）で行われたコーパス調査では、18世紀中頃以降の代表的な北京語文学作品から抽出した“給”文の約5,000例の中で、（準）使役の解釈になる文はわずかに数例しか見当たらないことが分かった。そのため、少なくとも北京語では、“給”の準使役用法は定着した用法とは言えない。定着していない用法から他の用法が派生されたとは考えにくい。

また、“給”の準使役用法では、後方に現れる動詞の種類にも厳しい制限がある。例えば、“給”は下記のような場合には許容されない。

(12) *店長 給 他 回-去 了。

manager gěi he return-go PFV

「店長は彼に帰らせた。」

(13) *警察 給 他 走 了。

police gěi he leave PFV

「警察は彼に離れさせた。」

(12)、(13)のような文が不自然である理由に関して、木村・楊（2008）は文が表す状況が授与行為に支えられていないという点にあると指摘している。(9)の「写真を見せ（ようとす）る」状況は、写真の授与や提示を前提としている。それに比べて、(12)、(13)の「帰らせる」や「離れさせる」状況では、授与物の関与がない。また、次のように常識から考えて授与物になり得ないものの提示も、“給”で表現することができない。

(14) *朋友 給 我 看 富士山。

friend gěi I look Mt. Fuji

「友人は私に富士山を見せようとした。」

（木村・楊 2008:77）

基本的には、“給”の準使役用法で現れうる動詞は、“看”（見る）、“聽”（聴く）、“聞”（嗅ぐ）などの知覚動詞や、“吃”（食べる）、“喝”（飲む）、“用”（使う）、“玩”（いじる）などの消費動詞に限られる。しかし、“給”の受身用法ではそのような制限がない。この点からも、“給”の受身用法は準使役用法に由来するとは考えにくい。

(イ) 与益に由来する説

この主張を支持する研究は、木村（2005）、木村・楊（2008）などがある。この説では、上述の2つ目の問題点を理由として、“給”の受身用法が、使役用法に由来することが不可能で、与益用法に由来することが主張されている¹⁶。その派生の動機は、受動状況の動作主と、与益状況の受益者が共通してもつ、その状況を引き起こす「誘発者」という一面にあるとされる。

(15) 媽媽 給 我 收拾 房間。

Mom gěi.BEN I tidy room

「母親は私に部屋を片付けてくれた。」

(再掲)

(15)は“給”の与益用法の例である。この文では、「母親」が行う「部屋を片付ける」行為により、「私」が何らかの利益を受ける、という状況が表される。このような「母親」は、自分自身のために行う行為を行うのではなく、他者を行為の動機として明確に意識し、他者のために行う行為を行う存在である。また、そのような他者は、単に利益を一方的に受ける存在ではなく、「動作行為にとっての有標の引き金であり、外在的誘発者である」（木村・楊 2008:79）。木村・楊は、“給”の与益用法から受身用法への拡張は、このような与益文の受益者が有する「行為の誘発者」の側面と、受身文の動作主が有する「状況の誘発者」の側面の間に成り立つ意味連鎖に基づくと主張している。

この主張は意味論的な視点からは一定の妥当性がある。また、“給”の受身用法の成立が、使役用法を経由しなくても、その動機が十分であることを示している。しかし、歴史的事実からはやや問題があるように思われる。張雲峰（2011）の調査結果によると、北京語の“給”

¹⁶ 原文では“給”の目的語の視点から「受益者マーカー」という用語が用いられるが、本研究では主語の視点から「与益」と呼ぶ。

の与益用法は 18 世紀前半にすでに定着していた。しかし、李焯（2004）や李宇明・陳前瑞（2005）の調査結果によると、18 世紀前半から 20 世紀前半までの北京語の代表作品では、受身用法の“給”は極めて稀である。文学作品における使用状況から見ると、“給”は 20 世紀 90 年代に突如受身的に用いられ始めた可能性が高い（李焯 2004:37）。

上の考察から分かるように、これまで主流となっていた 2 つの仮説には、いずれも不備がある。その代わりに、本研究では、李焯（2004）などが提唱した下記の借用説を取り上げ、その妥当性を考察する。

（ウ）借用説

この主張によると、“給”の受身用法は、自発的に派生されたものではなく、「南方官話」（南方で話されていた共通語）からの借用であると考えられる。そのきっかけは、20 世紀末の中国の急激な経済成長に伴った南北文化の交流であるとされている（李焯 2004:38-39）。

南方方言では“給”そのものが稀であるが、“給”に相当する、授与動詞に由来する介詞がある（呉方言の“撥”など）。それらの介詞が受身的に用いられるのは非常に普遍的な現象である。18 世紀後半の南方官話を記録した資料からは、当時の南方の人が官話を話す際に、それらの介詞を“給”に置き換えて話していたことが分かる（李焯 2004:36-37）。このように、本来官話にない“給”の受身用法が南方に生まれ、そして北京語に流入した、という経緯が考えられる。

筆者は、借用説は、“給”の受身用法の使用が突如生じたことを解釈することができ、妥当だと考えている。ただし、南方に生まれた“給”の受身用法がなぜ北京語で難なく受け入れられたかという問題は、解釈する必要がある。それに関しては、文化交流という外的な動機とともに、北京語の“給”自体が有する与益性という意味特徴がその内的な動機になると考えられる。

授与という行為は、常に与益と密接な関係にある。授与はものの所有権や使用権の移転に繋がっているため、一般的には与益にもなる。張伯江（2013）は下記のように指摘している。

(16) 「與事」這個成分、向來有與「受惠者」界限不清的情況、很多語言都有這兩種角色共用一個標記詞的情況、漢語便是如此。

(筆者訳：「受領者」という役割は、従来「受益者」との境目が曖昧であるところがあり、多くの言語では同じマーカーで示されている。中国語はその一つである。)

(p. 653)

また、自発的に派生された“給”の各用法には、いずれも与益的な一面が観察される。与益用法は当然であるが、誘発・許容用法も、授与行為を前提とするため、与益的なニュアンスが読み取られる。

一方、中国語の受身文が表す状況は、一般的には“對受事者或說話者來說是不愉快，受損害的或失去了什麼的情況”(受動者や発話者にとっては不愉快、被害的または損失的な状況)とされる(劉月華他 2001:754)。つまり不利益な状況である。このような状況では、受動者と動作主の間には何らかの物理的または精神的な利益の伝達が生じると考えられる。動作主は、受動者に不利益をもたらすことに成功することで利益を受ける。一方、受動者は、与益状況における与益者のような利益の積極的な与え手ではないが、結果的には何らかの利益を与える存在となり、一種の消極的な与益者と捉えられる。当然、南方方言に存在する授与動詞由来の介詞のもつ受身用法においても、その受動者は同様に一種の消極的な与益者と捉えられる。

このように、自発的に派生された“給”の各用法と、南方官話から借用された“給”の受身用法を、与益性の視点から捉え直すと、それらの用法の意味論的関連性がうまく説明される。したがって、本研究ではこの与益性が“給”の受身用法が北方で難なく受け入れられた内的な動機だと考えている。

以上を踏まえて、普通話の“給”の受身用法の成立に関しては、下記のような過程が考えられる。

(17) 給： 語彙的意味 > (与益性による借用) > 受身

gěi: lexical > (analogy based on the beneficialness) > passive

4.4. “撥”の受身用法の成立

北京語の“給”の受身用法の成立過程を考察する際に、通方言的な比較対象として、木村・楊（2008）は上海語の授与動詞由来の“撥”を取り上げている。最終的に、北京語の“給”の受身用法がその与益用法に由来するのとは異なり、上海語の“撥”の受身用法がその不許容使役用法に由来するという結論にたどり着いた。

普通話や北京語、および多くの北方方言では、受身介詞に“被”、“讓”、“叫”、“給”が幅広く使用されるが、東南部の多くの方言では、“給”または“給”に相当する授与動詞由来の介詞しか存在しない。その中で、主に上海市、浙江省、江蘇省南部などの地域で話される呉方言では、“撥”という介詞が使用される。

筆者の母語である杭州語は、上海語の姉妹方言であり、同じく呉方言の下位方言である。杭州語で使用される“撥”の用法は、上海語のそれとは微妙な差異が見られるが、受身用法をもつという点では同様である。本節の目的は、杭州語を考察対象に入れ、同系統の上海語および異系統の普通話（北京語）と比較することにより、準使役介詞の受身用法に関する通言語的・通方言的研究の視野を広げることにある。

呉方言の“撥”は本来“把”で、虚辞化に伴い声門閉鎖化が生じ、“撥”の字が当てられるようになったとされる。北京語の“把”は本来「握る」の意味を表す動詞であったが、現在は一般的に動作対象をマークする介詞として用いられる。それに対し、呉方言の“撥”は、すでに「握る」の意味を表す用法を失っているが、もう一つの動詞用法、授与の意味を表す用法をもっている。

(18) (上海語・杭州語)

我 撥 他 本 書

I pəʔ he CL book

「私は彼に本をあげる」

また、介詞の“撥”の用法は、地域によって微妙に異なる。下記の表は、普通話の“給”、および上海語と杭州語の“撥”の介詞用法の違いを示している。

表 4.1 普通話の“給”および上海語と杭州語の“撥”の介詞用法比較

	授与	与益	誘発	許容	受身
普通話の“給”	○	○	△ ¹⁷	△	○
上海語の“撥”	△ ¹⁸	×	△	△ ¹⁹	○
杭州語の“撥”	○	○	△	○	○

4.4.1. 上海語の“撥”

まずは上海語の“撥”を見る。上の表で示すように、上海語の“撥”は主に、授与、誘発、許容、受身の用法がある。以下は各用法の例である。

(19) (授与)

我 送 一-本 書 撥 儂。

I give one-CL book pə? you

「私はあなたに本を送った。」

(20) (誘発)

我 撥 小人 喫 一-隻 糖。

I pə? child eat one-CL candy

「子供に飴玉を一つ食べさせる。」

(21) (許容)

勿 撥 伊 參加

not pə? he participate

「(私は) 彼に参加させない」

¹⁷ 補助的な状況のみを表す。普通話の“給”の許容用法、上海語と杭州語の“撥”の誘発用法についても同様である。

¹⁸ 語順の制限がある。

¹⁹ 肯定文より否定文に多く使用される。

(22) (受身)

我 撥 伊 罵-了 兩-聲。

I pə? he blame-PFV two-voice

「私は彼に少し責められた。」

((20)は木村・楊 2008:83 より。それ以外は錢乃榮他 2007:303 より)

しかし、これらの用法の中で、制限なく用いられると言える用法は、受身のみである。

(ア) 授与用法

この用法では、(19)のように“撥”介詞句が動詞句の後に置かれることが許されるが、普通話のように前に置かれることが許されないとされる(木村・楊 2008:84)。ただし、錢乃榮(1997:182)によると、“伊撥我送過來八隻月餅”(彼は私に八個の月餅を送ってきた)のように“撥”介詞句が前置されることも稀に見られる。

(イ) 誘発用法

この用法は、基本的には普通話の“給”のそれと同じように、授与や提示を前提とする用法である。つまり、“給他看照片”(彼に写真を見せようとする)や“給他吃飯”(彼にご飯を食べさせようとする)のように、「何かをさせるためにものを与える」状況に限定される用法である。

(ウ) 許容用法

木村・楊(2008)は“撥”が肯定形の許容文に用いられにくいと述べ、下記のような文を不自然と判断している。

(23) *勸 管 伊, 撥 伊 去。

don't mind he pə? he go

(彼に構わないで、やらせておきなさい。)

(木村・楊 2008:83)

木村・楊はまた、このような文が許容されないのは、授与行為が伴わないことに関係すると指摘している(p. 83)。しかし、上の(21)で示すように、“撥”の許容文には“參加”(参加)

のような自動詞が許されることから、授与行為の関与が必須ではないと思われる。また、木村・楊が他節で挙げている許容文“我勿撥伊白相”（私は彼に遊ばせない）(p. 85) もそうであるが、授与行為の存在が認められない。したがって“撥”の許容用法は、授与行為を前提としないと考えられる。確かに普通話の“給”の許容用法は、基本的にその誘発用法と同じように授与行為を前提とするため、誘発用法の派生とも捉えられるが、上海語の“撥”の誘発用法と許容用法は、異なる制限がかかることから、それぞれ独立した用法と考えるべきである。

(エ) 与益用法

下記の例から分かるように、上海語の“撥”は、普通話の“給”のような与益用法をもっていない。

(24) *媽媽 撥 伊 開 門。

Mom pəʔ he open door

「母は彼に扉を開けてあげた。」

(木村・楊 2008:84)

このように、上海語の“撥”は、授与、誘発、許容用法には一定の制限があるのに加えて、与益用法をもっていない。特に後者に関しては、19世紀の上海語を記録した各資料においても、与益用法に関する記述が見当たらない。そのため、普通話の“給”と比べて、上海語の“撥”の用法体系では、与益性という性質はそれほど優勢ではないと考えられる。

そうすると、上海語の“撥”の受身用法の成立には、与益性とは別の動機が存在するはずである。木村・楊(2008)は、加害者性という動機を提案している。この「加害者」は、文字通りの「害を加えるもの」ではなく、より広い意味での「意に副わない行為を行おうとする相手」または「それをされては困る相手」(p. 87)であり、「迷惑者」に近い概念である²⁰。例えば下記の(25)では、盗もうとする「彼」は、それを阻止しようとする「私」にとっては迷惑な存在であり、加害者的関与者と解釈される。一方、(26)のような受身文では、その動作主も「主語に立つ対象にとって好ましくない状況をもたらす」(p. 88)加害者と捉えられる。このように、加害者性を動機に2つの“撥”の統合化が成立するとされる。

²⁰ なお、木村・楊で述べられる「受益者」と同じように、「加害者」も介詞の目的語を指す概念である。本研究の主語視点で捉え直すと「被害者」となる。

(25) 我一直看勒海,

I have been watching,

勿 撥 伊 偷。

not pə? he steal

「私はずっと見張っていて、彼に盗ませはしない。」 (木村・楊 2008:87)

(26) 哀-隻 包 撥 伊 偷-脱 勒。

that-CL bag pə? he steal-away LE

「あのバッグは彼に盗み去られてしまった。」 (木村・楊 2008:87)

単にこの例を考えると、この主張には一定の妥当性があるかもしれないが、より広い視点で考えれば、次の3つの問題点が出てくる。

第一に、木村・楊は、“撥”の受身用法が加害者性を動機に、(不)許容用法から派生されたと述べている。しかし、筆者が近代上海語の語彙・文法を記録した複数の歴史的資料(Edkins 1868; 1869, Shanghai Vernacular Society 1901, Yates 1899, Pétilion 1905, 曹鐘橙菊人 1908)を調査した結果、授与と受身の解釈になる“撥”の用例は圧倒的に多いが、許容の解釈になる“撥”の用例はわずか7例しか見当たらない(その一部の例を下に挙げる)。つまり、当時の上海語では、“撥”の許容用法が優勢ではなかったと言える。そのため、受身用法が許容用法から派生されたという主張が疑われる。

第二に、許容文からは常に加害者性が読み取れるわけではない。(25)の「彼」が加害者性を表すのは、「彼」が不許容者「私」の所有物に対して行う「盗む」行為が一般的に加害とみなされるため、このような文脈がなければ加害者の解釈が弱くなると思われる。例えば、改めて触れるが、木村・楊が他節で挙げている下記の例では、「私」が「彼」に遊ばない理由が彼の遊びが私にとって迷惑になることにあるという文脈では加害者性が強いが、「私」が単に意地悪をしてそうさせないという文脈では、「彼」は加害者として解釈されにくく、むしろ被害者と捉えられやすい。

(27) 伊想白相,

he wants to play,

我 勿 撥 伊 白相。

I not pəʔ he play

「彼は遊びたがっているが、私は彼に遊ばせない。」 (木村・楊 2008:85)

また、不許容文よりは頻繁ではないが、“撥”は許容文にも使用される。例えば、上で言及した“撥”が許容の解釈になる7例の文の中で、下記のような肯定形のものがある。その中で、(28)のように加害者性が読み取れるものもあれば、(29)のように読み取れないものもある。

(28) 啥人 肯 撥-拉 別人 欺負 呢?²¹

who agree pəʔ-la others insult INT

「誰が他人の侮辱を喜んでさせるの？」

(Edkins 1868:127)

(29) 我侬 先 撥 伊 贏 幾-回 銅錢 去。

we first pəʔ he win several-time money go

「我々はまず彼に数回勝たせてやる。」

(曹鐘橙菊人 1908:26)

(28)では、主語人物が“欺負”(侮辱)という加害的な行為の直接対象になるため、加害者性が読み取れる。

(29)は、ならず者の「我々」が、賭博の新参者の「彼」に対し、将来不意をついて大損させるために、まずは数回勝たせてやることで彼の参加意欲をそそる、という状況を表す。この状況では、「彼が勝つ」事態は、一般的に言えば一時的な金銭的被害であるにもかかわらず、「我々」にとっては加害的な行為というより、むしろ望ましいことで、与益的な行為と認識される。

さらに、現代語の例で、下記のような文がある。

²¹ この文では“撥”ではなく、より早期の形式の“撥拉”が使用されるが、この文を“撥”に言い換えたものが錢乃榮他(2007:303)で自然な文として提示されている。

(30) 癩趨 比賽 儂 撥 伊 參加 哦？

this match you pə? he participate INT

「今回の試合、彼に参加を許すか？」

(許寶華他 1997:335)

この疑問文に対しどのような答えがありうるかについて、筆者は3名の上海語母語話者に調査したが、その結果、特に偏りがなく、肯定的なものと否定的なもの両方が許される、というフィードバックを得た。そうすると、この文に関しては、「彼」の行為が迷惑なのかどうかとは関係なく、主語人物が単に権限を行使し可否を決定する、という文脈が自然である。つまり、加害者性が読み取れない。

このように、許容文から読み取られる加害者性は、文脈によってその強さが変わる。また、完全に加害者性が読み取れないものも存在する。

第三に、歴史的用例における許容文の少なさから考えると、“撥”の受身用法は、許容用法を経由し派生された可能性が低く、その動詞用法または授与用法から直接派生された可能性が高い。しかし、授与文における被授与者は、加害者とは認識されにくい。したがって、加害者性は“撥”の各用法に常に共通して見られる性質ではないと考えられる。

以上を踏まえて、本研究では、“撥”の受身用法の成立動機に関して、加害者性という概念を立てる必要がないと主張する。その代わりに、「許容性」(enablingness)という成立動機を提案する。

「許容性」は、木村・楊(2008)が北京語の“給”の意味特徴を分析する際に用いている介詞目的語視点の「誘発者性」に近い概念であるが、「目的」「原因」「動機」など、様々な概念の一般化としての誘発者性に比べてより具体的である。また、本研究でいう許容性は、単に「行為の実行を許可する」(許可)という性質ではなく、より広い意味での「状況や行為を可能にする」(可能化)という性質を指す。可能化(enablement)と許可(permission)が近い概念であることについては、Newman(1996)の4.5節を参照されたい。

この許容性を本研究でとる主語視点から下記のように説明する。

授与、誘発、許容、受身用法で用いられる上海語の“撥”の主語は、いずれもある種の「相手の行為を可能にする」存在と捉えられる。彼らは自らのために自律的に行動するのではなく、相手がある種の狙いや動機とした上で、相手の行為が実現可能な状況を作るために行動するのである。(ア)授与と誘発用法における主語は、相手があるものに対して行為を行えるようにそのものを提供する。(イ)許容用法における主語は、相手が望む通りに何らかの

行為を行えるように妨げないようにする。(ウ) 受身用法における主語は、相手がしようとする行為を意図的に放任する存在ではないが、客観的にはその行為を止めず、その実現を可能にする存在となり、消極的な許容者と捉えられる。

このように、上海語の“撥”は、許容用法だけでなく、各用法にわたって許容性という意味特徴が共通して見られる。本研究では、この許容性が“撥”の受身用法の成立動機だと主張する。具体的には、「状況を作り相手の行為の実現を許す」という性質を接点に、“撥”文の主語で表す授与者（ものを与えることにより相手の行為の実現を許す存在）と受動者（妨げをしないことにより相手の行為の実現を許す存在）との間に意味連鎖が成立し、授与を表す“撥”が受身を表す“撥”に拡張したと考えている。

以上を踏まえて、上海語の“撥”の受身用法の成立に関しては、下記のような過程が考えられる。

- (31) 撥（上海語）： 語彙的意味 > （許容性による派生） > 受身
pəʔ (Shanghai variation): lexical > (derived based on the enablingness) > passive

4.4.2. 杭州語の“撥”

本節では、用法の分布が普通話の“給”に近い杭州語の“撥”を見る。杭州語は、系統的には呉方言に属しているが、官話方言の特徴もかなりの程度もっている。その官話方言の特徴は、12～13 世紀に杭州が南宋の首都、ゆえに南宋の経済・文化の中心地になったことがきっかけで、北方からの移住者がもたらしたとされる (Simmons 1992)。4.4 節の表 4.1 で示したように、杭州語の“撥”は、基本的には普通話の“給”と同じような授与、与益、誘発、許容、受身用法をもっている。下記は杭州語の“撥”の各用法の例である。

- (32) (授与)

我 撥 你 寄 本 書 / 我 寄 本 書 撥 你
I pəʔ you send CL book I send CL book pəʔ you
「私はあなたに本を送る」

(33) (与益)

你 撥 我 寫 封 信
you pəʔ I write CL letter
「あなたは私に手紙を書く」

(34) (誘発)

我 撥 小 伢 儿 喫 顆 糖
I pəʔ child eat CL candy
「私は子供に飴玉を一つ食べさせる」

(35) (許容)

撥 他 參加
pəʔ he participate
「彼に参加させる」

(36) (受身)

他 撥 狗 咬-了 一-口
he pəʔ dog bite-PFV one-bite
「彼は犬に一口噛まれた」

((33)と(36)は鮑士傑他 1998:291 より。それ以外は作例)

上述の文は、(35)を除いて、“撥”を“給”に置き換えればそれぞれ普通話で成立する。(35)に関しては、授与行為を前提としなければ成立しにくいという普通話の“給”と違い、意味論的な制約がない。また、(32)の授与用法に関しては、介詞句が述語動詞句の前に置かれることと後に置かれることの両方が許されるが、この点では上海語の“撥”と異なる。

杭州語の“撥”の各用法の中で、最も特殊なのはその与益用法である。呉方言では、“撥”に与益用法が観察されるのは杭州およびその周辺地区の数方言に限られるとされる(盧笑予 2013:73)。つまり、与益用法は呉方言の“撥”の典型的な用法ではない。上で触れた歴史的事実からすると、杭州語の“撥”の与益用法は北方方言からの借用であり、後に周辺地区に広まっていった可能性が高いと考えられる。

なお、北方から伝来した与益用法が当時の杭州語において“撥”の既存の用法体系に受け入れられたことは、一定の条件が必要である。その条件について、下記のような2つの可能性が考えられる。(ア) 当時の杭州語では、すでに定着していた“撥”各用法は、いずれも

与益性を動機に成立する用法であった。(イ) 当時の杭州語では、すでに定着していた“撥”各用法は与益性以外の動機により成立する用法であったが、移民による文化交流という外的要因の影響で、“撥”の既存の用法体系に与益性という性質がもたせられた。

いずれにせよ、与益用法を受け入れた杭州語の“撥”の用法体系では、与益性という性質が優勢であることは紛れもない事実である。この主張は、下記の2点により裏付けられる。

(ア) 杭州語の“撥”のほとんどの用法は普通話の“給”のそれと同じであるため、それらの用法も4.3節で述べたように与益性を共通して有している。(イ) 杭州語では、自発的に派生されたと思われる²²“撥”の許容用法にも、次に述べるように与益性が見られる。

杭州語の“撥”の許容用法は、授与行為を前提とする普通話の“給”のそれと違い、様々な状況に用いられる。しかし、場合によって一定の制約がかかることもある。

(37) a. ? 領導 撥 他 加班。

manager pə? he work.overtime

「上司は彼に残業を許可した。」

b. 他求了好幾次,

He asked many times,

領導 才至 撥 他 加班。

manager then pə? he work.overtime

「彼に何度も頼まれて、上司はやっと彼に残業を許可した。」

(38) a. ? 你 撥 他 去。

you pə? he go

「彼に行かせておこう。」

b. 他 想 去, 你 就 撥 他 去 未。

he want go you then pə? he go MOD

「彼が行きたそうだから、行かせておこう。」

(37)では、「残業する」という一般的には好ましくないと認識されることを許容する状況が表される。そこで、「好ましくないことをしようとする希望をもつ人はいない」という人

²² 近代官話方言の代表である北京語の“給”に許容用法が定着していないことから、杭州語の“撥”のそれは、官話方言からの借用である可能性が低い。

間の慣習的な意識に抵触するため、文が不自然になりがちである。一方、(37b)では「それは相手の望む通りだ」という前提的な情報の明示により、文の自然度が上がる。(38a)と(38b)もそうであるが、相手の要望を表す成分を加えると文の自然度が上がる。上述の「相手の望む通りにさせる」という状況では、必然的に利益の伝達が関わってくるため、そこに与益性が見られる。

また、下記の例で示すように、杭州語の“撥”の許容用法は、被許容者が無生物のような、利益の受け手になり得ない存在である状況とは相容れない。この点も“撥”の許容用法の与益性を強く示している。

(39) *他 撥 筆 跌-了 地-高頭。

he pəʔ pen fall-PFV ground-up

「彼はペンを地面に落ちさせた。」

(40) *他 特為 撥 菜 爛-爛-掉。

he intentionally pəʔ vegetable rot-rot-off

「彼はわざと食材を腐らせてしまった。」

なお、杭州語を含む一部の呉方言の通時的資料は全体的に少なく、特に19世紀以前のものほとんど見当たらないため、それらの方言の“撥”の各用法がどのように影響し合ってきたのかは簡単に断言できない。しかし、杭州語またはその周辺方言の一部に“撥”の与益用法が定着したという事実からは、それらの方言の“撥”の用法体系では、与益性という性質が優勢であることが分かる。したがって、杭州語の“撥”の受身用法の成立にも、与益性の関与が大きいと考えられる。4.3節で述べたように、受動者が一種の与益者と捉えられるため、他の用法の主語と共通して有するこの性質を接点に、“撥”が受身介詞に派生されたと考えられる。

以上を踏まえて、杭州語の“撥”の受身用法の成立に関しては、下記のような過程が考えられる。

(41) 撥 (杭州語): 語彙的意味 > (与益性による派生) > 受身

pəʔ (Hangzhou variation): lexical > (derived based on the beneficialness) > passive

4.5. “叫”の受身用法の成立

本節では“叫”の受身用法の成立を見る。

前章ですでに明らかにしたように、“叫”は指示の解釈にはなるが、許容の解釈にはなりにくい。この点については、Yap & Iwasaki (2003)では下記のように指摘されている。

- (42) In the case of *jiào*, we note that it is able to extend into numerous passive contexts, much like *gěi* and *ràng*, but unlike these morphemes, *jiào* cannot readily extend its reflexive-causative constructions into reflexive-passive contexts where subject agentivity and volitionality is low. In other words, for reflexive constructions, *jiào* restricts itself to contexts that are compatible with causative interpretations and resists those that could give rise to passive ones. ... This is to say that even in a seemingly negative context such as an act of criticism, *jiào* still prefers a volitional subject, whereas *gěi* and *ràng* would allow for an affected patient subject interpretation. (p. 438)

この点は、“叫”の主語が基本的に典型的な動作主 (prototypical agent) の役割を果たし、受身状況の受動者とは全く逆の性格を有することを示す。そのため、“叫”の許容文と受身文の意味的近接が生じにくく、“叫”がそれを動機に受身介詞へと拡張する可能性が低い。

一方、太田 (1958) や張麗麗 (2006) などが取り上げたデータやそれに関する議論によると、歴史的には、“讓”の原因、誘発、許容などの諸用法の定着と、その受身用法の定着との間には数世紀もの隔たりがあり、段階的派生のための時間が確保されていた。しかし、“叫”に関しては、既存の文献からするとその原因、誘発用法と受身用法とは同じ明の時期に現れたとされ、その定着の時間的前後関係も不明のままである (胡建華・楊萌萌 2015)。そのため、“叫”の受身用法は、他の用法から段階的に拡張してきた用法とは断言できない。

この2点から、“叫”の受身用法は自発的な拡張により得られたものではない可能性が高いと考えられる。Yap & Iwasaki は、それは類推 (analogy) により借用した用法だと推測しているが、どの介詞からの借用なのかについては述べていない。本研究では、“叫”の受身用法は、似た発音の“教”や“交”からの借用である可能性が高いと考えている (張麗麗 2006:144 もこの点について言及している)。“交”は“教”の代用字である。

“教”の動詞用法は「教える」で、そこから原因、指示、許容、受身などの用法へと拡張したとされる。下記はその各用法の例である。

(43) (原因)

教 他 滿 會 生 疑慮

jiāo he whole assembly arise doubt

「彼ら集まり全員を疑わしくさせた」 (『敦煌變文集維摩詰經講經文 (一)』)

(44) (指示)

公 教 人 啖 一-口 也

duke jiāo person eat one-bite MOD

「公はみんなに一口食べるように言ったよ」 (『世説新語・捷悟』)

(45) (許容)

不 教 胡馬 度 陰山

not jiāo horses.of.Hu cross Yin.Mountains

「胡馬に陰山を越えさせない」 (王昌齡詩「出塞」)

(46) (受身)

若 教 泥 汚 更 傷心

if jiāo mud soil more sad

「泥に汚されたらさらに悲しくなる」 (韓偓詩「惜花」)

上記の各用法は、いずれも唐の前に定着したという (江藍生 2000)。明の後期になると、“叫”の使用の増加とともに、“教”の使用が次第に減少していった (朴郷蘭 2010:16)。“叫”の受身用法はその時期に借用されたと推定できるが、その借用は、発音の類似が大きな要因の一つと考えられるが、“教”の動詞用法「教える」に“叫”の基本義「声を出す」が含意されるという偶然の一致も関係する可能性があると考えられる。

以上を踏まえて、“叫”の受身用法の成立には非意味論的な要因が関与し、“讓”、“給”、“撥”のそれとは大きく異なることが分かる。この現象は、本研究の目的との関係性が薄いため、これ以上の記述は本研究の射程外とする。

4.6. 結び

本章では、介詞“讓”、“給”、“撥”、“叫”の受身用法の成立動機を分析し、下記のことを明らかにした。

第一に、“讓”の受身用法は、不本意許容使役文と受身文の間に生じる意味的近接を動機に、自発的に派生された用法である。

第二に、“給”の受身用法は、与益性を動機に、南方官話から借用した用法である。一方、同じく授与動詞由来の、上海語と杭州語の“撥”の受身用法は、それぞれ許容性と与益性を動機に、自発的に派生された用法である。

第三に、“叫”の受身用法は、発音の類似や意味特徴の偶然の一致など、複数の要因により借用した用法である。

ここで、成立動機が異質な“叫”を除き、“讓”と“給”の受身用法の成立に関して、前者には不本意性という結果性の関与が大きいのに対し、後者には与益性という原因性の関与が大きいと考えられる。また、“讓”、“給”、“撥”の受身用法の成立には、通方言的に見ると、派生であっても借用であっても、許容性と与益性という2種類の原因性の動機が働く点では共通している。

第5章 日本語・中国語における使役表現と受身表現 の意味的近接現象

5.1. 目的

前章で明らかにしたように、中国語の“讓”の受身用法の成立は、許容使役文と受身文の間に生じる意味的近接がその動機の一つとなる。この点について、先行研究では不本意な許容が関与する場合に限って近接が生じると主張されている。

一方、興味深いことに、早津(1992)による日本語の使役・受身近接現象を扱う研究では、下記のような文が近接のペアとして提示されている。

- (1) (体が弱っている伸子と佃について)
 - a. 彼に手伝われて伸子は外套をぬいだ。
 - b. 彼に手伝わせて伸子は外套をぬいだ。

(p. 213)

この使役文(1b)が表す状況は本意な許容である。それにもかかわらず(1a)と(1b)の間に意味的近接が生じることは、日本語の使役・受身近接現象の成立動機が、中国語のそれと原理上の違いがあることを示唆している。

本章の目的は、認知意味論のフォース・ダイナミクス (FD) 理論の枠組みにより、意味的近接が認められる表現ペアが表す状況のそれぞれの意味特徴を分析し、近接現象の成立条件を明らかにすることにより、両言語の近接現象の成立原理の類型的違いを解明することにある。

5.2. 本章の議論の理論的前提

事象参加者の関係を認知の視点から定式化する理論フレームワークとして、Talmy (1988; 2000)、Croft (2012)、Wolff (2007; 2017)などによる force dynamics (FD) 理論が注目される。FD 理論の目的の一つは、誘発 (causing)、許容 (letting)、妨害 (hindering)、援助 (helping)、意図 (intending) などの状況で、参加者の間に存在するフォースの相互作用の実態を明確化することにある。本節では、その目的を視野に入れた、Talmy と Wolff による FD 理論の枠組みを紹介する。

5.2.1. Talmy の枠組み

Talmy の枠組みでは、すべてのフォースの相互作用は参加者がそれぞれもつフォースの対立と捉えられる。その相互作用の参加者は Agonist (主動子) と Antagonist (拮抗子) と呼ばれ、活動 (action) と休止 (rest) のいずれかへのフォース傾向 (force tendency) を各自もつとされる。相互作用の状況では、拮抗子の影響のもとで、結果的に主動子のフォース傾向が維持されるか消去されるかにより、事象の FD 状況が決定されるとされる。

下記の図は最も典型的な FD 状況、誘発と許可を示している。ここで、縦に causing と letting という、拮抗子の事象への空間的な関わり方 (関与の有効化や無効化など) を示す尺度、横に onset と extended という、拮抗子の関わりの時間的属性 (一時的か持続的かなど) を示す尺度がそれぞれ設置されている。それぞれのパターンに対応する例は(2)で示す。

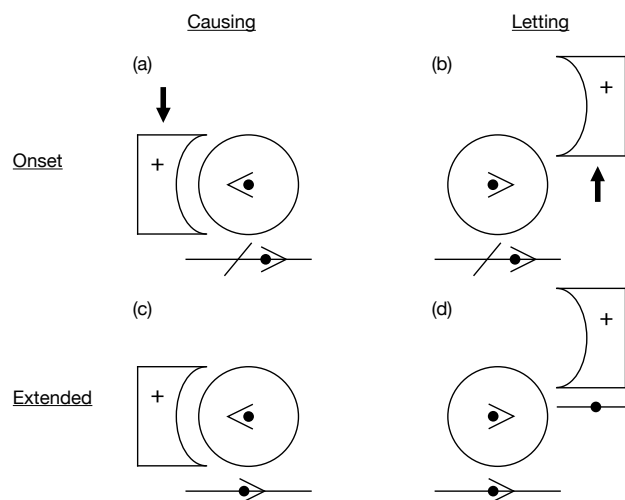


図 5.1 Talmy (2000:424)に基づいて簡略化した FD のイメージスキーマ。円形と凹面形はそれぞれ主動子と拮抗子を示し、その中の矢印と黒丸はその活動か休止のフォース傾向を示している。図形下方の線付きの矢印と黒丸は、そのエンティティの結果状態を示している。+は力が相対的に強いことを示している。

- (2) (a) The added soap [got the crust to come off / stopped the crust from sticking].
 (b) The plug's coming loose let the water flow from the tank.
 (c) The fan [kept the air moving / kept the air from standing still].
 (d) The plug's staying loose let the water drain from the tank.

(Talmy 2000, Chap. 7)

(2)の(a)で説明すると以下ようになる。ここで主動子と拮抗子はそれぞれ crust (ものの表面を覆う外皮) と soap (石鹼) が該当する。主動子の外皮には、休止 (つまり、取れずに表面につくこと) への傾向が内在している。それに対し、拮抗子の石鹼は、その状況に加入し、外皮の休止傾向に対抗することにより、外皮を活動 (つまり、取れること) へと仕向けた。

Talmy の FD 理論は、多くの状況、特に操作的な状況や誘発的な状況をうまく説明できるが、援助や許容的な状況を説明するには少し無理があると思われる。例えば、下記のような状況に関しては、Talmy の枠組みでは earth (土) と logs (まき) のフォースの対抗と捉えられるが、それは我々の直感とは矛盾してしまう。

- (3) Smoothing the earth helped the logs roll down the slope. (Talmy 2000:426)

Talmy の枠組みでは、この文が表す状況は、主動子のまきの、活動（下へ転がること）への傾向に対し、拮抗子の土がそれに対抗するフォースを取り除くことによって、その傾向を保たせた、という解釈になる。しかし、Jackendoff(1990)や Wolff & Song (2003)が指摘したように、この状況では、むしろ主動子のその傾向に応じて、もう一つの参与者（土を平らにする人）がその傾向を支えるようなフォースを加えた、というふうに解釈するのが自然である。この解釈では、土（または土を平らにする人）は拮抗子とは捉えられなくなる。

5.2.2. Wolff の枠組み

上述したように、Talmy の FD 理論では、援助や許容などのような、参与者間の対抗が認められにくい状況はうまく説明できない。

それに対し、Wolff の FD 理論では、フォースの相互作用に関しては、参与者がもつフォースの対立ではなく、その一致に注目すべきだとされる。つまり、参与者の間に対抗が認められる場合はフォースの不一致が見られるとし、そうでない場合はフォースの一致が見られるとする。これは、我々の素朴物理学 (naïve physics) 的な認識にも一致している。

Wolff の枠組みでは、フォースの相互作用の参与者はそれぞれ *affector*（与影子）と *patient*（受影子）と呼ばれる。そこで、受影子のもつフォースの傾向が与影子の働きかけによって改変されるかどうかにより、その事象の FD 状況が決定されるとされる。下記の文を例にする。

- (4) High winds cause the man to move toward the bench. (Wolff 2017:150)

この文が示す状況は、受影子 *man*（男）は、「ベンチへ移動する」という状態への傾向をもたないものの、より強い与影子 *high winds*（強い風）にその傾向に反して働きかけを加えられ、結果的に「ベンチへ移動する」という状態に向かっていくようになる、という解釈になる。ここで、「男」が「ベンチへ移動する」状態への傾向をもつかどうかという側面は *patient tendency for end state*（結果状態への受影子の傾向）、「強い風」が「男」のその傾向に即して働きかけを加えるかどうかという側面は *affector-patient concordance*（与影子と受影子の一致）、

「男」が結果的に「ベンチへ移動する」という状態に向かっていくかどうかという側面は end state targeted (結果状態への到達見込み) とそれぞれ概念化されている。上記の文の場合、この3つの側面がそれぞれ No/No/Yes (以下、Yes/No を Y/N と略す) と判断されることにより、その文が CAUSE という FD 状況を表すとされる。

Wolff の枠組みにおける最も典型的な FD 状況は、次の表で示す。

表 5.1 Wolff の枠組みにおける典型的な FD 状況 (Wolff 2017:150)

	Patient tendency for end state	Affector-patient concordance	End state targeted
CAUSE	No	No	Yes
HELP (also ALLOW and ENABLE) ²³	Yes	Yes	Yes
PREVENT	Yes	No	No
DESPITE/HINDER	Yes	No	Yes

本章では、許容などのような、参与者間の対抗が認めにくい現象を一部取り扱うため、Wolff の枠組みをもとにして分析を行う。分析の手法について、使役文や受身文をそれぞれ独立した文として取り上げ、当該文脈ではどのような FD 状況を示しうるかを判断する。なお、分析の便宜上、否定形の例は除外する。

5.3. 日本語の使役・受身近接現象

5.3.1. 背景

日本語では、動詞の使役形が用いられるにもかかわらず、受身的な意味を帯びる文が多数存在する。こういった使役と受身の近接現象を最初に取り扱ったのは早津 (1992) である。早津の調査によると、一定の文脈の中で、動詞の使役形による表現と受身形による表現が、

²³ FD 理論は、表現ではなく、表現が表す状況 (さらに、その状況でのフォースの配置) を対象にしている。このように、HELP や ALLOW や ENABLE などの表現は、意味的には異なるが、FD 的には同じ状況と捉えられる。下の DESPITE/HINDER もそうであるが、A acts despite B's action と B hinders A's action のように、異なる構文に用いられるにもかかわらず、同じ FD 状況と捉えられる。

意味的にそれほど大きな違いを示さないことがある。その調査では、小説からいくつかのテキストを抽出し、それを動詞の使役形と受身形が用いられる両パターンの文に書き換えたものを協力者に見せ、いずれが自然と感じられるかを判断してもらった。

- (5) 「あら。それを私今まで黙ってたの、分かる？女にこんなことを [言わせる／言われる] ようになったらおしまいじゃないの。」 (p. 173)

上記の文の場合、原文では「言わせる」が用いられるにもかかわらず、「言われる」が自然だと感じる人は、協力者の半数強であった。このことから、文脈によって、「使役動詞による表現と受身動詞による表現とがそれほど大きな違いを感じさせないことがある」²⁴ (p. 174) ということが分かる。さらに早津は、使役と受身の近接が生じる文を、構文的観点から下記のように大きく5種類に、そしてそれぞれいくつかの下位類に分けている²⁵。

(A) 第三者が主語になる例：

(ア) (刑事は) みすみす犯人を逃がす手伝いを [させる／される] ようなことが今まで多かった。

(イ) (おのれは) おのれの血ひいたただ一人の子 [を死なせて／に死なれて] …

(B) 持ち主が主語になる例：

(ア) (下衆女は) 禿頭の老人に髪の毛を [つかませながら／つかまれながら]、…

(イ) (女は) 子供 [を腰にすがりつかせ／に腰にすがりつかれ]、…

(C) 働きかけの相手が主語になる例：

(ア) (男は) 女にこんなことを [言わせる／言われる] ようになったらおしまいじゃないの。

(イ) (あなたは) そうしてお母さんに [同情させて／同情されて]、甘ったれるつもりなんだな。

²⁴ 早津がいう「使役動詞」「受身動詞」は、本稿では「動詞の使役形」「動詞の受身形」と呼ぶ。

²⁵ (A)～(C)については、動詞が他動詞か自動詞かで下位類に分けられている。(D)は、原則的に動詞が他動詞であるため、動詞の自他では分類できず、働きの直接対象が人か、感情の向かう対象か、判断の対象かで分類されている。

(D) 働きかけの直接対象が主語になる例：

(ア) 彼に [手伝わせて／手伝われて] 伸子は外套をぬいだ。

(イ) ワープロもビデオもファクスも、いずれも便利な道具として人 [を喜ばせた
／に喜ばれた] が、…

(ウ) (彼らが)「嫌な奴」と人々に [思わせる／思われる] ことが彼らの…を和ら
げるのである。

(E) 使役と受身とで主語が異なる例：

その闇の世界はあまりに深く、あそこにはこのまま「夜明け」などというものは永
遠にめぐってこないのではないかと [(その様子が我々に) 思わせる／(その様子
のせいで我々に) 思われる] ほどだった。

早津は、意味的近接が生じる文では、使役文・受身文の主語が当該事態において「人に何
かをやらせる主体」とも「受け手」とも見なされる存在であることについて言及している (p.
188) が、この両面性は具体的にどのように成立するのかに関しては、統一的な説明を与え
ていない。

5.3.2. 分析

本節では、近接現象が生じる例を取り上げ、各例でどのような状況が表されるか、その状
況の各参加者の相互関係がどうなるかを分析し、近接現象の成立原理について、FD 理論を
用いて統一的な説明を試みる。

早津の分類に従い分析していくが、説明の便宜上、まず直接受身文がペアに入る類、つま
り (B)、(C)、(D) 類、その次に間接受身文がペアに入る類、つまり (A) 類、という順序
で取り上げる。なお、(E) 類に関しては、互いに主語が異なる対応であり、その接近の成立
に言語外情報の関与が大きいいため、本研究の対象から除く。

5.3.2.1. 持ち主が主語になる文

まず、早津が提示した (B) 類、つまり持ち主が主語になる文を見る。もとの文脈を伴う
形で、次のように 2 ペアを示す。

(6) a. かづは山崎の返事もきかずに、うしろ向きになって、按摩に腕を揉ませながら、更にこう言った。

b. かづは…按摩に腕を揉まれながら、…

(p. 198)

(7) a. …下衆女が一人、…禿頭の老人に、髪の毛をつかまれながら、…悲鳴を上げる。

b. …下衆女が…老人に、髪の毛をつかませながら、…

(p. 199)

(6)では、原文では(6a)のように動詞の使役形が使用されるが、(6b)のように受身形に置き換えても不自然ではないとされる。一方、(7)では、原文では(7a)のように動詞の受身形が使用されるが、(7b)のように使役形に置き換えても不自然ではないとされる。ここで、動詞の使役形を用いた(6a)と(7b)のFD状況は、次のようにまとめることができる。以降の表では、便宜上、FD状況が基づく3つの側面、つまり「結果状態への受影子の傾向」、「与影子と受影子の一致」、「結果状態への到達見込み」を、それぞれ「傾向」、「一致」、「到達」と略して記す。

表 5.2 (6)、(7)で使役形を用いた文のFD状況

(6a)	按摩の傾向	かづ・按摩の一致	到達
ALLOW	Yes	Yes	Yes
(7b)	老人の傾向	下衆女・老人の一致	到達
ALLOW	Yes	Yes	Yes

(6a)では、「客の腕を揉む」は「按摩」の仕事なので、「按摩」に「揉む」という傾向が認められ、「按摩の結果状態への傾向」はYと判断される。また、客の「かづ」が「揉む」というサービスを受けるために来ているため、それを望ましいとし、許可を出している、という意味が読み取れるため、「かづと按摩の一致」もYと判断される。さらに、「按摩」に「腕を揉む」という行為が達成されているため、「結果状態への到達見込み」はYと判断される。このように、(6a)のFD状況は、3つの側面に対する判断がそれぞれY/Y/Yになり、ALLOWと認められる。

それに対し、(7b)では、後文脈「悲鳴を上げる」からすると、「下衆女」が「老人」のもつ「髪の毛をつかむ」という傾向を好ましくないとし、抵抗感をもつはずであるが、動詞の使役形を用いることにより、「下衆女」がその傾向を許さざるを得ない、という解釈が成り立つと考えられる。ここで「下衆女」と「老人」の間の一致性が見られる。このように、(7b)のFD状況については、3つの側面の判断はそれぞれY/Y/Yになり、ALLOWと認められる。

また、動詞の受身形を用いた(6b)と(7a)のFD状況は、次のようにまとめることができる。

表 5.3 (6)、(7)で受身形を用いた文のFD状況

(6b)	按摩の傾向	かづ・按摩の一致	到達
ALLOW	Yes	Yes	Yes
(7a)	老人の傾向	下衆女・老人の一致	到達
ALLOW	Yes	Yes	Yes
HINDER	Yes	No	Yes

(6b)では、動詞に受身形が用いられることで、「かづ」が「按摩」よりやや弱い立場に立つというニュアンスが読み取れるにもかかわらず、当該文脈から、「かづ」は「按摩」から受ける行為を特に望ましくないとせずに放任している、という解釈が成り立つと思われる。このように、(6b)のFD状況も、(6a)と同じようにALLOW (Y/Y/Y)と判断される。

一方、(7a)では、「下衆女」が「老人」の傾向に対し抵抗感をもつことは変わりがないが、動詞に受身形が用いられることから、「下衆女」が「老人」からの働きかけを一方的に受けるというニュアンスが読み取れるが、それは実際には「抵抗しなかった」(抵抗を意識的に放棄する)という状況なのか、「抵抗できなかった」(抵抗は放棄していないが、抵抗しようがないまたは抵抗し損ねる)という状況なのか、当該文脈からははっきり区別できない。前者の場合、「下衆女」と「老人」の間の一致性が見られるが、後者の場合にはその一致性が見られない。つまり、この文が表すFD状況は、Y/Y/YまたはY/N/Yの判断にそれぞれ対応する、ALLOWとHINDERの両方が可能である。

ここで一つの問題が出てくる。(7a)が「抵抗しなかった」とも「抵抗できなかった」とも解釈できる曖昧性は、FD的にははっきり区別される。しかし、(6a)と(7b)が表す状況は、与影子が受影子の傾向に抵抗を感じるかどうかという点では明らかに異なる状況であるもの

の、FD 的には区別できず、同じ状況と分析されてしまう。この問題は、Wolff の FD 枠組みでの「一致性」の捉え方に起因すると考えている。

Wolff の FD 理論を含め、ほとんどの FD 理論では、人エンティティとものエンティティが同一視され、その傾向を扱う際には、単一の側面での傾向しか着目されていない。しかし現実世界では、人が物理的 (physical) 活動を行う場合、行動する前に必ず何らかの認知活動を行い、判断を下さなければならない (本能的な行動も同様)。つまり人エンティティの物理的活動では、少なくとも (外的な) 行動上の傾向と (内的な) 心理上の傾向、という 2 つの側面の傾向が見られる。例えば上の(7)の分析では、与影子と受影子の一致性を分析する際に、「老人」と「下衆女」が実際に張り合っているどうかという行動上の傾向の一致性が扱われるが、その行動が互いの本意に基づくかどうかという心理上の傾向の一致性が問題にされていない。しかし行動上と心理上の傾向は、必ずしも一致するとは限らない。行動上の傾向だけに着目すると、(7b)の使役文の分析では、行動的には同じく「許可する」と解釈されるが、「本意なので許可する」と「不本意であるものの許可せざるを得ない」という、直感では大きな違いがある 2 つの状況がはっきり分けられない、つまり「許可」に対する分析だけが単純化されすぎる、という問題が生じる。

この問題を解決するには、人エンティティの物理的活動の場合、行動上の一致性 (behavioral concordance) に加え、心理上の一致性 (mental concordance) という側面を立てることが必要となる。(6)、(7)の使役文と受身文が表す FD 状況を、この両方の一致性を含む枠組みで分析し直すと、次のようにまとめることができる。

表 5.4 (6)、(7)の FD 状況の再分析

動詞の形式	(6)	按摩の傾向	かづ・按摩の 行動的一致	かづ・按摩の 心理的一致	到達
使役形	ALLOW/ENABLE	Yes	Yes	Yes	Yes
受身形	ALLOW/ENABLE	Yes	Yes	Yes	Yes
動詞の形式	(7)	老人の傾向	下衆女・老人 の行動的一致	下衆女・老人 の心理的一致	到達
使役形	TOLERATE	Yes	Yes	No	Yes
受身形	TOLERATE	Yes	Yes	No	Yes
	HINDER/SUFFER ²⁶	Yes	No	No	Yes

ここで、心理的一致の有無により、許可 (ALLOW) のパターンはさらに2つの下位パターンに分けられる。そのうち、心理的一致が認められる場合、つまり「本意な許可」の状況を ALLOW/ENABLE、そうでない場合、つまり「不本意な許可」の状況を、TOLERATE と呼ぶことにする。なお、心理的一致という側面は、人エンティティによる物理的活動の場合にだけ有効で、ものエンティティの場合や、人エンティティの心理的 (mental) 活動などの場合には該当しない。その理由は、ものエンティティに意志性が存在しないこと、また感情的活動は意識的に制御できないことにある。

次に比較として、使役と受身の近接が認められないとされる例を一例取り上げる。

(8) (彼は)

- a. 第一回公判のときに、磯部さん (被害者) の息子さんに外套をにぎられ、「お母さん、お姉さんをかえせ」といわれて、…
- b. ?…磯部さん (被害者) の息子さんに外套をにぎらせ、…

(早津 1992:201)

²⁶ Y/N/N/Y 判断の状況に関しては、「抵抗が効く」の含意をもつ HINDER という用語が「抵抗できない」という状況全般をカバーできないため、「抵抗するが効かない」または「抵抗しようがない」の含意をもつ SUFFER という用語を付け加えた。

(8)では、原文では(8a)のように動詞の受身形が用いられるが、(8b)のように使役形に置き換えると文が不自然になるとされる。(8a)では、容疑者である主語の「彼」にとって、被害者の遺族が自分の服をつかんだり自分に詰問したりすることはもちろん望ましくないことで、心理的には抵抗感があるはずである。また、行動的には、常識からすると、突然このようなことをされて抵抗しようがないという解釈が自然で、それを予想した上で抵抗を放棄するとは考えにくい。そうすると、(8a)が表す FD 状況は、与影子と受影子の行動的一致と心理的一致がともに見られない、HINDER/SUFFER であることが明らかになる (表 5.5)。

表 5.5 (8a)の FD 状況

動詞の形式	(8a)	息子さんの傾向	彼・息子さんの行動的一致	彼・息子さんの心理的一致	到達
受身形	HINDER/SUFFER	Yes	No	No	Yes

また、(8a)が使役文に置き換えられないことは、日本語の使役文が HINDER/SUFFER 状況を表せないことを示唆している。その原因は下記のように考えられる。使役文で表す状況は、甲が意図的に乙の行為を可能にする、という状況が典型的である。しかし、フォースの弱い与影子 (甲) とフォースの強い受影子 (乙) が参与する HINDER/SUFFER 状況では、前者が後者の行為を可能にするという考えが我々の一般的な認識とは反対であるため、HINDER/SUFFER 状況は使役文とは相容れない。

それに対し、表 5.4 の(6)、(7)に対する分析からは、ALLOW/ENABLE 状況と TOLERATE 状況は使役文での表現が可能であることが明らかになる。

5.3.2.2. 動作の働きかけの相手が主語になる文

続いて、早津が提示した (C) 類の文、つまり動作の働きかけの相手が主語になる文を見る。まず、使役と受身の近接が生じる文を 2 ペア取り上げる。

(9) (駒子は島村に)

- a. 「初めて会った時、あんたなんていやな人だろうと思ったわ。…女にこんなことを言わせるようになったらおしまいじゃないの。」
- b. 「…女にこんなことを言われるようになったらおしまいじゃないの。」

(p. 205)

(10) (君は)

- a. 「そうしてお母さんに同情させて、甘ったれるつもりなんだな」
- b. 「そうしてお母さんに同情されて、…」

(p. 209)

(9)、(10)はいずれも原文では動詞の使役形が使用されるが、受身形に置き換えても良さそうなペアとされる。

(9)では、前文脈の「こんなこと」とは「島村」に対するネガティブな評価であるため、「島村」が「こんなこと」を自分に言ってくる「女」の傾向に心理的抵抗感をもつことが想定できる。そのため、使役文で表せるのは、「言われるのが不本意であるが、仕方がなく放任する」という状況、つまり TOLERATE (Y/Y/N/Y) だけが可能であると考えられる。一方、受身文では、「島村」が「女」の傾向に心理的抵抗感をもつことは変わらないが、実際にその傾向を放任するか抵抗するかは、当該文脈からは判断できないため、TOLERATE (Y/Y/N/Y) と HINDER/SUFFER (Y/N/N/Y) の両方の FD 状況の解釈が可能である。

(10)では、「同情する」という心理的活動の状況が関わるため、行動的一致と心理的一致の区別が存在しない。後文脈「甘ったれるつもり」からすると、2つの解釈が可能である。一つは、母親には「同情する」傾向があり、望ましいことなので「君」がその傾向を放任する解釈である。この解釈は、使役文にも受身文にも可能である。もう一つは、母親には「同情する」傾向がないが、不本意なので「君」がその傾向に反して強制的に動かす解釈である。受身文で表す状況では、「君」は母親に比べてより弱い立場にあるため、この解釈は受身文からは読み取られないが、逆の立場を含意する使役文には可能である。このように、(10a)が表す FD 状況は、CAUSE (N/N/Y) と ALLOW/ENABLE (Y/Y/Y) の両方が可能であるが、(10b)が表す状況は、後者だけが可能である。

(9)、(10)の FD 状況は、次のようにまとめることができる (表 5.6)。

表 5.6 (9)、(10)の FD 状況

動詞の形式	(9)	女の傾向	島村・女の行 動的一致	島村・女の心 理的一致	到達
使役形	TOLERATE	Yes	Yes	No	Yes
受身形	TOLERATE	Yes	Yes	No	Yes
	HINDER/SUFFER	Yes	No	No	Yes
動詞の形式	(10)	母親の傾向	君・母親の心理的一致		到達
使役形	CAUSE	No	No		Yes
	ALLOW/ENABLE	Yes	Yes		Yes
受身形	ALLOW/ENABLE	Yes	Yes		Yes

一方、使役と受身の近接が認められない文について、以下のような例が挙げられている。

(11) (母は)

- a. 夫に暴言を浴びせられても、暴力を振われても、…全てにじっと耐えていた。
- b. ?夫に暴言を浴びせさせても…

(p. 207)

(12) (父が帰るべき時でない時に帰ってきたことについて)

- a. それは、私をおどろかせることを気の毒がるような弱々しいものと、…
- b. ?それは、私におどろかれることを…

(p. 211)

(11)と(12)はそれぞれ、原文では動詞の受身形が使用され、それを使役形に置き換えられないと判断される例と、原文では動詞の使役形が使用され、それを受身形に置き換えられないと判断される例である。

(11a)では、「夫」による暴言や暴力に対し、「母」がそれを不本意なことと捉えるのは当然である。また、後文脈「じっと耐えていた」は許可の意味を表しているが、ここで「…でも…でも」という前件と後件が対比関係になる構文が使用されるため、前件「暴言を浴びせられる」や「暴力を振るわれる」は許可の意味にはならず、不許可(=抵抗を放棄しない)の

解釈しか成り立たない。そうすると、「母」と「父」の行動的一致がNと判断され、前件の解釈は HINDER/SUFFER 解釈 (Y/N/N/Y) でなければならない (表 5.7)。ここで、使役文に置き換えられないのも、(8)と同じく、使役文が HINDER/SUFFER 状況を表せないことに関係すると考えられる。

一方、(12a)では、「驚く」という心理的活動の状況が関わるため、行動的一致と心理的一致の区別が存在しない。ここで、本来「驚く」という傾向をもたない「私」が、「父」の「早めに帰ってきた」という行為の影響により、驚く状態になる、という解釈が成り立つため、CAUSE 状況 (N/N/Y) を表すと考えられる (表 5.7)。また、受身文に置き換えられないことから、受身文が CAUSE 状況を表すことができないと推測できるが、その理由は、受影子を強制で動かせる CAUSE 状況の与影子は、何らかの働きかけを受ける対象と捉えられにくいことにあると考えられる。

表 5.7 (11a)、(12a)の FD 状況

動詞の形式	(11a)	父の傾向	母・父の行動的一致	母・父の心理的一致	到達
受身形	HINDER/SUFFER	Yes	No	No	Yes
動詞の形式	(12a)	私の傾向	父・私の心理的一致		到達
使役形	CAUSE	No	No		Yes

5.3.2.3. 動作の働きかけの直接対象が主語になる文

続いて、早津が提示した (D) 類の文、つまり動作の働きかけの直接対象が主語になる文を見る。ここで使役と受身の近接が生じる文を 2 ペア取り上げる。

- (13) a. ワープロもビデオもファクスも、いずれも便利な道具として人を喜ばせたが、
 ...
 b. ...いずれも便利な道具として人に喜ばれたが、...

(pp. 217-218)

(14) (体が弱っている伸子と佃について)

- a. 彼に手伝われて伸子は外套をぬいだ。
- b. 彼に手伝わせて伸子は外套をぬいだ。

(p. 213)

(13)では、原文では(13a)のように動詞の使役形が使用されるが、(13b)のように受身形に置き換えても不自然ではないと判断される。一方、(14)では、原文では(14a)のように動詞の受身形が使用されるが、(14b)のように使役形に置き換えても不自然ではないとされる。

(13)では、与影子にあたるエンティティ（「ワープロ」など）は人ではないため、一見傾向をもたないように見えるが、「人をサポートするための道具」という製造者から付与された固有の属性から、「人を喜ばせる」という「心理的」傾向をもつ一面が覗かれる。一方、(13a)や(13b)は、いずれも「ワープロなどの存在が人の喜びたいという要望を満たす」という ALLOW/ENABLE の解釈になりうるが、「ワープロなどの存在が人の喜びを引き起こす」という CAUSE の解釈は、動詞の使役形を用いた(13a)からしか読み取れない（表 8）。

また、(14)では、「伸子は体が弱っている」という文脈からすると、「伸子」にとって「佃」の手伝いが望ましいという判断が自然であるため、「伸子」が心理的にも行動的にも「佃」の傾向を許可している、としか解釈できない。従って、(14a)の受身文であっても(14b)の使役文であっても、いずれも Y/Y/Y/Y 判断にあたる ALLOW/ENABLE 状況を表すと考えられる（表 5.8）。

表 5.8 (13)、(14)の FD 状況

動詞の形式	(13)	人の傾向	ワープロ・人の心理的一致		到達
使役形	CAUSE	No	No		Yes
	ALLOW/ENABLE	Yes	Yes		Yes
受身形	ALLOW/ENABLE	Yes	Yes		Yes
動詞の形式	(14)	佃の傾向	伸子・佃の行動的一致	伸子・佃の心理的一致	到達
使役形	ALLOW/ENABLE	Yes	Yes	Yes	Yes
受身形	ALLOW/ENABLE	Yes	Yes	Yes	Yes

一方、比較として、使役と受身の近接が認められない文を、以下の2例を取り上げる。

(15) (人の死後について)

- a. そこに集まった死者たちは、裁きを受けると、それぞれの守護神に導かれて、冥府への旅をつづけなければならない。
- b. ?…それぞれの守護神に導かせて、…

(pp. 216-217)

- (16) a. 卑しい野心の点火には、何か肉体的な強制力のようなものがあって、それが私を怖れさせたのだと思われる。
- b. ?…それが私に怖れられたのだと思われる。

(p. 221)

(15)、(16)はそれぞれ、原文では動詞の受身形が用いられ、それを使役形に置き換えられないとされる文と、原文では動詞の使役形が使用され、それを受身形に置き換えられないとされる文である。

(15a)では、「裁きを受ける」や「つづけなければならない」という文脈からすると、「死者たち」は不本意ながらも（仮に死者にも意志があるとすれば）、「守護神」のような絶大な力をもつ存在に抵抗しようがなく、その働きかけを一方的に受けるしかない、という意味が読み取れる。つまり、(15a)が表すFD状況は、HINDER/SUFFER (Y/N/N/Y) である（表5.9）。ここで、与影子が受影子より弱い立場に立つという点では、(7)における「下衆女」と「老人」の関係と類似しているが、(7)のようなTOLERATE解釈ができないのは、「死者」という存在が「守護神」に比べて極めて弱く、「何かを許す」という立場に立つとは捉えにくいからだと考えられる。ただし、文の読み手により「守護神」というイメージの捉え方も異なるが、もし「守護神」が「死者」と対等関係にある存在だと想定すれば、(15a)を使役文で置き換えられなくもないと思われる。

一方、(16a)では、「肉体的な強制力」という文脈から読み取れる、与影子「点火」が受影子「私」よりも強い存在であるという意味からすると、「点火」が本来「怖れる」という傾向をもたない「私」のその感情を引き起こす、という解釈が自然である。つまり、(16a)が表すFD状況は、CAUSE (N/N/Y) である（表5.9）。

表 5.9 (15a)、(16a)の FD 状況

動詞の形式	(15a)	守護神の傾向	死者・守護神 の行動的一致	死者・守護神 の心理的一致	到達
受身形	HINDER/SUFFER	Yes	No	No	Yes
動詞の形式	(16a)	私の傾向	点火・私の心理的一致		到達
使役形	CAUSE	No	No		Yes

5.3.2.4. 第三者が主語となる文

本節では、早津が提示した (A) 類、つまり第三者が主語となる文を見る。まず、使役と受身の近接が生じると判断される次の文ペアを取り上げる。

(17) (刑事は、逃走中の犯人に昔の恋人に会いにくるのをさせておくことについて)

- a. みすみす犯人を逃がす手伝いをさせるようなことが今まで多かった。
- b. みすみす犯人を逃がす手伝いをされるようなことが今まで多かった。

(p. 190)

(18) a. おのれの血ひいたただ一人の子を死なせて、なんでこのよその子に、「お父はん、」と呼ばれながら立ちすくむのでござりませうぞ。

- b. おのれの血ひいたただ一人の子に死なれて、…

(p. 193)

(19) a. 私はその子をどうしてもブランコに乗せたくて、…その男の子を…ブランコに乗せようと引っぱりについてワーワー泣かれた思い出があります。

- b. …引っぱりについてワーワー泣かせた思い出があります。

(p. 196)

(17)と(18)はともに、原文では動詞の使役形が使用され、それを受身形に置き換えても不自然ではないとされる文で、(19)は、原文では動詞の受身形が使用され、それを使役形に置き換えても不自然ではないとされる文である。

(17)では、手伝いをさせる／される相手は、昔の恋人など犯人と親しい関係をもつ人だと想定できるが、言語化されていないエンティティである。語り手の刑事の視点からすると、

犯人の恋人が犯人を逃す手伝いをするのは、いうまでもなく望ましいことではない。こういう不本意が(17a)と(17b)の両方から読み取れる。一方、(17b)の受身文では、相手の行為を阻止していないという解釈と阻止できないという解釈がともに可能であるが、(17a)の使役文では、犯人を捕まえるために彼に恋人と会わせておくことは、恋人に彼を逃す手伝いをする客観的な条件を作り出すようなことでもあることから、放任の解釈が強く読み取られ、阻止できないという後者の解釈が読み取りにくい。つまり、(17a)が表す FD 状況は TOLERATE (Y/Y/N/Y) で、(17b)が表す FD 状況は、TOLERATE と HINDER/SUFFER (Y/N/N/Y) のいずれかだと考えられる (表 5.10)。

また、(18)では、「血を引いたただ一人の子」や「立ちすくむ」という文脈から、「子が死ぬ」が「おのれ」にとって不本意であることが分かる。一方、(18b)の受身文からは、父親が責任を果たしきれないことで事態の発生を許したという解釈と、父親が事態の発生を阻止しようとしたができなかったという解釈がともに可能であるが、(18a)の使役文では、後者の解釈は極めて薄い。つまり、(18a)が表す FD 状況は TOLERATE (Y/Y/N/Y) で、(18b)が表す FD 状況は、TOLERATE と HINDER/SUFFER (Y/N/N/Y) のいずれかである、ということになる (表 5.10)。

さらに、(19)では、「私」が「男の子」をブランコに乗せようとしたが、「男の子」がどうしても乗ろうとせずにワーワー泣いたという文脈からすると、「男の子が泣く」は「私」にとって望ましいことではないことが分かる。しかしそれ以外の文脈からは、「私」に「男の子」が泣くのを止めようとする傾向が特に読み取れず、「私」が「男の子」の行為を放任しているという解釈が自然であるため、(19a)と(19b)が表す FD 状況はともに TOLERATE (Y/Y/N/Y) であると考えられる (表 5.10)。

表 5.10 (17)、(18)、(19)の FD 状況

動詞の形式	(17)	恋人の傾向	刑事・恋人の 行動的一致	刑事・恋人の 心理的一致	到達
使役形	TOLERATE	Yes	Yes	No	Yes
受身形	TOLERATE	Yes	Yes	No	Yes
	HINDER/SUFFER	Yes	No	No	Yes
動詞の形式	(18)	子の傾向	おのれ・子の 行動的一致	おのれ・子の 心理的一致 ²⁷	到達
使役形	TOLERATE	Yes	Yes	No	Yes
受身形	TOLERATE	Yes	Yes	No	Yes
	HINDER/SUFFER	Yes	No	No	Yes
動詞の形式	(19)	男の子の傾向	私・男の子の 行動的一致	私・男の子の 心理的一致	到達
使役形	TOLERATE	Yes	Yes	No	Yes
受身形	TOLERATE	Yes	Yes	No	Yes

一方、比較として、使役と受身の近接が生じないとされる文について、次の3例を取り上げる。

(20) (死骸について次郎と老婆の会話)

- a. 「死んでいたって、犬に食わせるのは、ひどいやね。」「何がひどいものかね。死んでしまえば、犬に食われたって、痛くはなしさ。」
- b. ?「死んでいたって、犬に食われるのは、ひどいやね。」「…」

(p. 191)

²⁷ 「子が死ぬ」という状態変化事象では、「子」自体には心理的傾向があるとは認めにくい、「子」のその状態変化がもたらす心理的効果が「おのれ」の心理的傾向に一致していないので、「心理的一致」はNと判断する。

(21) (女の虚栄心について)

- a. 環夫人は亭主の死期をたとえ早めても、亭主を料理屋の一室ではなく病院のベッドで死なせたいわけだ。
- b. ?…亭主を料理屋の一室ではなく病院のベッドで死なれたいわけだ。

(p. 193)

(22) (主人が岡田に包丁を使わせようとするのを聞いて)

- a. 肴を切る包丁で蛇を切られては困るとでも思ったか、娘は抗議をするような目付きをして主人の顔を見た。
- b. ?肴を切る包丁で蛇を切らせては困るとでも思ったか、…

(p. 192)

(20)と(21)は、原文では動詞の使役形が用いられ、それを受身形に置き換えれば不自然になる文で、(22)は、原文では動詞の受身形が用いられ、それを使役形に置き換えれば不自然になる文である。

(20a)では、前文脈からすると、次郎の「ひどい」という発話は、野良犬が死骸を食うのを意図的に放置することに対する評価である。ここで「食わせる人」と「犬」の心理的または行動的一致が見られるため、(20a)が表す FD 状況は ALLOW/ENABLE (Y/Y/Y/Y) と認められる (表 5.11)。

(21a)では、「亭主が死ぬ」という事態はふつう不本意と捉えられるが、ここは「女の虚栄心」に関する発話なので、「亭主が病院のベッドで死ぬ」というのはむしろ「環夫人」にとって望ましいことである。また、「亭主の死期を早める」という前文脈から、「環夫人」の意図性が強く読み取れるが、その意図性は「まだ死にそうにない亭主を無理やり病院のベッドに連れて行って殺す」という強制の解釈までにはなっていないと思われる。つまり、(21a)が表す FD 状況も、(20a)と同じように ALLOW/ENABLE (Y/Y/Y/Y) である (表 5.11)。

(22a)では、「困る」や「抗議をするような目つき」などの文脈から、「娘」が「岡田」の「肴を切る包丁で蛇を切る」という傾向に心理的な抵抗感をもつことが明らかである。また、「娘」の心理的活動「困る」を強制で引き起こす主体も物理的活動「蛇を切る」の主体「岡田」であることから、「娘」がより強い立場にある「岡田」の傾向に抵抗しようがないというニュアンスが強く読み取れる。そうすると、「娘」と「岡田」とが心理的にも行動的にも一致性

がないということになるため、(22a)が表す FD 状況は、HINDER/SUFFER (Y/N/N/Y) と認められる (表 5.11)。

表 5.11 (20a)、(21a)、(22a)の FD 状況

動詞の形式	(20a)	犬の傾向	人・犬の行動的 一致	人・犬の心理的 一致	到達
使役形	ALLOW/ENABLE	Yes	Yes	Yes	Yes
動詞の形式	(21a)	亭主の傾向	環夫人・亭主 の行動的一致	環夫人・亭主 の心理的一致	到達
使役形	ALLOW/ENABLE	Yes	Yes	Yes	Yes
動詞の形式	(22a)	岡田の傾向	娘・岡田の行 動的一致	娘・岡田の心 理的一致	到達
受身形	HINDER/SUFFER	Yes	No	No	Yes

5.3.3. 日本語の近接現象：結び

以上、早津 (1992) で取り上げた使役と受身の近接現象の実態を考察した。その結果、近接現象が生じるとされる使役文と受身文が表す FD 状況は、下記のようにまとめることができる。

表 5.12 日本語の近接ペアが表す FD 状況の組み合わせ

組み合わせ	使役文	受身文
(i)	TOLERATE	TOLERATE
(ii)	TOLERATE	TOLERATE or HINDER/SUFFER
(iii)	ALLOW/ENABLE	ALLOW/ENABLE
(iv)	CAUSE or ALLOW/ENABLE	ALLOW/ENABLE

つまり、意味的近接が生じる条件に関して、使役文と受身文がいずれも TOLERATE の解釈になりうる、または、いずれも ALLOW/ENABLE の解釈になりうる場合、意味的近接が生じる。

意味的近接が生じるかどうかという判断には、構文を置き換えても不自然にならないというのが基準の一つである。置き換えても不自然にならないことは、言い換えると、置き換え後の文が表す状況がもとの文が表す状況からそれほど離れていないということになる。FD の概念で捉え直すと、使役と受身の近接現象の本質は、使役文と受身文がそれぞれ表す FD 状況の範囲(図 5.2 では実線で示される)の一部、つまり TOLERATE と ALLOW/ENABLE の部分がオーバーラップすることにあると考えられる。この 2 つの部分に対応する状況は、使役文と受身文が表す最も典型的な状況(つまり CAUSE と HINDER/SUFFER)ではないが、それほど離れていないため、両者が近接するように感じられる。

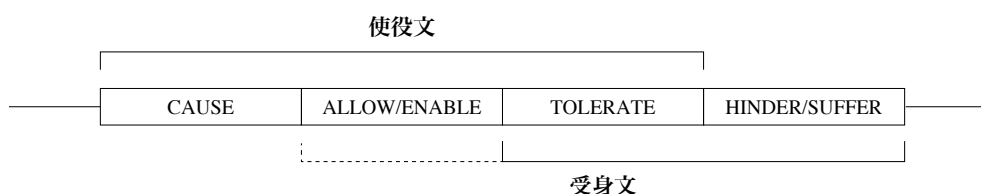


図 5.2 日本語の使役文と受身文が表す FD 状況のオーバーラップ

また、興味深いことに、前の 3 種類の近接ペア、つまり主語がそれぞれ持ち主、動作の相手、動作の直接対象であるペアでは、上記の 4 種類の FD 状況の組み合わせが観察される。しかし、主語が第三者であるペアでは、(iii)と(iv)、つまり ALLOW/ENABLE による近接の組み合わせが観察されない。この現象は、これらの文が表す状況の再帰性 (reflexivity) のあり方に関係すると考えられる。

使役と受身の近接に再帰性に関わることについては、先行研究では一定の言及がなされている。福澤 (2001) は、スペイン語やドイツ語の、使役動詞が再帰代名詞を伴い受身的意味を表す現象などを取り上げ、使役から受身への派生が再帰性に基づくと述べている。また、Haspelmath (1990) や Yap & Iwasaki (2003) など、通言語的な視点から再帰名詞・代名詞や再帰的使役 (reflexive-causative) と受身の密接な関係を明らかにしている。しかし、再帰性のあり方の違いにより近接のパターンが変わることに関しては、従来全く指摘されていなかった。

本節で取り上げた意味的近接が生じる使役文には、全部ある種の再帰性の存在が認められる。使役文の主語が持ち主、動作の相手、動作の直接対象である場合、主語が自分、または自分の持ち物に向けられた状況の誘発者と解釈されるため、持ち主と持ち物の間、動作の相手や直接対象と自分自身の間には再帰関係が成立する。一方、主語が第三者の場合であっても、状況発生の責任者と解釈されるため、その第三者と自分自身の間にも何らかの再帰関係が認められる。しかし、前者の3種類の状況では、主語がいずれもその状況に直接的に関与するため、状況の発生に対しては一定の制御力を有している。それに対し、後者の場合、主語にある責任は、あくまで局外者の立場からの、望ましくない状況の発生を阻止しようがないという心理的な責任に過ぎない。本研究では、仮に前者の3種類の状況で見られる再帰性を強い再帰性、後者の状況で見られる再帰性を弱い再帰性とする。

ALLOW/ENABLE による近接が生じるのが、再帰性が強い場合に限られる現象に関しては、FD の視点から下記のような説明が考えられる。再帰性が弱い状況では、与影子が完全に受影子が主体になる事態（以下、受影子事態）の外にあるため、受影子事態の進展が影響されるかどうかは、与影子と受影子のフォースの強弱の差だけで決定される。それに対し、再帰性が強い状況では、与影子が何らかの形で（それ自体かその所有物）受影子事態に直接的に関与するため、受影子事態へのコントロールは、受影子以外に与影子もその一部を確保している。このように、再帰性が強い状況では、受影子事態の進展が影響されるかどうかは、与影子と受影子のフォースの強弱の差だけで決められないことになり、やや弱い立場にある与影子であっても、再帰性が弱い状況に比べてより容易に受影子事態に影響を与えることができる。したがって、一般的には与影子が受影子よりやや弱い TOLERATE 状況、または与影子が受影子より著しく弱い HINDER/SUFFER 状況しか表さない受身文であっても、再帰性が強い文脈で、与影子が受影子よりやや強い ALLOW/ENABLE 状況を表すことができるようになる。つまり、上記の図では点線で示すように、表せる FD 状況の範囲が広がるのである。

5.4. 中国語の使役・受身近接現象

5.4.1. 背景

中国語においても使役と受身の近接現象がある。例えば、太田(1958)は、“讓”、“教(叫)”を用いた文が使役文なのか受身文なのか区別しにくい現象について、次のように述べている。

- (23) 現代語では《教》(叫)《讓》ともに使役と被動とに兩用される。句のかたちは大體同じで、時としては[例示]のごとく區別することもあるがこの區別は不完全であり、基本的には使役と被動とが同じ形式であるといつて差支えない。

このようなことは現代語あるいは白話に特有であつて、古代語にはない。使役が被動にも用いられるのは意味上區別しにくい場合があるためで、[中略]がんらい使役と被動との區別は客觀的な事實そのものにあるのではなく、主觀的な判斷にもとづく。[中略]使役と被動とが共通するのはこのような理由によるが、あくまで使役がもとで、被動はそこから轉じたものである。

(p. 247)

また、路浩宇(2013)では、“讓”が下記のように許容を表す場合、肯定文の“讓”は受身介詞“被”に置き換えられないのに対し、否定文の“讓”は“被”に置き換えられると指摘している。

- (24) a. 這-件 事 應該 讓 他 知道。 (“被”に置き換え不可能)
this-CL thing should ràng he know
「このことは彼に知らせるべきだ。」
- b. 這-件 事 不-應該 讓 他 知道。 (“被”に置き換え可能)
this-CL thing not-should ràng he know
「このことは彼に知らせるべきではない。」

(p. 123)

前の章の考察により、使役・受身の意味的近接が、“讓”に受身用法が派生された動機であることが明らかになった。先行研究では、意味的近接が生じるのが、使役文が不本意な許容を表す場合に限られるという主張がなされているが、本節の目的は、その主張の妥当性を検証することにある。検証の手段は前節と同じで、意味的近接が生じるペアを取り上げ、それぞれの使役文と受身文が表すFD状況を比較することである。

分析に入る前に、(24)で指摘されている現象が、日本語のそれとは少し異質であることに注意されたい。現代中国語の“讓”には受身用法が定着している。つまり、(24b)は下記のように使役と受身の2通りの解釈が可能である。

(24) 這件事不應該讓他知道。

{ 「このことは(我々が)彼に知らせるべきではない。」(使役)
{ 「このことは彼に知られるべきではない。」(受身)

そうすると、“讓”が“被”に置き換えられるという際に、それは(ア)受身の“讓”が受身の“被”に置き換えられ、文の意味が変わらないことを指すか、それとも(イ)使役の“讓”が受身の“被”に置き換えられ、文の意味が変わるがそれほど大きな違いが感じられないことを指すかは、曖昧である。近接現象と言えるのは後者のみであるが、前者はもはや近接ではなく、同義と捉えるべきである。

したがって、本研究では、“讓”が使役の解釈になる文と、“被”文との間で意味的近接が生じるものだけを近接の例として捉える。

以上を踏まえて、本節では、下記のような近接ペアを取り上げる(全部作例である)。日本語と同じように、それぞれ持ち主、動作の相手、動作の直接対象、第三者が主語になる例を分析していく。

(A) 持ち主が主語になる例：

我 不小心 [讓/被] 他 知道-了 那-件 事。

I carelessly ràng/bèi he know-PFV that-CL thing

「私はうっかりして彼にそのことを [知らせた/知られた]。』

(B) 動作の相手が主語になる例：

技不如人， [讓／被] 他 贏-了 好-幾 局。
not.as.skillful ràng/bèi he win-PFV quite-some game
「腕前が劣るので、彼に何回も [勝たせた／勝たれた]。」

(C) 動作の直接対象が主語になる例：

我 不情不願-地 [讓／被] 她 打-了 一-下。
I unwillingly ràng/bèi she hit-PFV one-time
「私は嫌々ながらも彼女に1回 [叩かせた／叩かれた]。」

(D) 第三者が主語になる例：

[讓／被] 他 這麼 一-喊， 我-的 行蹤 暴露 了。
ràng/bèi he thus one-shout I-GEN whereabouts come.to.light LE
「彼にこう [叫ばせて／叫ばれて]、私の所在がばれた。」

5.4.2. 分析

5.4.2.1. 持ち主が主語になる文

まず、近接が生じる文のうち、持ち主が主語になるペアを、最初に使役文、次に受身文という順で提示する。以降の例も同じ順序で示す。

- (25) a. 我不小心讓他知道那件事。(私はうっかりして彼にそのことを知らせた。)
b. 我不小心被他知道了那件事。(私はうっかりして彼にそのことを知られた。)

(25)では、“不小心”(うっかりして)という文脈から、「彼が知る」ことが「私」にとって不本意であることが分かる。つまり、心理的一致が見られない。「私」が状況の誘発者と解釈される使役文では、2通りの解釈が可能である。(ア) 彼が「知ろうとする」傾向をもたないが、私が故意ではないが彼に情報を提示するようなことをしてしまう、という CAUSE (N/N/N/Y) の解釈、(イ) 彼がもつ「知ろうとする」傾向に対し、私が対抗する立場にないか、客観的に対抗する条件がないため、仕方なく放任する、という TOLERATE (Y/Y/N/Y) の解釈である。一方、「彼」に比べて「私」が弱い立場にある受身文では、上述した「対抗できないため放任する」という TOLERATE 解釈とともに、「私が十分警戒していたが、彼が

なんとかして知ることができた」、という「阻止し損ねる」の解釈、つまり HINDER/SUFFER (Y/N/N/Y) の解釈も成立すると考えられる。

このペアの FD 状況は、次のようにまとめることができる。

表 5.13 (25)の FD 状況

文の形式	(25)	彼の傾向	私・彼の行動 的一致	私・彼の心理 的一致	到達
使役文	CAUSE	No	No	No	Yes
	TOLERATE	Yes	Yes	No	Yes
受身文	TOLERATE	Yes	Yes	No	Yes
	HINDER/SUFFER	Yes	No	No	Yes

次に比較として、近接が生じない例の一つ取り上げる。ここで、(26a)の“讓”を“被”に置き換えると、文が不自然になる。

- (26) a. 看他挺誠懇，我就讓他看了兩眼那東西。
 (真劍そうなので、私はそれを彼にちらっと見せた。)
- b. ?看他挺誠懇，我就被他看了兩眼那東西。
 (真劍そうなので、私はそれを彼にちらっと見られた。)

(26)では、前方の文脈「真劍そうなので」からは、「彼」が「見ようとする」傾向をもつことと、その傾向に対し「私」が特に望ましくないとは思わないことが分かる。つまり「私」と「彼」の間には心理的一致が見られる。また、行動的一致性に関しては、「私」が状況の誘発者と解釈される使役文では、私が彼の要望を満たすために意図的にものを見せる、という状況が想定できるため、「私」と「彼」の行動的一致が見られる。そうすると、使役文に ALLOW/ENABLE (Y/Y/Y/Y) の解釈が成立すると考えられる。

ここで、使役の“讓”が受身の“被”に置き換えられないことは、“被”を用いた受身文が ALLOW/ENABLE 状況を表せないことを示唆しているが、この点では中国語と日本語の受身文の違いが見られる。前節の図 5.2 で示すように、再帰性が強い状況の場合、日本語の受身文は ALLOW/ENABLE の解釈になりうる。

(26a)が表す FD 状況は、次の表のように示すことができる。

表 5.14 (26a)の FD 状況

文の形式	(26a)	彼の傾向	私・彼の行動 的一致	私・彼の心理 的一致	到達
使役文	ALLOW/ENABLE	Yes	Yes	Yes	Yes

5.4.2.2. 動作の相手が主語になる文

次に、動作の相手が主語になる近接ペアを見る。

(27) (私は)

- a. 技不如人，讓他贏了好幾局。(腕前が劣るので、彼に何回も勝たせた。)
- b. 技不如人，被他贏了好幾局。(腕前が劣るので、彼に何回も勝たれた。)

(27)では、対戦の状況が想定されるため、常識から考えると「彼」には「勝とうとする」傾向があるはずである。「腕前が劣る」や「何回も」という文脈からすると、その傾向の実現は、「私」にとって不本意なことである。つまり、「私」と「彼」の間には心理的一致が見られない。また、行動的一致性に関しては、「私」が状況の誘発者と解釈される使役文では、私が自分の実力の低さに気づき、相手との対戦を放棄するという解釈しか考えられないため、「私」と「彼」の行動的一致が見られる。したがって、使役文が表す FD 状況は TOLERATE (Y/Y/N/Y) と認められる。一方、「私」が弱い立場にある受身文では、対戦を仕方なく放棄する TOLERATE 解釈が可能であるが、諦めずに対戦していたが、実力の差により勝ち損ねた、という HINDER/SUFFER (Y/N/N/Y) の解釈も成立すると思われる。したがって、受身文が表す FD 状況は、TOLERATE と HINDER/SUFFER のいずれかである。

このペアの FD 状況は、次のようにまとめることができる。

表 5.15 (27)の FD 状況

文の形式	(27)	彼の傾向	私・彼の行動 的一致	私・彼の心理 的一致	到達
使役文	TOLERATE	Yes	Yes	No	Yes
受身文	TOLERATE	Yes	Yes	No	Yes
	HINDER/SUFFER	Yes	No	No	Yes

次に比較として、近接が生じない例の一つ取り上げる。ここで、(28b)の受身の“被”を(28a)のように使役の“讓”に置き換えると、文が不自然になる。

- (28) a. ? 講演者讓觀眾喝了倒彩。(講演者は観客にブーイングさせた。)
 b. 講演者被觀眾喝了倒彩。(講演者は観客にブーイングされた。)

(28b)では、観客にブーイングされることに対し、講演者はいうまでもなく望ましくないことと捉えるため、心理的に抵抗が感じられるはずである。つまり講演者と観客の間に心理的一致が見られない。また、講演中にブーイングが起こるのは一般的には講演者の予想外の出来事で、抵抗しようがない状況であるため、それを予想した上で抵抗を放棄するという解釈にはならない。したがって、この受身文が表す FD 状況は、心理的一致と行動的一致がともに見られない HINDER/SUFFER (Y/N/N/Y) しかかなり得ない。この受身文が使役文に言い換えられないことは、中国語の使役文は日本語と同じように、HINDER/SUFFER 状況を表せないことを示唆しているが、その原因は、日本語の分析で触れたように、フォースの弱い与影子を、フォースの強い受影子の行為を可能にする存在とは捉えにくいことにあると考えられる。

(28b)が表す FD 状況は、次の表のように示すことができる。

表 5.16 (28b)の FD 状況

文の形式	(28b)	観客の傾向	講演者・観客 の行動的一致	講演者・観客 の心理的一致	到達
受身文	HINDER/SUFFER	Yes	No	No	Yes

5.4.2.3. 動作の直接対象が主語になる文

次に、動作の直接対象が主語になる近接ペアを見る。

- (29) a. 我不情不願地讓她打了一下。(私は嫌々ながらも彼女に1回叩かせた。)
 b. 我不情不願地被她打了一下。(私は嫌々ながらも彼女に1回叩かれた。)

(29)では、「叩こうとする」傾向をもたない「彼女」を強制的に動かすという状況は、「嫌々ながらも」とは言えないため、「彼女」がもつ「叩こうとする」傾向に対し、「私」がその実現を望ましいこととは思わない、という心理的一致が見られない状況しか成り立たない。また、行動的一致性に関しては、「嫌々ながらも」からは「相手の行為を予想したが仕方なく」という含意が読み取れるため、「私」が抵抗を放棄し、「彼女」の好きな通りにさせる、という行動的一致が見られる状況しか想定できない。つまりここでは、使役文であっても受身文であっても、一様に TOLERATE (Y/Y/N/Y) の解釈になるとかん考えられる。

このペアの FD 状況は、次のようにまとめることができる。

表 5.17 (29)の FD 状況

文の形式	(29)	彼女の傾向	私・彼女の行動的一致	私・彼女の心理的一致	到達
使役文	TOLERATE	Yes	Yes	No	Yes
受身文	TOLERATE	Yes	Yes	No	Yes

次に比較として、近接が生じない例の一つ取り上げる。下記の例では、(30b)の受身の“被”を(30a)のように使役の“讓”に置き換えると、文が不自然になる。

- (30) a. ?我讓他劈頭蓋臉罵了一頓。(私は彼に真っ向から勢いよく叱らせた。)
 b. 我被他劈頭蓋臉罵了一頓。(私は彼に真っ向から勢いよく叱られた。)

(30b)では、「叱る」行為が「私」の被害になるため、「私」は勿論望ましくないことと捉える。このように「私」と「彼」の間には心理的一致が見られない。また、「真っ向から勢い

よく」という文脈からは、彼の叱りが私にとって突如起こる予想外の出来事であることが分かる。そのため、私がやむをえず抵抗を放棄したという解釈が成り立たず、「私」と「彼」の間には行動的一致が見られないと考えられる。したがって、この受身文が表す FD 状況は、心理的一致と行動的一致がいずれも見られない HINDER/SUFFER (Y/N/N/Y) になる。この状況は、使役文では表現できない。

(30b)が表す FD 状況は、次の表のように示すことができる。

表 5.18 (30b)の FD 状況

文の形式	(30b)	彼の傾向	私・彼の行動的一致	私・彼の心理的一致	到達
受身文	HINDER/SUFFER	Yes	No	No	Yes

5.4.2.4. 第三者が主語になる文

中国語では、第三者が主語になる受身文、つまり間接受身文は、日本語のように体系的に生産できる表現ではない。しかし、一定の統語的条件や文脈があれば、問題なく成立する例も存在する。下記の(31b)のような“被…這麼一…”(…にこう…され)構造の文がその一例である。また、受身の“被”を(31a)のように使役の“讓”に置き換えても文の意味がそれほど大きく変わらないため、近接ペアだと考えられる。

(31) (私は)

- a. 讓他這麼一喊，我的行蹤暴露了。(彼にこう叫ばせて、私の所在がばれた。)
- b. 被他這麼一喊，我的行蹤暴露了。(彼にこう叫ばれて、私の所在がばれた。)

(31)では、「私の所在がばれた」という後文脈からすると、「叫ぶ」という行為は、「私」にとっては迷惑であり、好まれることではない。そのため、その傾向をもたない「彼」を強制的に叫ばせるという解釈は成り立たない。このように、「彼」に「叫ぼうとする」傾向があることと、「私」と「彼」の心理的一致が見られないことが明らかである。また、「私」が状況の誘発者と解釈される使役文では、「彼」が叫ぶことに成功することに対し「私」には責任があるという含意が読み取れるため、「私」が阻止するのをやめるという状況しか想定で

きない。実際にどうやめるかは様々な可能性があるが、客観的に阻止できるような状況にいない（例えば、遠く離れているため彼の口を塞ごうとしても手が届かない）ことや、不注意で阻止を中止する（例えば、油断して彼の口を塞ぐ手を放す）ことなどが考えられる。いずれにしても、そこに「私」と「彼」の行動的一致が見られる。つまり、使役文には TOLERATE (Y/Y/N/Y) の解釈が成り立つ。一方、「私」が弱い立場にあると解釈される受身文では、TOLERATE の解釈が可能であるとともに、「私」が阻止しようとしたが結局失敗したという、「私」と「彼」の行動的一致が見られない HINDER/SUFFER (Y/N/N/Y) の解釈も成り立つ。このペアの FD 状況は、次のようにまとめることができる。

表 5.19 (31)の FD 状況

文の形式	(31)	彼の傾向	私・彼の行動的一致	私・彼の心理的一致	到達
使役文	TOLERATE	Yes	Yes	No	Yes
受身文	TOLERATE	Yes	Yes	No	Yes
	HINDER/SUFFER	Yes	No	No	Yes

次に比較として、近接が生じない例を一つ取り上げる。下記の例では、(32a)の使役の“讓”を(32b)のように受身の“被”に置き換えると、文が不自然になる。

(32) (駆け比べで)

- a. 兔子大方地讓烏龜先跑了一百米。
(ウサギは気前よくカメに先に百メートル走らせた。)
- b. ? 兔子大方地被烏龜先跑了一百米。
(ウサギは気前よくカメに先に百メートル走られた。)

(32a)では、「気前よく」という文脈からすると、「カメが先に走る」ということに対して、「ウサギ」は特に心理的抵抗感がないと思われる。しかしこれでウサギとカメの間には心理的一致があると判断することはできない。なぜかという、ここでは2つの解釈が成り立つと考えられる。その一方の解釈は、カメには先に走る意図がない解釈である。この場合、ウサギとカメの間には心理的一致がないことに加え、先に走ろうとしないカメにウサギが走る

ように仕向ける、という状況が想定でき、両者の間には行動的一致が見られない。この場合、使役文は CAUSE (N/N/N/Y) の解釈になる。もう一方の解釈は、カメには先に走る意図がある解釈である。つまり、ウサギが喜んでカメに先に走ることを許す、という解釈である。この場合、ウサギとカメの間には心理的一致と行動的一致がともに見られるため、ALLOW/ENABLE (Y/Y/Y/Y) の解釈になる。

ここで、(32a)の使役文が(32b)の受身文に言い換えられないことは、中国語の受身文が CAUSE や ALLOW/ENABLE 状況を表せないことを示唆している。

(32a)が表す FD 状況は、次の表のように示すことができる。

表 5.20 (32a)の FD 状況

文の形式	(32a)	カメの傾向	ウサギ・カメ の行動的一致	ウサギ・カメ の心理的一致	到達
使役文	CAUSE	No	No	No	Yes
	ALLOW/ENABLE	Yes	Yes	Yes	Yes

5.4.3. 中国語の近接現象：結び

以上、中国語の使役と受身の近接現象を考察した。分析の結果、近接現象が認められる使役文と受身文が表す FD 状況は、次の表のようにまとめることができる。

表 5.21 中国語の近接ペアが表す FD 状況の組み合わせ

組み合わせ	使役文	受身文
(i)	TOLERATE	TOLERATE
(ii)	TOLERATE	TOLERATE or HINDER/SUFFER
(iii)	CAUSE or TOLERATE	TOLERATE or HINDER/SUFFER

つまり、中国語の近接現象の成立には、使役文と受身文がいずれも TOLERATE の解釈になりうるものが条件となる。つまり、先行研究で指摘されている、意味的近接が生じるのが不本意な許容を表す場合のみであることは事実と認められる。

また、日本語と違い、中国語では ALLOW/ENABLE による近接が観察されない。日本語では、再帰性が強い場合、ALLOW/ENABLE による近接が許されるが、中国語では、再帰性の強弱に関係なく、一様に TOLERATE による近接となっている。

上記の結論を FD の概念で捉え直すと、中国語の近接現象の本質は、使役文と受身文がそれぞれ表す FD 状況の範囲では、次の図で示すように、TOLERATE というオーバーラップする部分があることにあると考えられる。ただし、日本語と違い、受身文が表せる状況の範囲が再帰性の強弱により変わることはない。

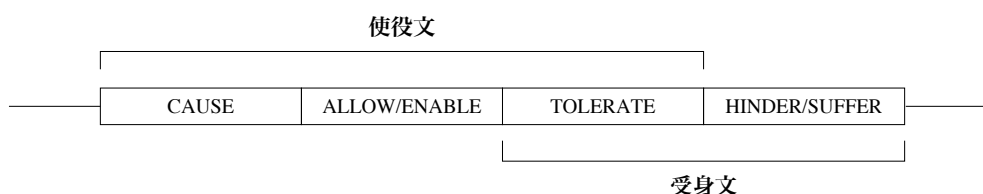


図 5.3 中国語の使役文と受身文が表す FD 状況のオーバーラップ

5.5. 結び

本章では、日本語と中国語で観察される使役文と受身文の意味的近接現象に関して、近接が生じる例と生じない例を取り上げ、それぞれの FD 的特徴を分析した。結論としては、日本語の近接現象には ALLOW/ENABLE 解釈による成立と TOLERATE 解釈による成立の 2 種類があることと、中国語の近接現象には TOLERATE 解釈による成立の 1 種類しかないことが分かった。

また、FD の概念からすると、近接現象の本質は、使役文と受身文がそれぞれ表せる FD 状況が一部オーバーラップすることにあると考えられる。使役文に関しては、日本語と中国語はともに CAUSE、ALLOW/ENABLE、TOLERATE 状況を表すことができる。一方、受身文に関しては、中国語は常に TOLERATE または HINDER/SUFFER 状況を表すが、日本語はそれに加え、ALLOW/ENABLE 状況まで表すことができる。

このことは、日本語と中国語の受身文の性質の類型的な違いを示唆している。日本語では、再帰性の強弱（つまり、主語が事象への関与の度合いの強弱）により、受身文が表す FD 状

況は、参与者間の心理的一致が見られない HINDER/SUFFER や TOLERATE から、その一致が見られる ALLOW/ENABLE へと変化する。一方、中国語では、再帰性の強弱に関係なく、受身文は常に参与者間の心理的一致がない HINDER/SUFFER や TOLERATE 状況を表す。言い換えると、中国語の受身文は参与者間の心理的不一致、つまり不本意性を重視するが、日本語の受身文はそれを重視しない²⁸。

また、中国語の使役・受身近接現象が不本意性が保証されないと成立しないのに対し、日本語のそれが不本意性の有無に関係なく成立することは、原因性と結果性の観点から捉え直すと、中国語の近接が状況の結果性に基づく近接であり、日本語のそれが状況の原因性に基づく近接であることになる。

²⁸ ただし、不本意性を重視する中国語の受身文においても、形態素の選択により差異が生じる。例えば前章の結論に従えば、その成立に原因性の関与が大きい“給”の受身文は、典型的な受身文よりは不本意性を重視しないと考えられるため、特殊な受身文と捉えるべきである。

第6章 日本語・中国語の受身文における受影性の あり方の違い

6.1. 目的

前章の考察で明らかにした、日本語と中国語の使役・受身近接現象の成立原理の違いは、日本語と中国語の受身文の性質の類型的な違いを示唆している。具体的に言えば、日本語の受身文は、主語の事象への関与度が強ければ、不本意な状況だけでなく、本意な状況を表すこともできるが、中国語の受身文は、主語の関与度に関係なく、常に不本意な状況を表す。本章では、日本語と中国語の典型的な受身文の特徴を考察することにより、上述の主張がそれらの特徴により裏付けられるかについて分析する。

日本語の受身文の意味研究では、第2章で言及したように、受身文の「利害性」や「受影性」が注目されている。一方、中国語受身文の意味研究でも同じように、受身文の「受影性」や「具体性」(木村 1997)などに注目が集まっている。王亜新(2016)には次のような記述がある。

- (1) 受動文は、受影者の視点から事象を捉えるので、述語が具体的な動作よりもその動作によってもたらされた状態や変化を表している。その特徴は、特に中国語の被構文において顕著である。

中国語の被構文では述語がふつう「動詞+ α 」という形態を求めるとされている。「 α 」の部分は主として動作結果を表す要素であるが、動作の程度を表す数量詞も用いられる。

(p. 51)

この α は、動作がもたらす影響、つまり受影性を表す要素である。本研究の枠組みでは、受影性を一種の結果性と捉えているため、この α は結果性を表す要素とも捉えられる。

しかし、「動詞+ α 」という形態を求める」とはいうものの、この α が統語的にどのような形式をとるか、義務的なのかどうかは、王亜新を含む多くの研究では、体系的には整理されていない。本章では、その整理を含め、なるべく全面的に、中国語の直接受身文および間接受身文の α 要素のあり方が示す受影性の特徴を分析する。また、対応する日本語の受身文との比較により、両者の異なる本質を明らかにする。

日本語と中国語の受身研究では、受身文の分類という点では非常に大きな違いが示されることは、第2章ですでに言及した。本章では、議論の便宜上、杉村(2003)のように、日本語と中国語の受身文をともに直接受身文と間接受身文という分類で捉え、中国語の受身文を中心に、日本語の受身文と比較しながら見ていきたい。中国語の直接受身文と間接受身文は、それぞれ下記のような例を指す。

(2) (直接受身文)

張三 被 李四 打-傷 了。

Zhangsan bèi Lisi beat-hurt LE

「張三は李四に殴って傷つけられた。」

(3) (間接受身文)

我 被 這 雨 下 得 出-不-了 門。

I bèi this rain fall STAT get.out-not-able door

「私はこの雨に降られて出かけられない。」

6.2. 直接受身文

6.2.1. 付加成分がある場合

中国語の直接受身文には、述語動詞が裸動詞の形式で現れるものも見られるが、述語動詞に何らかの付加成分(「 α 」)がつくものが最も典型的である。この付加成分は、本研究では受身文が表す状況の結果性を顕在化する要素と捉える。

付加成分の形式について、三宅（2009）はいくつかの文法概説書で挙げられる説明を総合し、その出現位置に基づいて分類を行なっている。その中で、下記のように述語動詞の前に現れるものについては、理由を後述するが、本研究では受身文の成立に必須の要素とは認めない。

(4) (“所”)

登山隊 被 風雪 所 阻。

climbers bèi snowstorm PART obstruct

「登山隊は風雪に阻まれた。」

(5) (助動詞)

你-的 話 會 被 人 誤解。

you-GEN word will bèi person misunderstand

「あなたの話は人に誤解される可能性がある。」

(6) (連用修飾語)

他-的 意見 已 被 上面 採納。

he-GEN opinion already bèi superior approve

「彼の意見はすでに上司に受け入れられた。」

(pp. 44-45)

助詞“所”に関しては、三宅は「文語的な表現ということで他の形とは文体が異なる」とし、例外的に扱うべきだと述べているが、筆者もこの主張を支持する。他方、助動詞や連用修飾語に関しては、張斌（2001:27）では受身文の成立に欠けてはいけなさと捉えられるが、筆者の語感では、これらの成分のない文は単に独立した単文として叙述機能を果たせない表現に過ぎず、その受身構造自体が成立しないわけではない。

(5') 你-的 話 被 人 誤解 不 是 什麼 好事。

you-GEN word bèi person misunderstand not COP what good.thing

「あなたの話が人に誤解されるのはいいことではない。」

(6') 他-的 意見 被 上面 採納 是 遲早-的 事。

he-GEN opinion bèi superior approve COP sooner.or.later thing

「彼の意見が上司に受け入れられるのは遅かれ早かれのことだ。」

受身文の成立に必須の要素と認められるものは、すべて述語動詞の後に置かれる成分である。その中でよく取り上げられるのは、アスペクト辞、結果補語、方向補語、様態補語、介詞句補語、動量補語などがある。以下、順を追って見てみよう。

(ア) アスペクト辞

アスペクト辞には“了”(perfective)、“過”(experiential)、“着”(progressive)などがある。三宅によると、述語動詞にアスペクト辞が付加されると受身文が成立するという指摘がある(p. 41)。しかし、筆者は、上記の(5')や(6')で示したのと同じ理由で、アスペクト辞は受身表現の成立に必須の要素ではないと主張したい。下記の例で示すように、アスペクト辞を伴わない受身文であっても、個別の出来事の実現を表さない限り、自然な文として認められる。

(7) a. 這 秘密 被 人 發現 了。

this secret bèi person discover LE

「この秘密は人に見つかった。」

b. *這 秘密 被 人 發現。

this secret bèi person discover

「この秘密は人に見つかった。」

c. 這 秘密 被 人 發現 就 糟 了。

this secret bèi person discover then bad CRS

「この秘密は人に見つかったらおしまいだ。」

一方、次に示すように、述語動詞にアスペクト辞がついたとしても、受身文が必ず成立するとは限らない。

- (8) *我 被 他 推 了。
 I bèi he push LE
 「私は彼に押された。」
- (9) ?我-的 愛犬 被 人 踢 了。
 I-GEN pet.dog bèi person kick LE
 「私の愛犬は人に蹴られた。」
- (10) ?那-本 書 被 人 借 了。
 that-CL book bèi person borrow LE
 「あの本は人に借りられた。」

これらの文に対応する日本語訳はすべて自然な日本語文であるのに対し、述語動詞に裸動詞+アスペクト辞を用いた中国語文はいずれも容認度が低い。このことから、アスペクト辞は中国語受身文の成立に必須の α 要素ではないことが示唆される。

(イ) 結果補語 (resultative verbal complement, RVC)

結果補語とは、動詞の後につき、動詞が表す動作の結果を表す補語成分である。結果補語は、動詞との間にアスペクト辞や動詞の目的語を挿入できないことから、動詞との結合度が高いとされる。

中国語の動詞、特に動作動詞の意味構造には、動作が含まれるが、動作の結果が含まれない傾向があるとよく言われている。例えば Tai (1984)では、次の例を挙げ、中国語の動詞“殺” (殺す) は必ずしも「相手が死ぬ」という意味を含むわけではないと述べられている。

- (11) 張三 殺-了 李四 兩-次, 李四 都 沒 死。
 Zhangsan kill-PFV Lisi two-time Lisi all not die
 「張三は李四を2回殺そうとしたが、李四は死ななかつた。」

(p. 291、原文を漢字表記に改変)

さらに、荒屋 (1995) では次のような文が例示されている。

(12) 買-了 好-久 了, 都 沒 買-到。

buy-PFV very-long CRS all not buy-arrive

「ずっと前から買い始めたが、(欠品で) 買えなかった。」

(13) 這 幾個 詞 真 難 記,

this several-CL word really difficult remember

我 記-了 一-晚上 也 沒 記-住。

I remember-PFV one-night also not remember-stop

「これらの単語は本当に難しく、

私は一晩中覚えたが覚えられなかった。」

これらの現象について、宮島 (1994) は、中国語の動詞には「動作のしかたを細分するが、結果には関心がうすい、という傾向がある」(p. 428) と指摘している。

上記の文の容認度に関しては、母語話者の間でもかなりのゆれが見られ、「全く自然」の判断もあれば、「やや不自然」の判断もある(筆者自身の判断は、(13)を除いて「やや不自然」である)。しかし、次のような文が自然に言えることから、中国語の動作動詞に結果実現の意味が薄いという傾向の存在に関しては、筆者は認める²⁹。

(14) 切 了 但 沒 切-開。

cut PFV but not cut-open

「切ろうとしたが切れなかった。」

一方、結果補語は、本来結果の解釈が出ないまたは出にくい動詞に結果性を付加する、という機能を果たすものである。そうすると、動詞+結果補語という形式(以下、動補式)が

²⁹ ただし、中国語の動作動詞はすべて一様に結果を表しにくいとは考えていない。(11)の“殺”や(12)の“買”のような動詞は、“兩次”(2回)や“好久”(長い間)などの頻度や時間を表す副詞(上記の例の下線部)を伴わないと結果キャンセルができないが、(13)の“記”は、“一晚上”(一晩中)のような時間副詞を伴わなくても結果キャンセルが比較的容易である。つまり、結果の解釈が比較的に出やすい動詞と出にくい動詞がある。

また、上述の違いの原因は、“殺”(殺す)や“買”(買う)のような動詞は、本来同一の対象に対する1回しか実行できない動作を表すが(例えば、死んでいる人を再び殺すことはできない)、頻度や時間副詞との共起により、その動作が反復的に実行されるという解釈になることにあると考えられる。

表す状況は、出来事を引き起こす部分（原因性）は動詞で表され、出来事の結果部分（結果性）は結果補語で表されるため、使役状況と捉えられる。木村（2000）では、動補式は受身文に最も適性が高い述語形式と捉えられている。例えば上記の(8)、(9)、(10)は、結果補語を加えれば自然な受身文になる。

(15) 我 被 他 推-倒 了。

I bèi he push-fall LE

「私は彼に押し倒された。」

(16) 我-的 愛犬 被 人 踢-傷 了。

I-GEN pet.dog bèi person kick-hurt LE

「私の愛犬は人に蹴って傷つけられた。」

(17) 那-本 書 被 人 借-走 了。

that-CL book bèi person borrow-go LE

「あの本は人に借りて行かれた。」

しかし、原因性と結果性をそれぞれ表す成分をもつとしても、すべての動補式が一様に使役状況を表すわけではない。同じく結果補語と呼ばれるものの中では、実は結果を表さないものが存在する。本研究の観察では、動補式には下記の4種類のパターンが見られる。

(i) 動作の完了や開始を表す。

“寫完”（書き終える）、“做好”（し終える）、“吃上”（食べ始める）など。

(ii) 動作の達成を表す。

“看見”（見た結果見える）、“咬住”（噛み付いた結果止まる）、“打中”（打った結果当たる）など。

(iii) 動作が動作の対象に状態変化をもたらすことを表す。

“推倒”（押し倒す）、“打斷”（打った結果折れる）、“划破”（引っ掛けた結果裂く）など。

(iv) 動作が動作の主体の状態変化をもたらすことを表す。

“吃飽”（食べてお腹いっぱいになる）、“喝醉”（飲んで酔う）、“聽懂”（聞いて分かる）など。

この中で、動作の完了や開始を表すと解釈される(i)では、その補語は動作がもたらす状態変化の結果ではなく、動作自体の進行状態を表すため、まともな結果補語とは捉えにくく、直接受身文には許されない。(ii)、(iii)、(iv)はいずれも「何々をした結果何々になる」のように解釈できるが、(i)ではそれができない。

(18) *飯 被 他 吃-上 了。

meal bèi he eat-up LE

「食事は彼に食べ始められた。」

ただし、(i)の“完”、“好”、“上”などは、動作の完了や開始を表す用法以外、物事の状態を表す用法をもっている。状態の解釈になる場合、これらの補語を用いた動補式は(iii)の解釈になり、直接受身文が許容される。

(19) 菜 被 他 吃-完 了。

dish bèi he eat-over LE

「おかずは彼に全部食べられた。」

(20) 褲子-上-的 洞 被 媽媽 補-好 了。

trousers-upside-ASSOC hole bèi Mom fix-good LE

「ズボンの穴は母にちゃんと補修された。」

(21) 門 被 人 關-上 了。

door bèi person close-up LE

「扉は人にぴったりと閉じられた。」

一方、同じく動作が状態変化をもたらすことを表すと解釈される(ii)、(iii)、(iv)の中では、次に示すように、(iv)は直接受身文が許されない。その理由は、(iv)が表すのは動作対象の状態変化ではなく、動作主体の状態変化であることにある。

(22) 袖子 被 狗 咬-住 了。

sleeve bèi dog bite-stop LE

「袖は犬にしっかり噛み付かれた。」

(23) 腿 被 他 打-斷 了。

leg bèi he beat-break LE

「足は彼に打って折られた。」

(24) *酒 被 他 喝-醉 了。

alcohol bèi he drink-drunk LE

「酒は彼に飲んで酔っ払われた。」

上記の例の各動補式の意味特徴は、それぞれ次のようにまとめることができる。ここで示すように、(ii)、(iii)と解釈されるものは、動作主の行為により動作対象に何らかの状態変化が生じる状況、つまり原因性と結果性を同時に備える使役状況を表すと考えられる。それに対し、(i)と解釈されるものは、状態変化を伴わない状況、つまり結果性に欠ける状況を表している。また、(iv)と解釈されるものは、使役状況を表すとは認められるものの、それは動作主の行為により動作主自体に状態変化が生じる自発的な状況であるため、受身文としては表現できない。このように、中国語の直接受身文には、(非自発的な)使役状況を表す動補式が要求されることが明らかになる³⁰。

³⁰ 他動詞を用いた動補式が使役義を表す現象を扱う研究に、石村（2008）や秋山（2013）などがある。ただし、秋山では、(ii)に属する結果補語を用いた文は使役義をもたない文とされている（pp. 15-16）。本研究では、(ii)に属する結果補語は、(iii)のように物理的な状態変化を表すと容易に認識されるものではないが、動作対象の位置変化を表すものとは捉えられるとする。“住”（止まる）や“中”（当たる）は当然位置変化と捉えられる。“見”（見える）の場合、“看見”（見た結果見える）、“聽見”（聞いた結果見える）、“夢見”（夢見た結果見える）と同じように“看到”（見た結果届く）、“聽到”（聞いた結果届く）、“夢到”（夢見た結果届く）が言えるため、“見”は“到”と似たような意味で、視覚や聴覚などの作用が対象に当たるとい位置変化を表す補語と捉えられる。

表 6.1 各動補式の意味特徴

動補式+ 目的語	日本語直訳	動作対象	動作対象の状態変化 を表すかどうか	結果補語の 種類
吃上飯	食事を食べ始める	食事	N	(i)
吃完菜	おかずを食べてなくす	おかず	Y	(iii)
補好洞	穴を補修してきれいにする	穴	Y	(iii)
關上門	扉を閉じてくつつかせる	扉	Y	(iii)
咬住袖子	袖を噛んで止まらせる	袖	Y	(ii)
打斷腿	足を打って折る	足	Y	(iii)
喝醉酒	酒を飲んで酔う	酒	N	(iv)

また、下記のような補語を用いた動補式も、(ii)、(iii)のようなものと同じような意味特徴をもつ。

(ウ) 方向補語

方向補語とは、“～上來”（上がってくる）、“～下去”（下がっていく）、“～進來”（入ってくる）、“～出去”（出ていく）、“～回來”（戻ってくる）など、位置変化を表す補語である。方向補語は、下記のように動詞と間にアスペクト辞を挿入することができるため、動詞との結合度が低いとされる。

(25) 桌子 被 人 拖-了-出去。

desk bèi person drag-PFV-out

「机は人に引きずり出して行かれた。」

(26) 那-本 書 被 他 藏-了-起來。

that-CL book bèi he hide-PFV-up

「あの本は彼に隠してしまわれた。」

(エ) 様態補語

様態補語は、動詞の後に助詞“得”を介してその動詞が表す動作の結果の様態を、熟語や文で表す補語である。

- (27) 他 被 人 打 得 身-上 傷痕累累。
he bèi person beat STAT body-upside black.and.blue

「彼は人に体が傷だらけになるまで殴られた。」

- (28) 她 被 他 气 得 連 飯 也 沒 吃。
she bèi he annoy STAT even dinner also not eat

「彼女は彼に腹を立てさせられて食事さえ食べていない。」 (三宅 2009:42)

(オ) 介詞句補語

介詞句補語は、“給”、“成”、“在”、“為”（すべて与格の「に」に相当する）などの介詞とその目的語からなる補語で、そのほとんどはメタファー的な位置変化を表すものと捉えられる。

- (29) 往事 已 被 他 深深-地 埋-在 記憶-裡。
past already bèi he deeply bury-at memory-inside

「昔の事は彼の記憶の中に深くしまいこまれた。」 (三宅 2009:43)

- (30) 張三 被 大家 選-為 組長。
Zhangsan bèi everybody elect-as team.leader

「張三はみんなに班長に選ばれた。」

(カ) 動量補語

動量補語は、“兩下”、“一脚”など、動作が繰り返される回数を表す補語である。他の補語に比較すると、動量補語には状態変化の意味が読み取りにくいだが、下記の文では、いずれも動量補語の出現が必要で、取り除くと文の容認度が大きく落ちる。Kimura (1997)は、動量補語は動作に完結性や具体性などをもたらすことで文を成立させるとしている。

- (31) 肩膀 被 他 拍-了 一-下。
shoulder bèi he pat-PFV one-time

「肩は彼に1回たたかれた。」

- (32) 桌子 被 小王 敲-了 兩-下。
desk bèi Little-Wang knock-PFV two-time

「机は王君に2回たたかれた。」

以上、中国語の直接受身文の述語動詞に付加成分が観察される例を見てきた。続いて、付加成分が観察されない例を見てみよう。

6.2.2. 付加成分がない場合

中国語では、前節で取り上げた動補式以外に、動詞が裸の形式で現れ、補語を要求しない直接受身文が存在する。本研究の観察では、主に次の2種類のものがあるとする。

6.2.2.1. 使役動詞の場合

その一つは、使役動詞が用いられる受身文である。ここでいう使役動詞は、前節で取り上げた単音節動詞の一部で使役の意味を必然的に表すものではなく、使役の意味を表す一部の2音節動詞を指す。楊彩虹 (2009) によると、この種の動詞は生産性が低く、使用場面も改まった場面に限定されている。

- (33) 制空權 已經 完全 被 敵方 奪取。
air.supremacy already completely bèi enemy take.control

「制空權はすでに完全に敵側に奪い取られた。」 (BCC コーパス)

- (34) 以往 五屆 比賽 冠軍 都 被 日本 棋手 獲得。
past five match champion all bèi Japan go.player win

「過去五回の試合では優勝はすべて日本棋士に獲得された。」

(CCL コーパス、楊彩虹 2009:6 より引用)

上記の文で表される動作対象の状態変化は、付加要素ではなく、述語動詞の意味構造に含まれる。“奪取”(奪取する)は“奪”(奪う)と“取”(取れる)からなるが、前者は動作動詞で結果まで言及しないが、後者は語彙的意味に「入手する」という結果が含まれる。このように、“奪取”は“奪った結果取れる”と解釈され、動補式のように見えるが、すでに一

語化を遂げた2音節動詞と認められている。一方、“獲得”(獲得する)の場合、“獲”と“得”は同義語で、いずれも「得る」という達成の意味を含む動詞であるため、両者の組み合わせも使役動詞と認識される。使役動詞である限り、このような動詞が表す状況に結果性が含まれるのは当然であるため、次節以降は、この種の2音節動詞は再び取り上げない。

6.2.2.2. 裸動詞と“了”が共起する場合

前節ですでに言及したが、“了”などのアスペクト辞が現れるとしても、述語動詞が補語と共起しないと直接受身文の容認度が低いままであるため、アスペクト辞は受身文成立の必須条件ではないと考えられる。

しかし、中国語の直接受身文には、下記のように裸動詞と“了”の共起だけで文が成立する例が存在する。

- (35) 水 被 人 喝 了。
water bèi person drink LE
「水は人に飲まれた。」
- (36) 燈 被 人 關 了。
light bèi person turn.off LE
「電気は人に消された。」
- (37) 頭髮 被 人 剪 了。
hair bèi person cut LE
「髪は人に切られた。」
- (38) 他 被 人 打 了。
he bèi person beat LE
「彼は人に殴られた。」
- (39) 桌-上-的 紙巾 被 人 用 了。
table-up-ASSOC tissue bèi person use LE
「机の上のティッシュは人に使われた。」

これらの裸動詞は、それぞれ“喝了一口但沒喝到”（一口飲もうとしたが飲めなかった）、“關了但沒關掉”（消そうとしたが消せなかった）、“剪了但沒剪下來”（切ろうとしたが切れなかった）、“打了但沒打到”（打とうとしたが打てなかった）、“用了但沒用掉”（使おうとしたが使えなかった）が言えるように、いずれも動作の結果を表さず、動作だけを表す動詞である。しかし、これらの動詞は、補語と共起せずに受身文を成立させている。

呂叔湘(1999)、Sybesma(1999)、Xiao & McEnery(2004)などは、一部の動詞と共起する“了”を、結果補語に相当するものと捉えている。呂叔湘は下記の28個の動詞を提示し、これらの動詞と共起する“了”は“掉”（落ちる）に近い結果補語と扱おうと指摘している。これらの動詞のほとんどは、その裸形式を用いた受身文が成立する。

- (40) 忘（忘れる）、丟（捨てる）、關（消す）、喝（飲む）、吃（食べる）、咽（飲み込む）、吞（飲み込む）、潑（撒く）、灑（撒く）、扔（捨てる）、放（放す）、塗（消す）、抹（拭く）、擦（拭く）、碰（当てる）、砸（ぶち壊す）、摔（落として壊す）、磕（ぶつける）、撞（ぶつける）、踩（踏む）、傷（傷つける）、殺（殺す）、宰（殺す）、切（切る）、沖（流す）、賣（売る）、還（返す）、毀（壊す）（呂叔湘 1999:352）

Sybesma(1999:71)が指摘したように、このアスペクト辞でもモダリティ辞でもない、結果補語的な“了”は、どのような動詞と共起しても結果の意味を表すわけではない（“It must be stressed that *le* cannot be used as a phase complement with just any verb; in other words, it is lexically selective.”）。上に提示された動詞、および本研究で新たに発見した“剪”（切る）、“打”（殴る）、“用”（使う）、“偷”（盗む）、“砍”（たたき切る）などの意味特徴を見れば分かるが、これらの動詞のほとんどには、Xiao & McEnery(2004:174-175)で言及されたように、「分離」(detachment) という含意 (implication) が読み取れる。例えば、「飲む」や「食べる」は飲食物を、「使う」は金銭や消耗品を、「消す」「拭く」「剥がす」「外す」は付着面から付着物を、「切る」や「剃る」は毛髪など一続きのものを、「殺す」は生き物から生命力を、「返す」は借り手から返しものを、「盗む」は持ち主から財物を分離させるための動作だとそれぞれ解釈できる。先行研究で指摘された、この“了”と“掉”の意味上の共通性は、まさにこの「分離」の含意を示すと考えられる。

ただし、それ以外の一部の動詞、例えば“摔”（落として壊す）、“打”（なぐる）、“撞”（ぶつける）、“踩”（踏む）などと共起する“了”に関しては、筆者の語感では、「分離」という

より、むしろ何らかの「損傷」(damage)を含意する動作と捉えた方が自然に感じられる。特に(41c)や(41d)の場合、“他被人打了”(彼は人に殴られた)や“脚被人踩了”(足は人に踏まれた)は、決して「彼を殴って落とす」や「足を踏んで落とす」のような状況にはならない。

- (41) a. 摔了 ≈ 摔壞 (落として壊す) ≠ 摔掉 (落として落とす)
b. 撞了 ≈ 撞傷 (ぶつけて傷つける) ≠ 撞掉 (ぶつけて落とす)
c. 打了 ≈ 打疼 (殴って苦しませる) ≠ 打掉 (殴って落とす)
d. 踩了 ≈ 踩疼 (踏んで苦しませる) ≠ 踩掉 (踏んで落とす)

また、この損傷の含意は、これらの動詞がいずれも強い接触を表すことに関連すると思われる。比較として、下記のような軽い接触を表す動詞は、“了”との共起だけで受身文を成立させることができない。

- (42) ?桌子 被 人 拍 了。

desk bèi person drum LE

「机は人にたたかれた。」

- (43) ?后背 被 人 戳 了。

back bèi person poke LE

「背中は人につつかれた。」

- (44) ?手 被 人 碰 了。

hand bèi person touch LE

「手は人に触られた。」

さらに、上述の分離と損傷のいずれの含意も読み取れない動詞に関しては、6.2.1 節で述べたように、“了”との共起だけで受身文を成立させることができない。

(45) ?那-本 書 被 人 借 了。³¹

that-CL book bèi person borrow LE

「あの本は人に借りられた。」

((10)再掲)

(46) ?電腦 被 人 修 了。

PC bèi person fix LE

「パソコンは人に修理された。」

(47) ?玩具 被 小孩 玩 了。

toy bèi child play LE

「おもちゃは子供にいじられた。」

(48) ?衣櫃 被 人 移 了。

closet bèi person move LE

「クローゼットは人に移された。」

なお、動作動詞の中で、上述以外にどのようなものが結果補語“了”と共起できるのかに
関しては、さらなる網羅的な語彙調査が必要であると思われるが、このような動詞は、一見
受身文で単独で現れるように見えるが、実は“了”と共起し動補式の形式で現れることが、
上記の考察で明らかになる。つまり、この現象は、付加成分があるタイプとも捉えられる。

6.2.3. 日本語との比較

以上、中国語の直接受身文について、その述語動詞の統語的・意味的性質を見てきた。結
論としては、中国語の直接受身文の述語動詞には、主に動補式を用いたタイプ（付加成分が
あるタイプ）と、使役動詞を用いたタイプ（付加成分がないタイプ）、という2種類がある。

中国語の動補式では、その動詞は基本的には動作だけを表し、動作の結果まで表さない非
使役的な単音節動詞である。一方、動詞につく補語には結果補語、方向補語、様態補語、介
詞句補語、動量補語、および結果補語に相当する“了”があるが、動量補語を除けば、すべ
て前方動詞に結果性を付与することにより、複合的な使役動詞を構成する役割を果たすも

³¹ “借”（借りる）、および(40)で挙げた“還”（返す）などは、一見分離の含意が読み取れるが、その裸形
式を用いた受身文が成立しにくい。それは、これらの動詞が表す状況が、他人による自己領域への勝手
な侵入とは捉えにくいいため、受影性が読み取りにくいことに起因すると思われるが、今後のさらなる考
察が必要である。

のと捉えられる。動補式を用いた直接受身文の成立には、動作対象に状態変化をもたらすという使役状況を表す以外に、その状態変化の結果が上述の補語成分により明示されることが要求される。

それに対し、日本語の直接受身文では、このような結果性を表す成分の明示が要求されない。次の表では、上に示した中国語受身文の例からそれぞれ補語を取り除いたものを提示するが、これらの不自然な中国語文に対応する日本語の受身文はいずれも自然であることが分かる。

表 6.2 日中語直接受身文の比較

自然な中国語文	不自然な中国語文	日本語文
我被他推倒了 (私は彼に押し倒された)	我被他推了 (私は彼に押された)	私は彼に押された
書被他藏起來了 (本は彼に隠してしまわれた)	書被他藏了 (本は彼に隠された)	本は彼に隠された
她被他气得連飯也沒吃 (彼女は彼に腹を立てさせられて食事 さえ食べていない)	她被他气了 (彼女は彼に腹を立てさせられ た)	彼女は彼に腹を立てさせられた
張三被大家選為組長 (張三はみんなに班長に選ばれた)	張三被大家選了 (張三はみんなに選ばれた)	張三はみんなに選ばれた
桌子被小王敲了兩下 (机は王君に2回たたかれた)	桌子被小王敲了 (机は王君にたたかれた)	机は王君にたたかれた
水被人喝了 ³² (水は人に飲み切られた)		水は人に飲まれた

³² ここで、結果補語的な“了”は文末に現れるため、文末助詞の“了”と融合している。そのため、単独で取り除くことができない。

6.3. 間接受身文

日中語の間接受身文に関しては、中島（2007）では次のような指摘がなされている。

- (49) 一般に中国語の受身は日本語の直接受身に対応し、間接受身に対応する受身文はないというのが大方の見解である。特に自動詞の受身文は日本語だけにあり、中国語においては成立しないといわれている。 (p. 99)

また、高見（2011:49）も、日本語では極めて頻繁に用いられる間接受身文は、ベトナム語や中世モンゴル語にあるわずかなものを除けば、世界の他の言語に存在しない形式であるとしている。さらに、2.2.3 節で触れたが、大河内（1982）は、中国語に日本語の「雨に降られる」式の自動詞の受身は成立しないとしている。

しかし、中国語の間接受身文が、日本語のように体系的に生産できる表現ではなく、数量上非常に限定されることは事実であるが、全く存在しないわけでもない。例えば下記のような自動詞による間接受身文は、筆者の内省では非常に自然に聞こえる。

- (50) 我 被 這 雨 下 得 心煩意亂。

I bèi this rain fall STAT annoyed

「私はこの雨に降られて落ち着かない。」

- (51) 我 被 鄰居-的 孩子 哭-了 一-夜, 根本 沒 睡著。

I bèi neighbor-GEN child cry-PFV one-night at.all not sleep

「私は隣の子に一晚泣かれて全然眠れなかった。」 (王亜新 2016:53)

- (52) 我 被 他 這麼 一-坐, 就 什麼 都 看-不-見 了。

I bèi he thus one-sit then what all look-not-see CRS

「彼にこうして座られて、何も見えなくなった。」

(Huang, Li & Li 2009:140、漢字表記に変更)

これらの例から分かるように、間接受身文の場合、直接受身文と異なり、述語動詞には補語の出現が特に要求されていない。上記の例の中で、(50)では様態補語が使用されるが、(51)、(52)ではいずれも直接受身文に見られるような補語が見当たらない。

また、興味深いことに、上記の中国語文に現れる補語、修飾語、副詞的な成分、後続節などを取り除くと、文の容認度が大きく下がるにもかかわらず、それぞれの文に対応する日本語文の自然度はかなり高い。

(53) *我 被 雨 下 了。

I bèi rain fall LE

「私は雨に降られた。」

(54) *我 被 鄰居-的 孩子 哭 了。

I bèi neighbor-GEN child cry LE

「私は隣の子に泣かれた。」

(55) *我 被 他 坐 了。

I bèi he sit LE

「私は彼に座られた。」

ここで、(53)と(54)に対応する日本語文「雨に降られた」や「隣の子に泣かれた」は、いずれも自然な日本語文である。杉村 (2003) が指摘したように、日本語の間接受身文では、必ずしも受動者の受ける影響を明示する必要がない。「雨に降られた」という状況の場合、服や髪が濡れることや、機嫌が悪くなることなど、降られた人が何らかの影響を感じることは容易に想定できる。「隣の子に泣かれた」という状況の場合、泣き声を聞いた人が不快に感じることも容易に想定できる。このような影響の概念は常に日本語話者の意識の中に共通して存在するため、わざと言語化する必要がないとされる。(55)も同様であるが、「座られた」だけではまだ不自然であるが、「映画館で隣に座られた」のように、少しコンテキストの説明を加えると容易に自然な文になる。高見 (2011:65) でも下記のような類似した現象が提示されている。

(56) a. *花子に CD をかけられた。

b. ?花子に CD を大きな音でかけられた。

c. 勉強しているのに、花子に CD をかけられた。

このように、状況の背景知識の提供により、聞き手が話者の伝えようとする「影響」がより容易に想定され、文の自然度も上がる。

しかし、ここで注意されたいのは、日本語のこの現象と異なり、中国語の間接受身文が要求するのは、その状況の背景知識やコンテキストではなく、受動者の状態変化である。これは、(53)、(54)、(55)に状況の背景知識を表す成分を加えても、文の自然度が変わらないことにより裏付けられる。

(57) * 回家路上 我 被 雨 下 了。

on.the.way.home I bèi rain fall LE

「帰り道で私は雨に降られた。」

(58) * 大晚上的 我 被 鄰居-的 孩子 哭 了。

middle.of.the.night I bèi neighbor-GEN child cry LE

「真夜中なのに、私は隣の子に泣かれた。」

(59) * 電影院裡 我 被 他 坐-了 旁邊。

in.the.movie.theater I bèi he sit-PFV side

「映画館で私は彼に隣に座られた。」

それに対し、(50)、(51)、(52)のように、補語や後続節で受動者の状態変化を明示すれば、これらの文が自然になる。以下再掲するが、(60)では、「私」は雨降りの影響で、気持ちが落ち着かないという状態になる、という解釈になる。(61)では、「私」は隣の子の泣き声の影響により、眠れないという状態になる、という解釈が成り立つ。(62)では、「私」は「彼」の座り方の影響により、何も見えないという状態になる、という解釈が得られる。つまり、これらの補語や後続節などの付加成分は、いずれも受動者の状態変化の結果（結果性）を表すものと捉えられる。また、これらの文が表す状況に関しては、いずれも何らかの出来事の影響により、影響を受ける人物に何らかの状態変化が生じる、という使役的な状況と解釈できる。

(60) 我 被 這 雨 下 得 心煩意亂。

I bèi this rain fall STAT annoyed

「私はこの雨に降られて落ち着かない。」

((50)再掲)

(61) 我 被 鄰居-的 孩子 哭-了 一-夜, 根本 沒 睡著。

I bèi neighbor-GEN child cry-PFV one-night at.all not sleep

「私は隣の子に一晩泣かれて全然眠れなかった。」 (51)再掲

(62) 我 被 他 這麼 一-坐, 就 什麼 都 看-不-見 了。

I bèi he thus one-sit then what all look-not-see CRS

「彼にこうして座られて、何も見えなくなった。」 (52)再掲

ただし、高見 (2011:66) で言及されたように、日本語にも「二階の人に午後ずっとピアノを弾かれ、うるさかった」や「今年もまた春先に杉花粉に飛ばれ、鼻がむずむずしてしょうがない」のように、後続節で受動者の状態変化を表す例があるが、これらの後続節が間接受身文の成立に必須な成分ではない点では、中国語の間接受身文と異なる性質を示すと考えられる。

最後に、(62)で示した“被…這麼…”(…にこうして…され) 構文が表す意味特徴について少し補足する。この構文で表される状況は、1 回限りで突発的であるという性格が強く、基本的には受動者にとって予測できない出来事を表す。また、このような出来事の発生により生じる受動者の状態変化は、動詞と比較的に結合度が高い補語ではなく、後続節で表されることにより、原因となる出来事と結果となる状態変化は同時に発生していないことが示唆される。言い換えると、この構文では、(60)のような動補式構文に比べ、より間接的な使役状況が表される、ということになる。そのため、一般的には動補式構文で表せない「父親に死なれた」のような状況は、“被…這麼…” 構文では容易に表しうる。

(63) 張君は父親に死なれて、大学へ行けなくなった。 (杉村 2003:68)

(64) *小張 被 父親 死 得 上-不-了 大學 了。

Little-Zhang bèi father die STAT go-not-able college CRS

「張君は父親に死なれて、大学へ行けなくなった。」

(65) 小張 被 父親 這麼 一-死, 就 上-不-了 大學 了。

Little-Zhang bèi father thus one-die then go-not-able college CRS

「張君は父親にこうして死なれて、大学へ行けなくなった。」

以上見てきたように、中国語の間接受身文には、主に様態補語を用いたものと後続節を用いたものの2種類が観察される。この2種類はいずれも文の状況の結果性を表す要素であり、その明示が義務的になっている。それに対し、日本語の間接受身文では、そのような結果性を表す成分の明示が必須ではない。

6.4. 結び

この章の考察により、直接受身文であっても間接受身文であっても、中国語は基本的に受動者が受ける影響を何らかの付加成分（補語や従属節など）で言語化することが要求されるが、日本語はそのような成分の明示を要求しないことを明らかになった。このことから、中国語の受身文が受影性に焦点を置き、日本語のそれが受影性に焦点を置かないと考えられる。日本語の受身文は、受動者と動作主の間に相互作用関係が成り立たれば、受影性を特に言語化しなくても成立する。この事実は、中国語と日本語の受身文は、前者が結果性を重視する、後者が原因性を重視するという点で、異なる本質を有するものであることを示唆している。

また、前章で示した、中国語の近接現象の成立が不本意性を動機とし、日本語のそれが主語の事象への関与を動機とすることに関しては、前者が中国語受身文の結果性重視の本質、後者が日本語受身文の原因性重視の本質にそれぞれ一致するため、本章の考察により強く裏付けられると考えられる。

第7章 結論

7.1. 本研究のまとめ

本節では、第3章～第6章に至る各章の主張の概要を述べた上で、第1章で示した問題提起に対し、どのような答えが与えられたかを説明する。

本研究の目的は、使役性の原因性と結果性に着目した、「中国語の準使役介詞の受身用法の成立動機が同じなのかどうかの解明」と「中国語の使役・受身近接現象の成立が不本意性により、日本語のそれが不本意性によらないことの体系的解釈」の2点である。この2点について、下記の考察を行った。

第3章

本章では、前提的な議論として、中国語の“讓”、“叫”、“給”文は、英語や日本語の使役構文と違い、動作や変化の実現を常に表す構文ではないため、厳密には「準使役構文」とすべきであることを述べた。これらの介詞を用いた文では、事象の実現（結果性）が介詞ではなく、動詞句のアスペクト性により保証される。この点から、従来指摘されている、これらの介詞の受身用法の成立が使役用法を経由しないといけないという前提を立てられなくなることを示した。

第4章

本章では、中国語の準使役介詞“讓”、“叫”、“給”、“撥”の受身用法の由来を考察した。“讓”、“叫”、“給”、“撥”の個々の用法の歴史的発展または意味論的制約を見ることによって、これらの介詞の受身用法の成立の過程や動機がそれぞれ異なることを明らかにした。そのうち、“讓”の受身用法の成立は、その許容使役文が不本意性を動機に受身文に近接する

結果であるが、“叫”、“給”、“撥”の受身用法の成立は、自発的派生にせよ借用にせよ、いずれも使役用法を経由していない。非意味論的な要因が関与する“叫”を除き、“讓”、“給”、“撥”の受身用法の成立過程は次のように示すことができる。

- (1) 讓： 語彙的意味 > 本意許容 > 不本意許容 > 受身
 給： 語彙的意味 > (与益性による借用) > 受身
 撥 (上海語)： 語彙的意味 > (許容性による派生) > 受身
 撥 (杭州語)： 語彙的意味 > (与益性による派生) > 受身

以上の考察により、“讓”の受身用法の成立には結果性（不本意性）の関与が大きいことと、“給”のそれには結果性よりも原因性の関与が大きいことを主張した。

第5章

本章では、日本語と中国語の使役・受身近接現象に関して、認知意味論のフォース・ダイナミクス (FD) 理論の枠組みによって、意味的近接が生じる文のペアがそれぞれどのような状況を表すかを分析した。本章の考察により、中国語では不本意な許容を表す場合に限って使役文と受身文の近接が生じるのに対し、日本語では、主語の事象への関与度が比較的に高い状況であれば、本意な許容を表す場合であっても近接が生じることを明らかにした。この点は、下記の図で示すことができる。

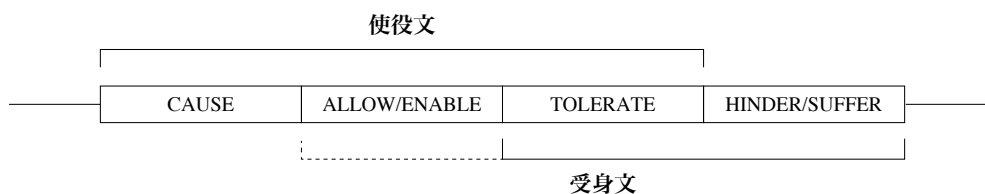


図 7.1 日本語の使役文と受身文が表す FD 状況のオーバーラップ (再掲)

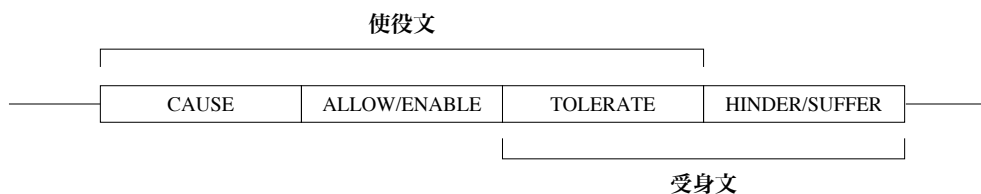


図 7.2 中国語の使役文と受身文が表す FD 状況のオーバーラップ (再掲)

この点からは、中国語の使役・受身近接現象が状況の結果性（不本意性）に基づく近接であり、日本語のそれが状況の原因性（主語の事象への関与）に基づく近接である、という両者の成立原理の類型的違いが示唆される。

この成立原理の違いは、日本語と中国語の受身文の性質の違いと繋がっている。日本語の受身文が、主語（受動者）の事象への関与度の強弱により、表せる状況の範囲が不本意な状況から本意な状況へと拡張することは、日本語の受身文が、本意か不本意かという受影性の性質には焦点を置かない、ということを示している。一方、中国語の受身文が、主語の関与度に関係なく、常に不本意な状況を表すことは、中国語の受身文が、不本意性という受影性の性質に焦点を置くことを示している。

第 6 章

本章では、両言語の受身文における受影性を表す成分の明示が必須なのかどうかを考察した。本章の考察により、直接受身文であっても間接受身文であっても、中国語は基本的に受動者が受ける影響を何らかの付加成分で言語化することを要求するが、日本語はそのような成分の明示を要求しない事実を明らかにし、中国語の受身文が受影性に焦点を置き、日本語のそれが受影性よりも受動者と動作主の間の相互作用関係に焦点を置くという両者の本質上の違いを示した。また、この点は、前章で示した、中国語の近接現象の成立が不本意性を動機とし、日本語のそれが主語の事象への関与を動機とすることを裏付けている。

以上を踏まえて、本研究では以下の結論を主張する。

- (2) 中国語の受身文と日本語の受身文は、異なる本質を有するものである。前者は結果性（不本意性）に焦点を置き、後者は原因性（受動者と動作主の相互作用関係）に焦点を置く。そのため、
- (ア) 中国語では、準使役に由来する受身は、その成立動機となる原因性が異なる（許容か与益か）が、不本意性という結果性は変化しない。
- (イ) 日本語と中国語の使役・受身の意味的近接は、前者の結果性が異なる（本意か不本意か）が、後者の結果性は変化しない。

本研究は、日本語と中国語のヴォイスの体系化に発展する可能性のある研究で、その成果は、日本語と中国語の受身表現やその関連表現の背後にある事態認知の共通点と相違点を解明することに繋がると期待できる。

7.2. 今後の課題と展望

また、本研究で論じきれなかった主な課題として、以下の2点を挙げたい。これらは今後発展的に取り組むべき課題でもある。

迂言的・派生的受身表現の類型論的研究

本研究では、受身用法の他に準使役用法をもつ介詞“讓”、“給”、“撥”に関して、それらの受身用法の成立に許容性と与益性という2種類の意味論的動機が働くことを明らかにした。しかし、これはあくまでも中国語に関する観察にすぎず、通言語的に広く存在する、許容や授与に関係する迂言的・派生的な受身表現に関して同様なことが言えるか、許容性や与益性の他に何か別の成立動機が見られるか、さらなる検証と考察が必要である。

受身表現の受影性の類型論的研究

本研究では、日本語と中国語の受身文における受影性のあり方に関しては、主に受影性を表す要素の明示の有無という視点から考察を行った。しかし、この視点からは、従来言われてきた日本語の受影的受身文（益岡1987がいう「受影受動文」）には、全部一様に受影性の

明示を要求しないという特徴しか見られない。そうすると、言語化されていない日本語受身文の受影性がどのように表されるかという疑問は、未だ答えられていない。その点について、本研究で示した、一般的に受影性の明示が義務的とされる中国語の受身文であっても、その意味論的含意により裸の形式で受身文に用いられる動詞の存在は、上述の疑問の解答に方向性を示唆する現象だと考えられる。

一方、従来詳しく考察されていない現象であるが、中国語の受身文で見られる、裸の形式で現れる動詞の存在、または動作の頻度を表す成分を伴う動詞の存在が、受身文の成立にどう影響するのか、今後は考察を深める価値がある。また、中国語と同じように受影性の明示を要求する言語では、このような典型から外れた現象が存在するか否か、それらの現象がどのような通言語的普遍性を示すかを論じることが今後求められる。

参考文献

- Beavers, J. (2011). On affectedness. *Natural Language and Linguistic Theory*, 29(2), 335-370.
- Croft, W. (2001). *Radical Construction Grammar: Syntactic Theory in Typological Perspective*. Oxford: Oxford University Press.
- Croft, W. (2012). *Verbs: Aspect and Causal Structure*. Oxford: Oxford University Press.
- Dixon, R. M. W. (2000). A typology of causatives: Form, syntax and meaning. In R. M. W. Dixon & A. Y. Aikhenvald (Eds.), *Changing Valency: Case Studies in Transitivity* (pp. 30-83). Cambridge: Cambridge University Press.
- Haiman, J. (1974). Concessives, conditionals, and verbs of volition. *Foundations of Language*, 11, 341-359
- Hashimoto, M. J. (1988). The structure and typology of the Chinese passive construction. In M. Shibatani (Ed.), *Passive and Voice* (pp. 329-354). Amsterdam: John Benjamins.
- Haspelmath, M. (1990). The grammaticization of passive morphology. *Studies in Language*, 14(1), 25-72.
- Haspelmath, M. (1993). More on the typology of inchoative/causative verb alternations. In B. Comrie & M. Polinsky (Eds.), *Causatives and Transitivity* (pp. 87-120). Amsterdam: John Benjamins.
- Huang, C.-T. J., Li, Y.-H. A., & Li, Y. (2009). *The Syntax of Chinese*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Jackendoff, R. (1990). *Semantic Structures*. Cambridge, MA: MIT Press.
- Kemmer, S., & Verhagen, A. (1994). The grammar of causatives and the conceptual structure of events. *Cognitive Linguistics*, 5, 115-156.

- Kuroda, S-Y. (1979). On Japanese Passives. In G. Bedell, E. Kobayashi & M. Muraki (Eds), *Explorations in Linguistics: Papers in Honor of Kazuko Inoue* (pp. 305-347). Tokyo: Kenkyusha.
- Li, C. N., & Thompson, S. A. (1989). *Mandarin Chinese: A Functional Reference Grammar*. Berkeley: University of California Press. (First published 1981)
- Newman, J. (1996). *Give: A Cognitive Linguistic Study*. Berlin: Mouton de Gruyter.
- Shibatani, M. (1976a). The grammar of causative constructions: a conspectus. In Shibatani (1976b) (pp. 1-42).
- Shibatani, M. (Ed.). (1976b). *The Grammar of Causative Constructions (Syntax & Semantics 6)*. New York: Academic Press.
- Shibatani, M. (1985). Passives and related constructions: A prototype analysis. *Language*, 61(4), 821-848.
- Shibatani, M., & Pardeshi, P. (2002). The causative continuum. In M. Shibatani (Ed.), *The Grammar of Causation and Interpersonal Manipulation* (pp. 85-126). Amsterdam and Philadelphia: John Benjamins.
- Simmons, R. V. (1992). *The Hangzhou Dialect*. Ph.D dissertation, University of Washington.
- Song, J. J. (2013a). Periphrastic Causative Constructions. In M. S. Dryer & M. Haspelmath (Eds.), *The World Atlas of Language Structures Online*. Retrieved from <http://wals.info/chapter/110>
- Song, J. J. (2013b). Nonperiphrastic Causative Constructions. In M. S. Dryer & M. Haspelmath (Eds.), *The World Atlas of Language Structures Online*. Retrieved from <http://wals.info/chapter/111>
- Song, J. J. (2014). Causatives. In R. H. Robins, G. Horrocks & D. Denison (Eds.), *Linguistic Typology: Morphology and Syntax* (pp. 257-296). Abingdon, Oxon and New York, NY: Routledge. (First published 2001, London: Pearson)
- Sybesma, R. (1999). *The Mandarin VP*. Dordrecht: Kluwer.
- Tai, J. H-Y. (1984). Verbs and times in Chinese: Vendler's four categories. In D. Testen, V. Mishra & J. Drogo (Eds), *Papers from the Parasession on Lexical Semantics, CLS 20* (pp. 289-296). Chicago, IL: Chicago Linguistics Society.
- Talmy, L. (1988). Force dynamics in language and cognition. *Cognitive Science*, 12, 49-100.

- Talmy, L. (2000). Force dynamics in language and cognition. In L. Talmy (Ed.), *Toward a Cognitive Semantics Vol. I: Concept Structuring Systems* (pp. 409-470). Cambridge, MA: MIT Press.
- Vendler, Z. (1967). Verbs and times. In Z. Vendler (Ed.), *Linguistics in Philosophy* (pp. 97-121). Ithaca: Cornell University Press.
- Washio, R. (1993). When causatives mean passive: A cross-linguistic perspective. *Journal of East Asian Linguistics*, 2(1), 45-90.
- Wolff, P. (2007). Representing causation. *Journal of Experimental Psychology: General*, 136, 82-111.
- Wolff, P., & Song, G. (2003). Models of causation and the semantics of causal verbs. *Cognitive Psychology*, 47(3), 276-332.
- Wolff, P., & Thorstad, R. (2017). Force Dynamics. In M. R. Waldmann (Ed.), *The Oxford Handbook of Causal Reasoning* (pp. 147-167). New York, NY: Oxford University Press.
- Xiao, R., & McEnery, T. (2004). *Aspect in Mandarin Chinese: A corpus-based study*. Amsterdam and Philadelphia: John Benjamins Publishing Company.
- Yap, F.-H., & Iwasaki, S. (2003). From causative to passive: A passage in some East and Southeast Asian languages. In E. Casad & G. Palmer (Eds.), *Cognitive Linguistics and Non-Indo-European Languages* (pp. 419-446). Berlin: Mouton de Gruyter.
- 秋山淳 (2013) 「非使役義を表す結果補語について」『西南学院大学言語教育センター紀要』3, 15-19.
- 石村広 (2008) 『中国語の結果構文に関する研究—VR 構文の意味構造とヴォイス—』東北大学博士学位論文.
- 伊藤眞・大矢俊明・岡本順治・加賀信広・佐々木勲人・鷲尾龍一・山田博志 (1997) 『ヴォイスに関する比較言語学的研究』筑波大学現代言語学研究会 (編). 三修社.
- 今村圭 (2011) 「現代中国語に見られる“讓”と“叫”の使役表現について」『中国研究』19, 53-66. 麗澤大学.
- 王亜新 (2016) 「日本語と中国語の受動文に見られる類似点と相違点」『東洋大学人間科学総合研究所紀要』18, 41-63.
- 大河内康憲 (1982) 「中国語の受身」森岡健二・宮地裕・寺村秀夫・川端善明 (編) 『講座日本語学 10: 外国語との対照 I』 (pp. 319-332). 明治書院.
- 太田辰夫 (1958) 『中国語歴史文法』江南書院.

- 大野純子 (1993) 「中国語の受動文をめぐって」『藝文研究』64, 193-210. 慶應義塾大学藝文学会.
- 生越直樹・木村英樹・鷺尾龍一 (編) (2008) 『ヴォイスの対照研究—東アジア諸語からの視点—』くろしお出版.
- 川村大 (2012) 『ラル形述語文の研究』くろしお出版.
- 木村英樹 (2000) 「中国語ヴォイスの構造化とカテゴリ化」『中国語学』247, 19-39.
- 木村英樹 (2003) 「中国語のヴォイス」『言語』32(4), 64-69. 大修館書店.
- 木村英樹・楊凱榮 (2008) 「授与と受動の構文ネットワーク—中国語授与動詞の文法化に関する方言比較文法試論—」生越直樹・木村英樹・鷺尾龍一 (編) (2008) (pp. 65-91).
- 工藤真由美 (1990) 「現代日本語の受動文」言語学研究会 (編) 『ことばの科学 4』(pp. 47-102). むぎ書房.
- 久野暉 (1983) 『新日本文法研究』大修館書店.
- 佐々木勲人 (2006) 「中国語における使役と受益—比較方言文法の観点から—」筑波大学現代言語学研究会 (編) 『事象と言語形式 (新装版)』(pp. 177-197). 三修社.
- 柴谷方良 (2000) 「ヴォイス」仁田義雄・益岡隆志 (編) 『日本語の文法 1 文の骨格』岩波書店.
- 杉本武 (1991) 「二格をとる自動詞—準他動詞と受動詞—」『日本語のヴォイスと他動性』(pp. 233-250). くろしお出版.
- 杉本武 (2000) 「日本語の所有者受動文と大主語構文について」『文藝言語研究 言語篇』37, 1-12. 筑波大学.
- 鈴木重幸 (1972) 『日本語文法・形態論』むぎ書房.
- 高見健一 (2011) 『受身と使役：その意味規則を探る』開拓社.
- 角田太作 (2009) 『世界の言語と日本語 改訂版：言語類型論から見た日本語』くろしお出版.
- 寺村秀夫 (1982) 『日本語のシンタクスと意味 I』くろしお出版.
- 藤堂明保・相原茂 (1985) 『新訂 中国語概論』大修館書店.
- 豊嶋裕子 (1988) 「“被”字句の成立条件にかんして」『中国語学』235, 99-108.
- 中島悦子 (2007) 『日中対照研究「ヴォイス」—自・他の対応・受身・使役・可能・自発—』おうふう.
- 仁田義雄 (1992) 「持ち主の受身をめぐって」『藤森ことば論集』3-34. 清文堂出版.
- 日本語記述文法研究会 (編) (2009) 『現代日本語文法 2』くろしお出版.
- 橋本進吉 (1969) 『助詞・助動詞の研究』岩波書店.

- 早津恵美子 (1992) 「使役表現と受身表現の接近に関するおぼえがき」『言語学研究』11, 173-256. 京都大学.
- 早津恵美子 (2016) 『現代日本語の使役文』ひつじ書房.
- 福澤清 (2001) 「使役から受身へ」『文学部論叢(文学篇)』71, 69-82. 熊本大学.
- 益岡隆志 (1987) 『命題の文法—日本語文法序説—』くろしお出版.
- 益岡隆志・田窪行則 (1989) 『基礎日本語文法』くろしお出版.
- 町田章 (2005) 「日本語被害受身文の間接性と概念化—認知文法的アプローチ—」『語用論研究』7, 45-61.
- 松下大三郎 (1930) 『標準日本口語法』中文館書店.
- 三上章 (1953) 『現代語法序説』刀江書院.
- 三宅登之 (2009) 「行為連鎖の観点から見た中国語の“被”構文」『語学研究所論集』14, 33-64. 東京外国語大学.
- 宮島達夫 (1994) 『語彙論研究』むぎ書房.
- 山田忠司 (1998) 「北京語における“給”の発達について—『紅樓夢』、『兒女英雄伝』、老舎作品をめぐって—」『大阪産業大学論集 人文科学編』96, 51-61.
- 熊仁芳 (2014) 「他動詞対格残存受身文の定義と範囲—日中対照研究の立場から—」『横浜商大論集』47(2), 118-140.
- 楊凱榮 (1992) 「文法の対照的研究—中国語と日本語」『日本語と日本語教育』5, 312-340. 明治書院.
- 楊彩虹 (2009) 「中国語受身文の成立条件—日本語との対照研究を通して—」『NEAR conference proceedings working papers』NEAR-2009-10, 1-23. 北東アジア言語教育学会.
- 李藝 (2017) 『現代日本語のヴォイスに関する研究—中国語との対照を交えて—』神戸市外国語大学博士学位論文.
- 鷺尾龍一 (2008) 「概念化と統語表示の問題—日本語・モンゴル語・朝鮮語の比較から見る《風に吹かれる》の本質—」生越直樹・木村英樹・鷺尾龍一 (編) (2008) (pp. 21-64).
- 鷺尾龍一・三原健一 (1997) 『ヴォイスとアスペクト』研究社.
- 曹志耘 (2008) 『漢語方言地圖集：語法卷』商務印書館.
- 洪波・趙茗 (2005) 「漢語授與動詞的使役化及使役動詞的被動介詞化」沈家煊・吳福祥・馬貝加 (編) 『語法化與語法研究 (二)』pp. 36-52. 商務印書館.
- 胡建華・楊萌萌 (2015) 「“致使—被動”結構的句法」『當代語言學』17(4), 379-399.

- 江藍生 (2000) 『近代漢語探源』 商務印書館.
- 蔣紹愚 (2003) 「“給”字句、“教”字句表被動的來源——兼談語法化、類推和功能擴展」 吳福祥、洪波 (編) 『語法化與語法研究 (一)』 (pp. 202-223). 商務印書館.
- 李金妹·李福印·顧琦 (2017) 「現代漢語迂迴致使動詞的語義類型」 『解放軍外國語學院學報』 40(5), 47-54.
- 李臨定 (1980) 「“被”字句」 『中國語文』 6, 401-412.
- 李臨定 (1986) 『現代漢語句型』 商務印書館.
- 李煒 (2002) 「清中葉以來使役“給”的歷時考察與分析」 『中山大學學報 (社會科學版)』 42(3), 62-66.
- 李煒 (2004) 「清中葉以來北京話的被動“給”及其相關問題——兼及“南方官話”被動的“給”」 『中山大學學報 (社會科學版)』 44(3), 35-40.
- 李宇明·陳前瑞 (2005) 「北京話“給”字被動句的地位及其歷史發展」 『方言』 2005.4, 289-297.
- 劉月華·潘文娛·故韡 (2001) 『實用現代漢語語法 (增訂本)』 商務印書館.
- 盧笑予 (2013) 「臨海方言非謂語前置詞的語法多功能性分析」 『現代語文 (語言研究版)』 2013.05, 72-77.
- 路浩宇 (2013) 「關於使役兼表被動句的考察：兼論“讓”字被動句與“被”字句的區別」 『ことばの科学』 26, 121-132. 名古屋大学.
- 呂叔湘 (1999) 『現代漢語八百詞 (增訂本)』 商務印書館.
- 馬志剛 (2017) 「漢語保留賓語被動句中賓語成分的格位形式、語類性質和題元角色研究——兼論漢語句式中的狹義領屬關係和復合動詞的形態組合」 『海外華文教育』 11, 1528-1537.
- 木村英樹 (1983) 「關於補語性詞尾“著/zhe/”和“了/le/”」 『語文研究』 7(2), 22-30.
- 木村英樹 [Kimura, H.] (1997) 「漢語被動句的意義特徵及其結構上之反映」 『Cahiers de Linguistique - Asie Orientale』 26(1), 21-35.
- 木村英樹 (2005) 「北京話“給”字句擴展為被動句的語義動因」 『漢語學報』 2, 14-21.
- 朴鄉蘭 (2010) 「近代漢語表使役與表被動的“教/叫”字句研究」 北京大學博士學位論文.
- 錢乃榮 (2003) 『上海語言發展史』 上海人民出版社.
- 杉村博文 (2003) 「從日語的角度看漢語被動句的特點」 『語言文字應用』 2, 64-75.
- 王力 (1985) 『中國現代語法』 商務印書館.

- 張伯江 (2013) 「近、現代漢語裡“給+VP”的形成」『Breaking Down the Barriers: Interdisciplinary Studies in Chinese Linguistics and Beyond (綜古述今, 鉤深取極)』 (Vol. 2, pp. 651-663). 中央研究院語言學研究所.
- 張麗麗 (2006) 「漢語使役句表被動的語義發展」『語言暨語言學』 7(1), 139-174.
- 張雲峰 (2011) 『北京話介詞史 (1750–1950)』蘇州大學博士論文.
- 朱德熙 (1982) 『語法講義』商務印書館.

[文法書・辭書等]

- Edkins, J. (1868). *A Grammar of Colloquial Chinese: As Exhibited in the Shanghai Dialect*. Shanghai: American Presbyterian Mission Press.
- Edkins, J. (1869). *A Vocabulary of the Shanghai Dialect*. Shanghai: American Presbyterian Mission Press.
- Shanghai Vernacular Society. (Ed.). (1901). *An English-Chinese Vocabulary of the Shanghai Dialect*. Shanghai: American Presbyterian Mission Press.
- Yates, M. T. (1899). *First Lessons in Chinese*. Shanghai: American Presbyterian Mission Press.
- Pétillon, C. (1905). *Petit dictionnaire français-chinois (dialecte de Chang-hai)*. Chang-hai: Imprimerie de la mission catholique de l'orphelinat de T'ou-Sè-Wè.
- 荒屋勸 (編) (1995) 『中国語常用動詞例解辞典』日外アソシエーツ.
- 鮑士傑 (編) (1998) 『杭州方言詞典』江蘇教育出版社.
- 曹鐘橙菊人 (訳) (1908) 『滬語指南』上海美華書館.
- 錢乃榮・許寶華・湯珍珠 (編) (2007) 『上海話大詞典』上海辭書出版社.
- 許寶華・陶寰 (編) (1997) 『上海方言詞典』江蘇教育出版社.
- 張斌 (編) (2001) 『現代漢語虛詞詞典』商務印書館.
- 中國社會科學院語言研究所詞典編輯室 (編) (2016) 『現代漢語詞典 (第7版)』商務印書館.

[その他]

- Comrie, B., Haspelmath, M., & Bickel, B. (2008, February). The Leipzig Glossing Rules: Conventions for interlinear morpheme-by-morpheme glosses. Retrieved from <https://www.eva.mpg.de/lingua/pdf/Glossing-Rules.pdf>

各章と既発表論文との関係

第1章 序論

新規執筆

第2章 先行研究

新規執筆

第3章 本研究で扱う使役概念

新規執筆

第4章 中国語における準使役介詞が受身介詞として用いられる現象

陳琦 (2017) 「中国語授与型前置詞“給”の多機能性」『言語学論叢』オンライン版第10号(通巻36号), 47-62. 筑波大学.

陳琦 (2018) 「中国語呉方言における“撥”の受動機能の由来：上海語と杭州語を中心に」『日本中国語学会第68回全国大会予稿集』122-125. 日本中国語学会.

陳琦 (近刊) 「中国語呉方言の“撥”の受身用法」『中国語研究』61, 99-112. 中国近世語学会.

第5章 日本語・中国語における使役表現と受身表現の意味的近接現象

陳琦 (2018) 「日本語における使役と受身の連続性」『筑波応用言語学研究』25, 46-65. 筑波大学.

第6章 日本語・中国語の受身文における受影性のあり方の違い

陳琦 (2018) 「中国語所有受身文の容認度判断に関わる要素」『言語学論叢』オンライン版第11号(通巻37号), 1-19. 筑波大学.

第7章 結論

新規執筆